

令和 7 年版 川口市保健事業概要

令和 7 年 9 月
川口市保健部

目 次

第1部 保健部の概要

第1章 行政組織	3
第2章 職員配置表	4
第3章 事務分掌	5
第4章 予算等の概要	7
第5章 関連計画	9
第1節 川口市健康生きがいづくり計画・ 食育推進計画（第三次）	9
第2節 川口市自殺対策推進計画（第2次）	11
第3節 川口市人と動物との調和のとれた 共生ができる地域社会の推進計画（第2次）	13
第4節 川口市食品衛生監視指導計画	15
第5節 川口市国民健康保険第3期保健事業実施計画 （データヘルス計画）第4期特定健康診査等実施計画	16

第2部 事業の概要

第1章 保健総務課	21
第1節 救急医療体制	23
1 救急医療体制	23
第2節 健康づくり	24
1 健康管理士一般指導員等資格取得者補助事業	24
2 食生活改善推進事業	24
第3節 浸水被害地域に対する防疫対応	25
第4節 川口市めぐりの森	26
第5節 葬祭事業	27
第6節 安行霊園	28
第2章 川口市保健所	29
第1節 管理課	31
1 専門職員等研修事業	33
2 学生実習及び臨床研修医等の受入	33
3 保健衛生統計調査	36
4 医療安全相談	37
5 医療施設指導等	39
6 薬事関連施設指導	41
7 衛生免許関連	44
8 献血推進事業	46
第2節 疾病対策課	49
1 難病支援事業	51
2 感染症予防対策事業	53
3 結核対策事業	57
4 エイズ予防	64
5 肝炎治療特別促進事業（埼玉県への経由事務）	66

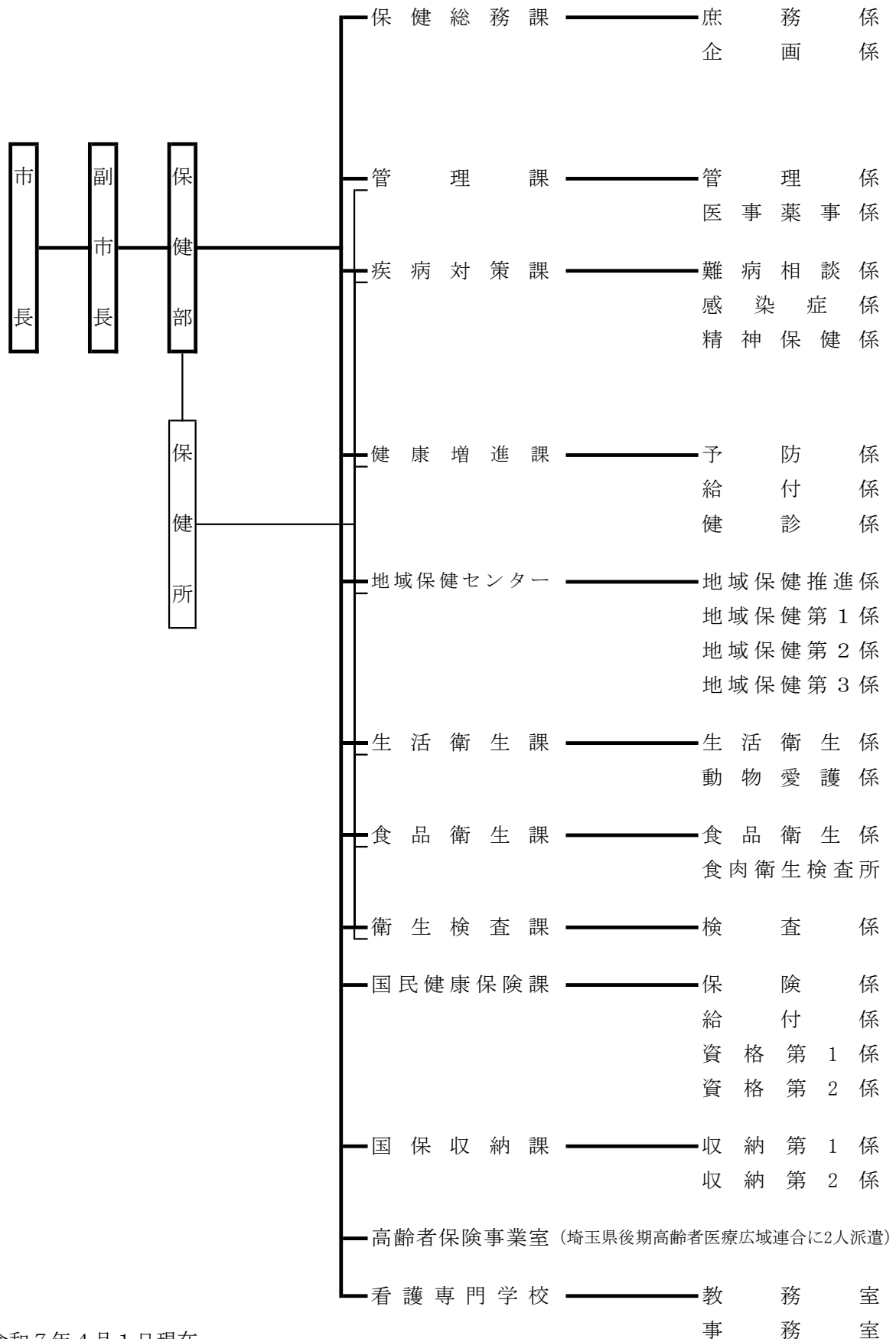
6	精神保健福祉支援事業	67
第3節	健康増進課	79
1	予防接種	81
2	妊産婦健康診査等	89
3	小児医療支援	90
4	不妊支援	92
5	がん患者支援	94
6	乳幼児健康診査	95
7	がん検診	97
8	健康診査	99
9	成人健康づくり	102
10	国民健康・栄養調査(厚生労働省委託事業)	104
11	歯と口の健康フェスティバル	104
第4節	地域保健センター	105
1	母子健康手帳の交付	107
2	相談支援事業	108
3	母子健康教室	109
4	母子訪問指導	111
5	こども家庭センター	112
6	出産・子育て応援給付金	113
第5節	生活衛生課	115
1	生活衛生事業	117
2	動物管理指導事業	125
第6節	食品衛生課	135
1	食品衛生事業	137
2	食肉衛生検査事業	149
第7節	衛生検査課	153
1	衛生検査事業	155
第3章	国民健康保険事業	157
第1節	事務機構	161
第2節	国民健康保険のあゆみ	162
第3節	被保険者の状況	171
1	国民健康保険加入割合の推移	171
2	外国人世帯・被保険者数の推移	172
3	事由別被保険者異動状況	172
第4節	財政状況	173
1	令和7年度予算	173
2	年度別決算状況	175
第5節	保険給付	177
1	保険給付の種類と内容	177
2	療養給付・療養費の支払方法	178
3	医療費について	179
第6節	保健事業	181
1	医療費通知実施状況	181
2	人間ドック検診料助成事業	181
3	特定健康診査・特定保健指導	182

第7節	保険税の状況	183
1	保険税率及び賦課割合等の推移	183
2	調定額及び収入済額の推移	185
3	平均保険税	190
4	収納率の推移	190
5	保険税の軽減状況等	191
第8節	川口市国民健康保険運営協議会	194
1	委員の構成	194
2	協議会開催状況	194
第4章	高齢者保険事業	195
第1節	後期高齢者医療制度の概要	197
1	制度の運営	197
2	後期高齢者の医療費負担	197
第2節	被保険者の状況	198
1	被保険者となるかた	198
第3節	財政状況	199
1	令和7年度予算	199
2	年度別決算状況	201
第4節	保険料の状況	204
1	保険料（令和6年度・令和7年度）	204
2	調定額及び収入済額の推移	205
第5節	保険給付	206
1	医療機関等の窓口での自己負担	206
2	令和6年度療養給付費	206
3	一人あたりの医療費の推移	207
第6節	保健事業	208
1	健康診査事業	208
2	人間ドック検診料助成事業	209
第5章	看護専門学校	211
第1節	看護専門学校の概要	213
1	設置目的	213
2	教育理念	213
3	組織	213
第2節	教育・行事	215
1	看護学科	215
2	主な行事	215
第3節	学校運営	216
1	入学状況	216
2	国家試験状況	216
3	卒業生の進路状況	216
4	川口市看護学生等奨学金	217
資料	関連団体名簿	219

第 1 部

保健部の概要

第1章 行政組織



令和7年4月1日現在

第2章 職員配置表

(単位：人)

		総 数	一 般 事 務	医 師	薬 剤 師	獣 医 師	保 健 師	看 護 師 等	精 神 保 健 福 祉 士	管 理 栄 養 士	栄 養 士	理 学 療 法 士	臨 床 検 査 技 師
	部 長	1	1										
	保 健 所 長 (保 健 部 理 事)	1		1									
	保 健 総 務 課	14	13				1						
川 口 市 保 健 所	管 理 課	16	10	1	3		2						
	疾 病 対 策 課	32	7				20		4				1
	健 康 増 進 課	31	17				12			2			
	地 域 保 健 セ ン タ ー	51	3				47			1			
	生 活 衛 生 課	12	2		3	7							
	食 品 衛 生 課	24	1		6	14				3			
	衛 生 検 査 課	10			4	6							
	国 民 健 康 保 険 課	48	45				3						
	国 保 収 納 課	27	27										
	高 齢 者 保 険 事 業 室	15	14				1						
	看 護 専 門 学 校	18	5					13					
	総 数	300	145	2	16	27	86	13	4	6	0	0	1

令和7年4月1日現在の実配置

第3章 事務分掌

保健総務課

- (1) 部内の連絡調整に関すること
- (2) 保健所との連絡調整に関すること
- (3) 保健医療関係団体との連絡調整に関すること
- (4) 健康づくりなど保健施策の企画調整に関すること
- (5) 市営の墓地、納骨堂及び火葬場に関すること
- (6) 葬祭事業に関すること
- (7) 新型インフルエンザ等対策に関すること
- (8) 鳩ヶ谷庁舎の管理に関すること

管理課

- (1) 保健所の庶務及び運営に関すること
- (2) 保健衛生統計等に関すること
- (3) 保健衛生関係従事者の免許申請の受付に関すること
- (4) 医事に関すること
- (5) 薬事に関すること
- (6) 温泉の利用の許可等に関すること
- (7) 死体保存の許可に関すること
- (8) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所開設等に関すること
- (9) 柔道整復師の施術所開設等に関すること
- (10) 衛生検査所開設等に関すること
- (11) 歯科技工所開設等に関すること
- (12) 献血推進事業に関すること

疾病対策課

- (1) 感染症の予防等に関すること
- (2) 精神保健福祉に関すること

健康増進課

- (1) 予防接種に関すること
- (2) 母子保健の給付に関すること
- (3) がん検診及び健康診査並びに市全域における健康づくりに関すること
- (4) 歯科口腔保健に関すること

地域保健センター

- (1) こども家庭センター事業に関すること
- (2) 地域における健康づくりに関すること

生活衛生課

- (1) 生活衛生に関すること
- (2) 狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関すること
- (3) 専用水道、簡易専用水道の届出の受付、指導等
- (4) 墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等に関すること
- (5) 化製場等の設置並びに動物の飼養及び収容の許可等に関すること

食品衛生課

- (1) 食品衛生に関すること
- (2) 給食施設指導に関すること
- (3) と畜検査に関すること
- (4) 食肉衛生検査所に関すること
- (5) 食鳥肉衛生に関すること

衛生検査課

- (1) 衛生検査に関すること

国民健康保険課

- (1) 国民健康保険に関すること
- (2) 保健事業に関すること
- (3) 日雇特例被保険者健康保険に関すること

国保収納課

- (1) 国民健康保険税の徴収に係る企画調整及び進行管理に関すること
- (2) 国民健康保険税の徴収に関すること
- (3) 国民健康保険税の滞納整理に関すること

高齢者保険事業室

- (1) 後期高齢者医療制度に関すること

看護専門学校

- (1) 看護師の育成に関すること

第4章 予算等の概要

令和6年度 歳出決算額

一般会計

(単位：円)

4款	衛生費	25,717,923,768
1項	保健衛生費	11,415,729,305
1目	保健衛生総務費	2,213,998,936
2目	火葬事業費	347,302,518
3目	霊園葬祭費	46,527,683
4目	病院費	2,600,000,000
5目	看護学校費	220,270,631
6目	保健所費	65,415,570
7目	予防費	287,055,468
8目	保健活動費	5,485,338,518
9目	生活衛生費	40,978,709
10目	食品衛生費	19,950,243
11目	衛生検査費	88,891,029

特別会計

(単位：円)

国民健康保険事業	51,170,260,173
後期高齢者医療事業	8,689,568,547
看護学校事業	249,764,992

令和 7 年度 歳出予算額（当初）

一般会計

（単位：円）

4 款	衛 生 費	30,228,822,000
1 項	保 健 衛 生 費	10,429,891,000
1 目	保 健 衛 生 総 務 費	2,488,245,000
2 目	火 葬 事 業 費	360,534,000
3 目	霊 園 葬 祭 費	298,691,000
4 目	病 院 費	1,900,000,000
5 目	看 護 学 校 費	234,788,000
6 目	保 健 所 費	34,513,000
7 目	予 防 費	135,502,000
8 目	保 健 活 動 費	4,819,367,000
9 目	生 活 衛 生 費	44,406,000
10 目	食 品 衛 生 費	24,069,000
11 目	衛 生 検 査 費	89,776,000

特別会計

（単位：円）

国 民 健 康 保 険 事 業	50,745,000,000
後 期 高 齢 者 医 療 事 業	8,973,500,000
看 護 学 校 事 業	262,900,000

第5章 関連計画

第1節 川口市健康生きがいきづくり計画・食育推進計画（第三次）

1 計画策定の背景

平成26年3月に「川口市健康・生きがいきづくり計画（第二次）」を、平成29年3月には「川口市食育推進計画（第2次）」をそれぞれ策定し、基本理念「健康で生きがいをもって暮らすことができる都市・川口」および「笑顔の食事がつなぐ明日の元気」を実現するため、各種施策を推進してきました。

令和6年度末にて両計画が終了することに伴い、健康づくりと食育に関する取組を効果的かつ効率的に推進するため、両計画を総合的に一体化した「川口市健康生きがいきづくり計画・食育推進計画（第三次）」を令和7年3月に策定しました。

2 計画期間

計画の期間は、令和7年度から令和18年度までの12年間としています。

ただし、計画の進捗状況や今後の課題に関して検討を行うとともに、国・県の状況などによって必要に応じて見直すこととします。

3 基本理念

「どの世代も健康で生きがいをもち 食を楽しめる都市 川口」

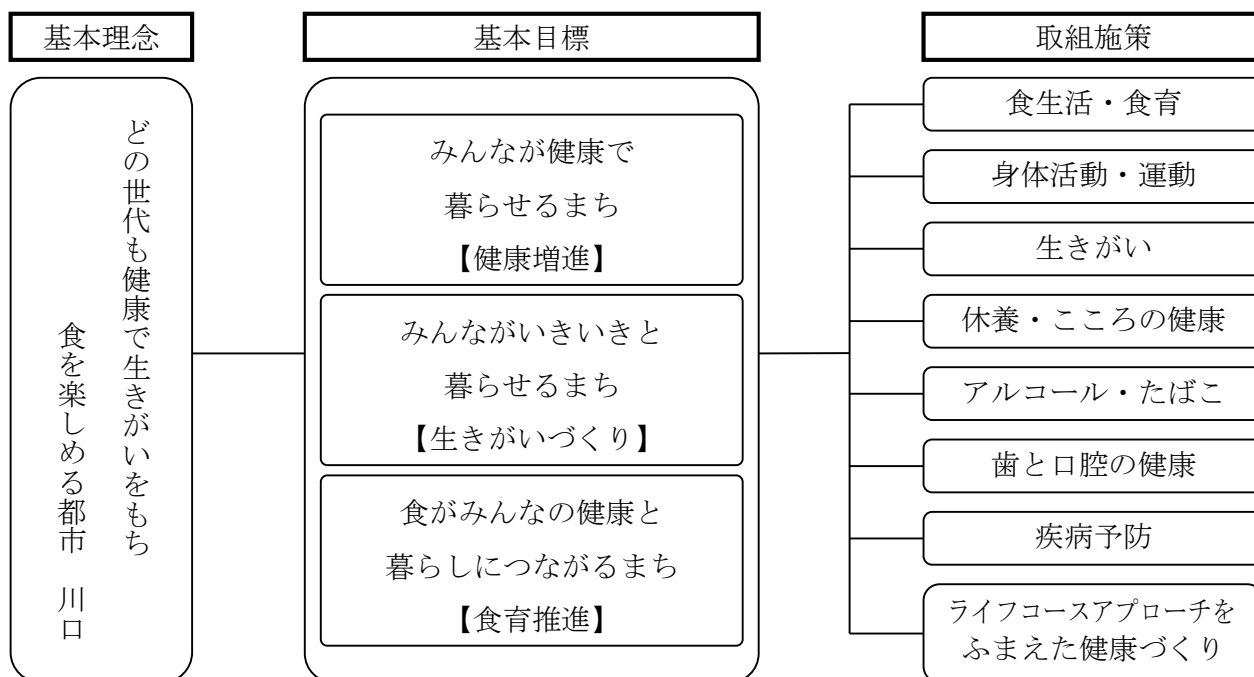
本計画の基本理念は「川口市健康・生きがいきづくり計画（第二次）」策定において、基本理念として掲げていた「健康で生きがいをもって暮らすことができる都市・川口」と「川口市食育推進計画（第2次）」策定において、基本理念として掲げていた「笑顔の食事がつなぐ明日の元気」を考慮したものです。この計画では、「ライフコースアプローチ」を踏まえ、どの世代でも市民一人ひとりが健康で生きがいをもち、食を楽しむまちづくりを推進します。

4 基本目標

基本理念を実現するために、国が策定した「健康日本21（第三次）」で提唱されている基本目標を考慮するとともに、「健康増進」「生きがいきづくり」「食育推進」に対して、次の3つを本市の基本目標として掲げ、目標を達成するための取組を推進します。

- （1） みんなが健康で暮らせるまち【健康増進】
- （2） みんながいきいきと暮らせるまち【生きがいきづくり】
- （3） 食がみんなの健康と暮らしにつながるまち【食育推進】

5 計画の全体像



6 計画の全体目標

市民一人ひとりが健康で生きがいをもち、食を楽しむまちの実現のためには、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（＝健康寿命）をできるだけ長くしていくことが重要です。また、自分自身の健康管理や食生活、運動などの取組による健康づくり活動だけではなく、こころの健康づくりや生きがいづくりを進めていくことは、健康でいきいきとした暮らしを継続し、健康寿命を延伸することにつながります。

こうしたことから、本計画においては、計画全体の成果指標を「健康寿命の延伸」とします。

成果指標	調査内容	対象	現状値 (R4)	中間目標 (R12)	最終目標 (R17)
健康寿命の延伸	65 歳健康寿命	男性	17.40 年	18.12 年 (令和 4 年度時点 県健康寿命)	中間目標値 以上
		女性	20.59 年	21.03 年 (令和 4 年度時点 県健康寿命)	中間目標値 以上

第2節 川口市自殺対策推進計画（第2次）

1 計画策定の背景

『誰もが自殺に追い込まれることのない川口市』の実現のため、市民、関係機関、行政等が一体となって自殺対策の推進を図る指針として、「川口市自殺対策推進計画」を平成31年3月に策定しました。

令和5年度末にて計画期間が満了したことを受け、近年の社会状況や、国の指針である自殺総合対策大綱等を踏まえつつ、これまで以上の取り組みを推進するため、「川口市自殺対策推進計画（第2次）」を令和6年3月に策定しました。

2 基本理念

「誰もが自殺に追い込まれることのない
助け合い、支え合うことのできる地域社会の実現」

3 計画の基本方針

- (1) 生きることの包括的な支援の推進
- (2) 関連施策との有機的な連携強化による総合的な取り組み
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪としての推進
- (5) 市、関係機関・団体、企業及び市民の役割の明確化と連携・協働の推進
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮

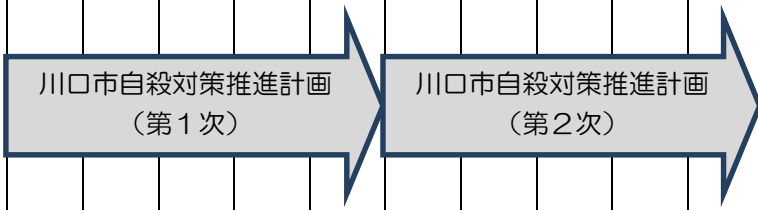
4 計画の期間と数値目標

計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間です。

また、本計画における当面の目指すべき目標値として、平成27年（2015年）の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）※15.8を、令和8年までに11.1以下に減少させることを目指します。

※自殺死亡率出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

和暦 (年度)	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
西暦 (年度)	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
計画 期間												



5 6つの基本施策と4つの重点施策

本市の自殺対策は、「6つの基本施策」と、「4つの重点施策」で構成されています。
「6つの基本施策」とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取り組みとなっています。

【6つの基本施策】

- 1 生きることへの希望がもてるつながりづくり
- 2 多様な相談体制の充実
- 3 子ども・若者が健やかに育つ環境づくりの推進
- 4 市民への啓発と周知
- 5 自殺対策を支える人材の育成
- 6 地域におけるネットワークの強化

また、「4つの重点施策」は、本市における自殺の現状分析及び川口市地域保健審議会部会（川口市自殺対策推進計画（第2次）策定会議）での検討結果を踏まえ、「高齢者」「勤労者」「生活困窮者」及び「女性」の対策を4つの柱として推進し、それぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、「生きることの包括的な支援」として自殺対策の推進を図るものです。

【4つの重点施策】

- 1 高齢者を対象とした取り組みの推進
- 2 勤労者を対象とした取り組みの推進
- 3 生活困窮者等への取り組みの推進
- 4 女性を対象とした取り組みの推進

6 計画の推進と進行管理

保健、医療、福祉等の関係団体等で構成する「川口市地域保健審議会」において連携を図るとともに、必要な事項について調査審議し、施策を総合的かつ計画的に推進します。

第3節 川口市人と動物との調和のとれた 共生ができる地域社会の推進計画（第2次）

1 推進計画策定の趣旨

近年、犬や猫などの動物は、飼い主にとって、心にうるおいや癒しを与える良き伴侶、あるいは家族の一員として、ますます身近なものとなってきています。

その一方で、動物の虐待や遺棄、不適切な飼い方による近隣とのトラブルなど動物の飼育に関して様々な問題が地域で発生しています。特に、本市のような住宅地が多い地域では大きな問題となっています。

本市では平成30年4月の中核市移行により、動物行政が埼玉県から移譲されることに伴い、「川口市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）」を同年10月から施行し、これに併せて、「川口市人と動物との調和のとれた共生ができる地域社会の推進計画」を策定しました。

そのような中、令和元年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号。）」が公布され、動物取扱業のさらなる適正化、動物の虐待等に対する罰則の強化、販売される犬・猫へのマイクロチップの装着等の義務化などが新たに規定されたことから、これらの改正内容や市の現状を踏まえ、「川口市人と動物との調和のとれた共生ができる地域社会の推進計画（第2次）」を策定しました。

本計画では、条例で定める基本理念を達成するために、本市の現状や課題を抽出し、設定した目標を着実に実施するための施策や取り組みを示しており、本市の動物愛護行政の基盤として、人と動物との調和のとれた共生ができる地域社会の実現に向け、取り組んでいきます。

2 計画期間

令和5年10月1日から令和10年9月30日までの5年間とします。

ただし、法等の改正や地域の実情等に応じ再考が必要な場合は、見直しを行うものとします。

3 目標

（1）共生社会の推進

条例の基本理念に基づき、共生社会の実現に向けて施策や具体的な取り組みを推進します。

【施策】

- ①飼い主の責務及び適正飼養の普及啓発
- ②狂犬病予防の推進
- ③多頭飼育対策
- ④飼い主のいない猫への対応
- ⑤動物の遺棄・虐待対策
- ⑥協力団体・ボランティアとの連携

（２）事業者等の社会的責任の周知徹底

動物取扱業者及び特定動物飼養者の専門性を活かし、一般飼養者の模範となるように法令遵守と安全確保の徹底を図ります。

【施策】

- ①動物取扱業の適正化及び資質の向上
- ②特定動物の適正な飼養管理の徹底

（３）殺処分数の減少

終生飼養の徹底や飼い主のいない猫対策などの取り組みを促進させ、動物の引き取りを減少させるとともに、市や動物愛護団体等による譲渡を普及、拡大することにより、殺処分数の減少を目指します。

【施策】

- 犬・猫の殺処分の抑制

（４）危機管理体制の強化

動物由来の感染症に係る市民の理解や、その発生に備えた連携体制の整備、災害発生時における飼い主と動物の同行避難等の体制整備を進め、危機管理体制の強化を目指します。

【施策】

- ①動物由来感染症対策
- ②災害時対応の整備

第4節 川口市食品衛生監視指導計画

1 策定の趣旨

「川口市食品衛生監視指導計画」は、食品等の安全性の確保と食品衛生に関する正しい知識の普及を目的とし、食品衛生法第24条に基づき、年度ごとに策定するものです。

2 計画の適用期間及び適用区域

適用期間は当該年度1年間とし、川口市内全域を適用区域とします。

3 実施体制

- (1) 監視指導 川口市保健所食品衛生課食品衛生係
川口市保健所食品衛生課食肉衛生検査所

- (2) 試験検査 川口市保健所衛生検査課検査係※

※一部検査は埼玉県衛生研究所、埼玉県食肉衛生検査センター、登録検査機関等に委託します。

4 関係機関

日頃から関係機関と情報共有を行い、食の安全・安心に係る危害の防止を図ります。市域を超えた食中毒発生時や違反・不良食品発見時には、速やかに情報を共有し、適切な対応を図ります。特に、埼玉県内で食品衛生を所管する4区市(埼玉県、さいたま市、川越市、越谷市)や、その他近隣自治体とは、連絡会議等で食品衛生に関する情報共有を行い、緊密な連携の確保に努めます。また、毒物混入等犯罪が疑われる事案については、埼玉県警察等と連携を図ります。

5 目標

保健所の監視対象に該当する施設については、市民の食の安全安心を確保するため、年間約1,400施設(延べ数)を監視指導の目標とします。この他、営業許可調査、苦情・食中毒・違反通報時の調査指導、及び大規模食中毒等発生時の緊急監視を行います。

第5節 川口市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画） 第4期特定健康診査等実施計画

1 計画の目的

被保険者の皆様の健康の保持増進を図ることで「健康寿命の延伸」と「医療費の適正化」を目的としています。

川口市では、国保データベース（KDB）等を活用した、特定健康診査の結果や診療報酬明細書（レセプト）等のデータ分析を行い、優先的に取組むべき健康課題を抽出することで、生活習慣病の発症及び重症化予防をはじめとした保健事業や特定健康診査等を効果的・効率的に実施します。

第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の特徴としては、保険者共通の評価指標の設定と高齢者保健事業と介護予防を一体的に実施するよう努めることが求められています。

2 計画期間

この計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

3 川口市国民健康保険の状況

市の人口は令和4年度604,894人、横ばいで推移しているものの、国民健康保険加入者数は117,837人となっており、毎年減少傾向で国保加入率は19.5%となっています。また、外国人被保険者数は毎年増加して、外国人人口の38.4%が国民健康保険に加入しています。

4 医療・介護・健診の状況

（1）医療費の状況

- ①一人当たり国保の医療費は、年々増加し、令和4年度は301,749円かかっています。
- ②人工透析患者数、医療費ともに、令和2年度を境に減ってきています。
- ③生活習慣病治療率を年代でみると、40-64歳では約3割のかたが治療していますが、65歳以上になると6割に伸び、75歳以上では8割のかたが治療を受けています。重症化予防のためには若いときからの生活習慣の改善が大事になってきます。
- ④生活習慣病の治療者の構成割合をみると、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症の治療者では、高血圧、脂質異常症、糖尿病の基礎疾患を重複してもっているかたが多くみられます。

（2）介護保険の状況

介護認定者の数は年々増加し、令和4年度は、1号被保険者（65歳以上）が24,289人で認定率は17.6%です。2号認定者（40-64歳）の数は、873人です。何が原因で介護になっているかをみると、認知症、脳血管疾患、心不全が、要介護3以上（重症度）の上位を占めています。

（3）健診の状況

- ①令和4年度健診受診者のメタボリックシンドロームの状況を男女別、年代別にみると、男性の割合が女性の3～6倍も多くなっています。
- ②HbA1c6.5%以上とⅡ度高血圧（160/100mmHg）以上の有所見者の翌年度の健診結果をみると、4割のかたが翌年度健診未受診者で結果が把握できていません。重症化を予防するために、継続して健診を受診してもらう働きかけを行っていきます。

5 第2期計画の評価と課題

川口市の「平均寿命」、「65歳健康寿命」は、延伸していますが、一人当たり医療費が約7万円増加し、生活習慣病の治療率も年齢が上がるにつれて割合が高くなっています。健診結果においては、糖尿病の可能性が高い HbA1c6.5%以上及び、早期に医療受診が必要な高血圧Ⅱ度（160/100mmHg）以上の方が、翌年4割も健診未受診者となっており、データが把握できていません。

健診未受診者を減らし、継続受診者を増やすことが重症化予防対策、健診受診率向上対策にもつながります。併せて、メタボリックシンドローム該当者の増加は、心血管病、糖尿病等の生活習慣病の発症及び重症化につながることで、市民が健診を受診し、自分の健診結果を理解したうえで、生活習慣を振り返るとともに、適正な医療機関への受診へつなげることが必要です。

6 第3期における健康課題・目標(令和6年度～11年度の6年間)

目的：「健康寿命の延伸」「医療費の適正化」 指標		実績	目標値	
		R 4	R 8	R 11
平均寿命（歳）	男性	80.81	延伸	延伸
	女性	86.98	延伸	延伸
65歳健康寿命	男性	17.22	17.74※1	延伸
	女性	20.42	20.89※1	延伸
平均自立期間（歳） （要介護2以上）	男性	79.2	延伸	延伸
	女性	83.3	延伸	延伸
生活習慣病一人当たり医療費※2		135,862円	維持	維持

※1：川口市総合計画 令和7年度目標。計画見直し時に修正を行う。

※2：KDB 医療費分析生活習慣病から算出した。

目標	指標	達成すべき目的	課題を解決するための目標	評価指標元			実績・目標			データの把握方法 (活用データ)
				全ての都道府県	県独自	市独自	初期値 R 6 (R4)	中間評価 R 8 (R7)	最終評価 R 11 (R10)	
中長期目標		脳血管疾患・虚血性心疾患、糖尿病性腎症による透析の医療費の伸びを抑制	脳血管疾患の総医療費に占める割合の維持			○	2.14%	維持	維持	KDBシステム
			虚血性心疾患の総医療費に占める割合の維持			○	1.56%	維持	維持	
			慢性腎不全(透析あり)総医療費に占める割合の維持			○	6.15%	維持	維持	
			糖尿病性腎症による透析導入者の割合の維持			○	53.7%	維持	維持	
短期目標	アウトカム	心血管疾患の発症を予防するために、メタボリック等の対象者を減らす	メタボリックシンドローム該当者の割合の減少			○	21.8%	21.6%	21.4%	
			メタボリックシンドローム予備群の割合の減少			○	11.6%	11.4%	11.2%	
		脳血管疾患、虚血性心疾患(循環器病)の発症を予防するために、高血圧、脂質異常症、糖尿病、メタボ該当者等を減らす	健診受診者の高血圧者の割合減少(160/100以上)			○	6.6%	減少	減少	
			血圧が保健指導判定値以上の者の割合(130/85以上)		○		58.1%	57.0%	56.0%	
			健診受診者の脂質異常者の割合減少(LDL160以上)			○	11.4%	減少	減少	
		糖尿病合併症の発症を予防するために、糖尿病、高血圧、メタボ等の対象者を減らす	健診受診者の血糖異常者の割合の減少(HbA1c6.5%以上)		○		9.2%	9.1%	9.0%	
			HbA1c6.5%以上の者のうち、糖尿病のレセプトがない者の割合		○		10.8%	10.7%	10.5%	
			健診受診者のHbA1c8.0%以上の者の割合の減少	○			1.4%	1.3%	1.2%	
	アウトプット	特定健診受診率を向上させ、重症者を減少	特定健診受診率 60%以上	○			34.7%	45.0%	60.0%	法定報告値
		特定保健指導実施率を向上させ、自らの生活習慣病のリスク保有状況がわかり、改善方法を自分で選択できる	特定保健指導実施率 60%以上	○			20.3%	36.0%	60.0%	
			特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	○			37.3%	37.5%	37.8%	

7 課題解決するための保健事業の取り組み内容

事業名	事業の目的
(1) 特定健診受診率向上	内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目し、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防する。特定健康診査受診率を向上させ、生活習慣病予防のため保健指導を必要とするものを早めに抽出し、保健指導につなげる。
(2) 特定保健指導実施率向上	対象者に合った効果的・効率的な保健指導の実施により、行動変容を促し、メタボリックシンドローム該当者・予備軍の減少、生活習慣病(高血圧・糖尿病・脂質異常症)関連の医療費の適正化を図る、そのため、未利用者・中断者を減らして、終了者を増やす。
(3) 糖尿病性腎症重症化予防対策事業	糖尿病の重症化リスクの高い対象者に対して、医療機関の受診中断者や医療機関未受診者に受診勧奨を行うことにより、治療に結び付けるとともに、通院中の者にあつては通院先の医療機関の医師の指示に基づき保健指導を行うことにより、糖尿病性腎症の重症化を予防し、被保険者の健康保持、医療費の適正化を実現することとする。
(4) 特定保健指導以外の保健指導事業	循環器疾患(虚血性心疾患、脳血管疾患)の重症化リスクの高いものについて、医療機関未受診者に受診勧奨を行うことにより治療に結び付けるとともに、生活改善が必要な対象者に保健指導を行い介入することで、重症化を予防し、被保険者の健康保持、医療費の適正化を実現することとする。

第2部 事業の概要

第 1 章

保健総務課

第 1 章 保健総務課

第 1 節 救急医療体制

1 救急医療体制

(1) 在宅当番医制事業・在宅歯科診療事業（第一次救急医療）

休日における地域住民の救急医療の確保を図るため、川口市医師会及び川口歯科医師会で在宅当番医制を実施し、休日等の診療を行っています。

- ① 実施場所 【医科】 病院・診療所：4 医療機関 【歯科】 診療所：2 医療機関
- ② 診療日 日曜日・祝日・休日・年末年始（12月29日～1月3日）
- ③ 診療時間 9時～17時

(2) 小児夜間等救急診療事業（第一次救急医療）

休日や夜間の小児救急患者に対応するため、診療を行っています。

- ① 実施場所 こども夜間救急診療所及び3医療機関
(川口市立医療センター・済生会川口総合病院・埼玉協同病院)
- ② 診療日 毎日
- ③ 実施時間 【こども夜間救急診療所】
月曜日～金曜日
19時～23時（診療時間：19時30分～23時）
土曜日・日曜日・祝日・休日・年末年始（12月29日～1月3日）
17時～22時（診療時間：17時30分～22時）
【3医療機関（当番制）】
月曜日～金曜日
23時～翌日8時
土曜日・日曜日・祝日・休日・年末年始（12月29日～1月3日）
22時～翌日8時

(3) 病院群輪番制運営事業（第二次救急医療）

在宅当番医制の後方支援として、入院治療が必要な重症救急患者の受け入れを行っています。

- ① 実施場所 救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に基づき、埼玉県知事の認定を受け、かつ本事業に関して協力の申出があった12医療機関（輪番制）
- ② 診療日 毎日
- ③ 診療時間 月曜日～土曜日 18時～翌日8時
日曜日・祝日・休日・年末年始（12月29日～1月3日）
8時～翌日8時

(4) 小児夜間等救急診療事業（第二次救急医療）

入院治療や緊急手術等が必要な小児重症救急患者の受け入れを行っています。

- ① 実施場所 3医療機関（当番制）
- ② 診療日 毎日

- ③ 診療時間 月曜日～土曜日 18時～翌日8時
日曜日・祝日・休日・年末年始（12月29日～1月3日）
8時～翌日8時

（5）救命救急センター（第三次救急医療）

脳卒中・心筋梗塞・頭部損傷等の重篤救急患者を受け入れるため、高度な診療機能を有し、24時間体制の診療を行っています。

- 実施場所 川口市立医療センター

第2節 健康づくり

1 健康管理士一般指導員等資格取得者補助事業

市民の健康・生きがいを支援する人材の確保を図ることを狙いとし、これらの資格取得者に対し、資格取得に要した費用の一部を補助しています。

（単位：人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
健康管理士一般指導員	1	2	2
健康生きがいをづくり アドバイザー	6	2	6

2 食生活改善推進事業

川口市食生活改善推進員協議会

- ① 組織 昭和47年5月発足 市内在住者で構成
② 会員数 19支部 316人 （令和7年4月1日現在）
③ 活動内容 食生活改善のための自己啓発及び食育の普及活動を行い、市民の健康づくりを推進します。

（1）食生活改善推進員リーダー研修

正しい食生活を地域に広めることを目的に、毎月1回、各支部長（リーダー）が栄養士から食育や生活習慣病予防食等の調理実習指導を受け、研修終了後、各支部で会員への伝達を行います。

- 実施期間：8月を除く4月～3月

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	11回	11回	11回
延べ参加人数	302人	302人	275人

(2) 食生活改善推進員養成講座（さわやか健康セミナー）

食育や生活習慣病等に対する知識を深め、普及啓発活動等を行うボランティアを養成します。

① 実施期間 年1回（8日間）

② 講師 歯科衛生士、栄養士、医師、運動指導士、保健師、食品衛生監視員等

（単位：人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
修了者数	14	14	9

第3節 浸水被害地域に対する防疫対応

台風や集中豪雨による浸水被害地域に対し、消毒活動を実施しています。

（単位：件）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
消毒対応件数	8	23	2

第4節 川口市めぐりの森

川口市めぐりの森は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の規定に基づく火葬場として、平成30年4月に開設しました。

施設の設計は世界的に著名な建築家である伊東豊雄氏によるもので、水と緑に囲まれて周辺環境と調和し、遺族が安らかに故人をしのぶことができるよう配慮されています。また、最新の火葬炉設備を導入することにより、無煙・無臭でダイオキシンなどの排出を防止する環境対策を講じています。

（1）施設概要

位 置	川口市大字新井宿430-1
開設年月日	平成30年4月1日
主 要 構 造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階建
敷地面積	19,800.32 m ²
建築面積	5,493.44 m ²
延床面積	7,761.92 m ²
主 要 設 備	火葬炉10基（予備スペース4基）、告別収骨室7室、待合室13室 他

（2）設置目的

公衆衛生その他公共の福祉の向上を図ることを目的とする。

（3）開場時間

8時45分～17時

（4）休場日

友引日、1月1日～1月3日

（5）利用実績

（単位：件）

	市内	市外	計
令和4年度	5,883	35	5,918
令和5年度	6,196	21	6,217
令和6年度	6,226	12	6,238

第5節 葬祭事業

市民福祉の観点から、亡くなられたかたに礼を尽くし、できるだけ経費をかけずに葬儀ができるよう、葬祭事業を行っています。

葬祭事業では、葬儀に必要な最小限の内容（葬具やサービス）をまとめた2種類の基本仕様を定額制で提供しています。葬儀は市の登録を受けた葬祭業者が実施し、定額の利用者負担の他に、市が葬祭業者に費用の一部を補助しています。

（1）事業内容

【仕様1】

対 象：通夜・告別式等を行うかた

費 用：23万1千円（税込）

※23万1千円とは別に、市が葬祭業者に4万円を補助

内 容：祭壇、焼香用具、受付用品、後飾、棺、遺体安置、霊きゅう自動車、骨つぼなど

【仕様2】

対 象：通夜・告別式等を行わず、火葬のみを行うかた

費 用：14万3千円（税込）

※14万3千円とは別に、市が葬祭業者に2万円を補助

内 容：棺、遺体安置、霊きゅう自動車、骨つぼなど

仕様1・仕様2ともに、式場使用料や火葬場使用料等は含まれていません。

（2）補助実績

（単位：件）

	仕様1	仕様2	計
令和4年度	319	186	505
令和5年度	315	188	503
令和6年度	324	199	523

第6節 安行霊園

市営安行霊園は焼骨の埋蔵または収蔵を希望するかたのため、墓地、埋葬等に関する法律に基づく霊園として、緑に囲まれた安行吉岡の丘陵に昭和41年8月に開園しました。園内には、墓地・納骨堂を設置しています。

(1) 所在地

川口市大字安行吉岡1392番地

(2) 使用料及び管理料

(令和7年4月1日現在)

区 分			区画数及び壇数	金 額	
墓地 (1区画約3㎡)			284区画	管理料1年につき	1,650円
納 骨 堂	小 壇	上 段	184壇	使用料3年につき	10,450円
		中 段	224壇	〃	12,100円
		下 段	224壇	〃	9,350円
	中 壇		60壇	〃	24,700円
	大 壇		10壇	〃	36,300円
	短期保管壇		26壇	使用料1年につき	2,750円
	合 計		728壇	—	—

(3) 安行霊園再整備事業

安行霊園再整備に向け、「川口市安行霊園基本計画」に基づく基本設計及び実施設計を行いました。

第 2 章

川口市保健所

第 1 節

管 理 課

第2章 川口市保健所

第1節 管理課

1 専門職員等研修事業

専門職員等が、国や県、研修機関等が実施する研修会、研究会、学会等に参加し他市の取組みや研究事例を学び、職員の資質の向上に努めています。

		研修会	研究会	学 会	講習会	その他	合 計
令和4年度	件 数	47	5	5	9	10	76
	参加人数	137	16	16	15	14	198
令和5年度	件 数	83	7	5	10	9	114
	参加人数	213	17	19	22	15	286
令和6年度	件 数	75	4	8	11	8	106
	参加人数	269	21	23	15	12	340

2 学生実習及び臨床研修医等の受入

『川口市保健所実習実施要綱』に基づき、学生等を受け入れています。

(1) 保健所管理課

	養成課程等	団 体 名	実人数	合 計
令和4年度	医師	獨協医科大学	3	130
	看護師	川口市立看護専門学校	73	
		済生会川口看護専門学校	20	

	養成課程等	団体名	実人数	合計
令和4年度	保健師	埼玉県立大学	6	
		西武文理大学	6	
		目白大学	9	
		日本医療科学大学	6	
	栄養士	女子栄養大学	6	
	臨床研修医	埼玉県済生会川口総合病院	1	
令和5年度	医師	獨協医科大学	2	149
	看護師	川口市立看護専門学校	70	
		済生会川口看護専門学校	37	
	保健師	埼玉県立大学	6	
		西武文理大学	7	
		日本医療科学大学	6	
		早稲田医療技術専門学校	6	
	精神保健福祉士	聖学院大学	1	
	公認心理師	東京福祉大学	3	

	養成課程等	団体名	実人数	合計
令和5年度	栄養士	東京家政学院大学	3	
		女子栄養大学	6	
	臨床研修医	済生会川口総合病院	2	
令和6年度	看護師	川口市立看護専門学校	38	107
		済生会川口看護専門学校	36	
	保健師	埼玉県立大学	6	
		西武文理大学	5	
		日本医療科学大学	3	
		早稲田医療技術専門学校	6	
	精神保健福祉士	武蔵野大学	1	
	栄養士	東京家政学院大学	2	
		女子栄養大学	5	
	臨床研修医	済生会川口総合病院	1	
	獣医師	麻布大学	4	

3 保健衛生統計調査

厚生行政施策の基礎資料を得ることを目的として、人口動態調査をはじめとする各種衛生調査事務を厚生労働省等の委託を受けて、実施しています。

(1) 厚生労働省からの委託による調査

調 査 名	頻度	概 要
人 口 動 態 調 査 令和6年度実施	毎月	市に提出された出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の届出に基づき、実施する調査です。
国 民 生 活 基 礎 調 査 令和6年度実施 (7 地区) (370世帯)	毎年	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項について把握するための調査です。3年毎に大規模な調査を実施し、中間の各年には、世帯の基本的事項及び所得の状況について小規模で簡易な調査を実施します。 調査対象地区は、令和2年度国勢調査区から抽出されます。令和6年度の調査地区数は、全国で1,106地区、世帯数(約5万5千世帯)及び世帯員(約13万2千人)です。
衛 生 行 政 報 告 例 令和6年度実施	毎年	保健所で実施している精神保健福祉、栄養、生活衛生、食品衛生、医療、薬事、母体保護、特定疾患(難病)及び狂犬病予防等についての調査です。
地 域 保 健 ・ 健 康 増 進 事 業 報 告 令和6年度実施	毎年	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした保健施策の展開等を保健所ごとに把握するための調査です。 調査内容は、地域保健事業(母子保健、歯科保健、精神保健福祉、職員の設置状況など)及び健康増進事業(健康相談、健康診査、訪問指導、がん検診など)です。
病 院 報 告 令和6年度実施	毎月	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握するための調査です。
医 師 ・ 歯 科 医 師 ・ 薬 剤 師 調 査 令和6年度実施	隔年 (※)	医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名(薬剤師を除く)等を把握するための調査です。

調 査 名	頻度	概 要
医 療 施 設 調 査 令和6年度実施	毎年	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、診療機能を把握するための調査です。
患 者 調 査 令和5年度実施	3年ごと (※)	医療施設を利用する患者について、その傷病の状況等の実態調査です。
受 療 行 動 調 査 令和2年度実施	3年ごと (※)	全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査し、患者の医療に対する認識や行動を把握するための調査です。 ※令和5年度は調査対象外のため実施なし。

※ 次回は令和8年度実施予定。

(2) その他統計調査

調 査 名	頻度	概 要
社 会 保 障 ・ 人 口 問 題 基 本 調 査 令和6年度実施 (4 地区 200世帯)	毎年 (※)	国立社会保障・人口問題研究所（厚生労働省の附属機関）から委託を受け、実施しています。 調査内容は、家庭動向調査、生活と支えあいに関する調査、人口移動調査、出生動向基本調査、世帯動態調査のうち、毎年1調査を実施します。 調査対象地区は、「国民生活基礎調査」の対象地区の中からさらに選ばれた地区（令和6年度は600地区）が対象となります。

※ 調査対象地区数が少ないため、川口市が該当しない年度もある。

4 医療安全相談

市内の医療機関に関する相談や苦情を中立の立場で受け付け、患者さんが納得して上手に医療を受けられるように、助言及び情報提供などの支援を実施しています。

相談方法

(単位：件)

	電 話	来 庁	手 紙	そ の 他	合 計
令和4年度	599	10	0	4	613
令和5年度	663	5	0	8	676
令和6年度	614	16	0	0	630

相談種別

(単位：件)

	相談・質問	不信・苦情	要望・提言	そ の 他	合 計
令和4年度	460	142	10	1	613
令和5年度	482	173	12	9	676
令和6年度	517	104	7	2	630

相談内容

(単位：件)

	健康・病 気	医 療 内 容	医 療 事 故	対 応 ・ 接 遇	医 療 費	診 療 情 報 提 供 等	医 療 機 関 案 内	そ の 他	合 計
令和4年度	82	72	18	71	41	1	286	42	613
令和5年度	133	114	17	52	19	13	232	96	676
令和6年度	127	130	31	70	33	12	123	104	630

研修会実施結果

	第1回
日 時	令和6年11月12日（火）14時～16時
研 修 方 法	オンライン開催
内 容	医療安全研修会 「患者の自己決定支援」 ～共同意思決定(SDM)実践のコツ～
参 加 人 数	39名
備 考	共催：埼玉県南部保健所

5 医療施設指導等

(1) 『医療法』等に基づく届出、立入検査等

市内の病院、診療所、助産所、歯科技工所及び施術所の開設等に関する事務を行うとともに、立入検査を実施しています。

医療機関施設数及び病床数

	施設数（単位：件）		病床数 （単位：床）	立入検査 実施数 （単位：件）
		うち 有床施設数		
病 院	22	22	3,762	23
診 療 所	363	9	146	3
歯 科 診 療 所	268	0	0	0
助 産 所	25	3	14	0
歯 科 技 工 所	110	—	—	0
施 術 所	909	—	—	0
合 計	1,697	34	3,922	26

申請・届出等受理件数

(単位：件)

	開 設 許 可	変 更 許 可	許 可 変 更 届	開 設 届	届 出 変 更 届	使 用 許 可	・休 再 止 ・開 廃 届止	開 出 張 始 業 届務	廃 出 張 止 業 届務	そ の 他	合 計
病 院	0	22	8	0	3	26	0	—	—	41	100
診 療 所	21	21	32	33	47	0	22	—	—	266	442
歯 科 診 療 所	3	4	3	10	18	0	14	—	—	115	167
助 産 所	1	0	0	4	1	3	2	—	—	0	11
歯 科 技 工 所	—	—	—	0	0	—	1	—	—	0	1
施 術 所	—	—	—	30	66	—	21	13	11	1	142
合 計	25	47	43	77	135	29	60	13	11	423	863

申請・届出等受理件数

(単位：件)

	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所	助 産 所	歯 科 技 工 所	施 術 所	合 計
令和4年度	136	481	156	3	5	158	939
令和5年度	185	416	140	6	6	141	894
令和6年度	100	442	167	11	1	142	863

(2) かかりつけ医療機関マップの更新

市内医療機関の情報及び位置情報を掲載したかかりつけ医療機関マップの内容を更新し、新しく冊子を作成しました。(令和6年10～12月データ)

① 掲載内容

市内を25地区に分け、医療機関等の位置を地図上に示し、診療科目、診療時間(営業時間)、休診日(休業日)、駐車場の有無や外国語対応の可否等の情報を掲載しています。

② 医療機関等掲載数

	病 院	一 般 診療所	歯 科 診療所	薬 局	助産所
種 別	22	287	255	236	7

③ 作成部数

10,000部

④ 配布先

本庁舎、各支所、公民館、川口市保健所(地域保健センター含む)
※市ホームページでも閲覧できます。

6 薬事関連施設指導

(1) 『薬機法』に基づく許可・立入検査

保健衛生の向上を図ることを目的として、『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）』に基づき、薬局等、医薬品販売業、医療機器等販売業等に係る事務を行うとともに、これらの施設に対する立入検査を実施しています。

申請・届出等受理件数及び立入検査実施数 (単位：件)

		施設数	新規	更新	廃止	立入検査 実 施 数
薬 局		241	24	30	17	97
薬 局 製 剤 製 造 販 売 業		9	0	2	3	2
薬 局 製 剤 製 造 業		9	0	2	3	2
店 舗 販 売 業		105	7	15	2	70
卸 売 販 売 業		53	6	5	5	15
高度管理 医療機器	販 売 業 貸 与 業	129	21	8	13	114
	販 売 業	153	15	16	8	
	貸 与 業	0	0	0	0	
管 理 医療機器	販 売 業 貸 与 業	99	8	—	0	146
	販 売 業	734	41	—	12	
	貸 与 業	2	0	—	0	
合 計		1,534	122	78	63	446

(2) 『毒劇法』に基づく登録・立入検査

保健衛生上の見地から毒物及び劇物の適正な流通を管理することを目的として、『毒物及び劇物取締法（毒劇法）』に基づき、毒物劇物販売業に係る事務、毒物劇物業務上取扱者に係る事務を行うとともに、これらの施設に対する立入検査を実施しています。

申請・届出等受理件数及び立入検査実施数

(単位：件)

		施設数	新規	更新	廃止	立入検査 実 施 数
毒 物 劇 物	一 般 販 売 業	141	8	24	13	44
	農 業 用 品 目 販 売 業	9	0	0	2	0
	特 定 品 目 販 売 業	5	0	2	0	2
	業 務 上 取 扱 者	19	0	—	1	1
合 計		174	8	26	16	47

(3) 『温泉法』に基づく温泉利用許可・立入検査

温泉の適正な利用により公共の福祉の増進に寄与することを目的として、『温泉法』に基づき、温泉利用許可に係る事務を行うとともに、立入検査を実施しています。

申請・届出等受理件数及び立入検査実施数 (単位：件)

施 設 数	新 規 (施設数)	廃 止 (施設数)	立入検査 実 施 数
2	0	1	0

(4) 無承認無許可医薬品対策事業

健康食品を服用したことによる市民の健康被害や不正表示による被害を未然に防止することを目的として、市場に流通する健康食品を購入し、含有が疑われる医薬品成分と製品の表示の検査を実施しています。

健康食品検査結果

検 査 対 象 品 目	購入数	検 査 項 目	不適件数
痩身用健康食品	5	フェンフルラミン ビサコジル シブトラミン 製品表示	0
強壮用健康食品	5	シルデナフィル タダラフィル バルデナフィル ヨヒンビン 製品表示	0

(5) 家庭用品対策事業

違反製品の流通や市民への健康被害の発生、拡大を防止することを目的として、『有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律』に基づき、市場に流通する家庭用品を購入し、有害物質の含有検査を実施しています。

家庭用品検査結果

検査対象品目	購入数	検 査 項 目	不適件数
繊維製品	13	ホルムアルデヒド	0
生後24か月未満	8		
生後24か月未満を 除く	5		
家庭用化学製品	1		
かつら等接着剤	1		

7 衛生免許関連

(1) 厚生労働大臣免許の申請受付及び免許交付

医師・歯科医師等の厚生労働大臣免許の申請受付及び免許交付事務を実施しています。

厚生労働大臣免許申請受付件数

(単位：件)

	医 師	歯 科 医 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	技 診 療 放 射 線 師	技 臨 床 検 査 師	技 衛 生 検 査 師	理 学 療 法 士	作 業 療 法 士	視 能 訓 練 士	薬 劑 師	管 理 栄 養 士	総 数
新 規	20	4	20	8	183	13	28	—	39	16	4	43	39	417
書換え	8	5	21	10	147	5	7	0	14	8	2	25	18	270
再交付	1	1	0	0	13	0	2	0	0	0	0	0	0	17
抹 消	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
返 納	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合 計	30	10	41	18	344	18	37	0	53	24	6	68	57	706

(2) 都道府県知事免許の申請受付及び免許交付

調理師、准看護師等の埼玉県知事免許の申請受付及び免許交付事務を実施しています。

埼玉県知事免許申請受付件数 (単位：件)

	栄養士	調理師	製菓衛生師	クリーニング師	准看護師	登録販売者	ふぐ調理師	他県准看護師	総数
新規	31	90	6	1	28	51	—	—	207
書換え	18	18	0	0	5	2	—	6	49
再交付	3	22	0	1	4	4	0	0	34
抹消	0	0	0	0	0	0	—	0	0
合計	52	130	6	2	37	57	0	6	290

(3) その他（受胎調節実地指導員の指定）

『母体保護法』に基づき、受胎調節実地指導員の指定申請の受付及び指定証等の交付事務を実施しています。

(単位：件)

	新規	訂正	再交付	その他
指定証交付	1	0	0	0
標識交付	0	0	0	0

8 献血推進事業

献血思想の普及を図るとともに、疾病の治療に必要な血液を献血で確保することを目的として、川口市献血推進連絡協議会を設置し、地域及び事業所の協力を得て献血の推進を実施しています。

(1) 年度別献血目標及び実績

医療機関へ必要な血液を安定供給することを目的として、輸血用血液製剤の供給動向及び国から示された原料血漿確保目標量を勘案し、「埼玉県献血推進計画」の中で市町村ごとの献血目標人数を定めています。

移動採血車での献血目標及び実績
(単位：人)

	移動採血車	
	目標人数	献血者数
令和4年度	3,414	2,308
令和5年度	3,423	2,469
令和6年度	3,183	2,413

(2) 移動採血車による献血の実施

市内の公民館や事業所、高等学校に埼玉県赤十字血液センターが移動採血車を派遣し、献血を実施しています。

また、公民館で実施する献血の前には、近隣住民に向け献血を呼びかける献血広報車を派遣し、より多くの血液を確保できるよう努めています。

献血実施状況

	回 数				献血者数		
	(公 地 民 区) 館	事 業 所	高 等 学 校	計	2 全 0 0 m L 血	4 全 0 0 m L 血	計
令和4年度	40	70	6	116	268	2, 040	2, 308
令和5年度	39	85	6	130	282	2, 187	2, 469
令和6年度	34	83	5	122	235	2, 178	2, 413

(3) 川口市献血推進連絡協議会

献血思想の普及及び献血組織の育成強化を図り、献血制度の健全な発展を図ることを目的として、昭和46年に設置しました。

各献血協力団体に対し、献血推進のための助成金を交付し、必要な血液量の確保に協力しています。

参加献血団体数

	地区献血会	事 業 所 献 血 会	高 等 学 校 献 血 会	計
令和4年度	27	61	6	94
令和5年度	27	42	6	75
令和6年度	26	44	5	75

第 2 節

疾病対策課

第2節 疾病対策課

1 難病支援事業

(1) 指定難病等医療給付の受付事務

『難病の患者に対する医療等に関する法律』に定める指定難病や、『埼玉県特定疾患等医療給付事業実施要綱』に定める特定疾患、県単独指定難病、先天性血液凝固因子欠乏症等の患者に対し、医療費の負担軽減及び疾病に対する不安の解消を図ることを目的として、医療給付申請の受付・進達事務を行っています。

① 指定難病等医療給付受給者延べ人数

(単位：人)

	指定難病	特定疾患	県単独	合計
令和4年度	4,054	4	20	4,078
令和5年度	4,323	4	20	4,347
令和6年度	4,485	4	13	4,502

② 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付受給者数

(単位：人)

	受給者数
令和4年度	28
令和5年度	31
令和6年度	31

(2) 難病相談支援者研修

難病患者の相談や支援に携わる相談支援者の資質向上を目的として、研修を実施しています。

日時	場所	内容	参加人数
令和7年 3月19日	青木会館	難病患者のコミュニケーション支援～自宅で生活し続けられるために～キーワードは在宅 講師：NPO法人ICT救助隊 今井 啓二氏（理事） 仁科 恵美子氏（理事） 勝沢 香織氏（作業療法士）	19

(3) 医療相談事業

① 医療講演会

難病患者とその家族等を対象に、専門医による医療講演会を実施しています。

日 時	場 所	内 容	参加人数
令和6年 12月9日	保健所	「多発性硬化症／視神経脊髄炎」ってどんな病気？ ～自分らしく生活していくためのヒント～ 講師：神谷 文雄氏（川口市医師会 医師）	25

② 情報紙

「難病相談係だより」（文書形式）を作成し、対象難病患者へ送付しました。

発送日	内 容	対象者	発送数
令和6年 12月20日	リハビリテーションについて ・神経難病のリハビリテーションについて ～前向きな日々を目指して～ 執筆者：芝崎 伸彦氏 （狭山神経内科病院 理学療法士） ・患者さんへのインタビュー など	指定難病受給者のうち神経難病患者等	136

※市ホームページへ掲載の他、窓口等でも配布。

2 感染症予防対策事業

『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下『感染症法』という）』に基づき、感染症の予防及びまん延防止を目的として、実施しています。

（１）感染症発生届出（全数報告）

『感染症法』に基づき、医療機関から届出された一類から五類までの感染症の法的対応、発生動向の把握、予防、まん延防止等に努めています。

全数把握対象感染症届出件数

（単位：件）

分類	疾患名	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
二類	結核	104	81	65
三類	細菌性赤痢	0	0	0
	腸管出血性大腸菌	13	17	11
	腸チフス	1	1	0
四類	E型肝炎	4	1	1
	A型肝炎	0	0	0
	チクングニア熱	0	0	0
	デング熱	0	0	1
	レジオネラ症	5	3	5
	レプトスピラ症	0	0	1
五類	アメーバ赤痢	3	2	1
	ウイルス性肝炎	0	1	0
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	14	13	27
	急性弛緩性麻痺	1	1	0
	急性脳炎	0	1	0
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	0	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	3	4	2
	後天性免疫不全症候群(HIV感染症含む)	3	1	5
	(内訳)			
	無症候性キャリア	(1)	(0)	(2)
	A I D S	(1)	(1)	(3)
	その他	(1)	(0)	(0)
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	0	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	2	7	10
	水痘（入院例）	0	0	2
	梅毒	41	52	85
	破傷風	0	0	0
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	0	1	0
	百日咳	2	24	20
	風しん	0	0	0
	麻疹	0	0	1
新型コロナウイルス感染症等	新型コロナウイルス感染症※2	93,044	1,313	—
総 数		93,240	1,523	238

※上記以外の疾患についての届出はなし

※2 令和5年5月8日以降は定点報告へ移行

(2) 感染症発生届出 (定点報告)

『感染症法』に基づき、定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、市内医療機関の中から定点医療機関を指定しています。

(単位：件)

定点区分 (指定医療機関数)	定点把握対象五類感染症	令和4年	令和5年	令和6年
		報告数	報告数	報告数
内 科 (7)	インフルエンザ※1	34	1,361	2,003
	新型コロナウイルス感染症※2	—	2,451	2,449
小 児 科 (13)	インフルエンザ※1	142	11,150	10,378
	新型コロナウイルス感染症※2	—	2,968	3,169
	R S ウイルス感染症	652	580	416
	咽頭結膜熱	164	1,540	321
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	181	2,520	2,091
	感染性胃腸炎	6,134	6,105	5,021
	水痘	39	100	200
	手足口病	1,036	617	4,423
	伝染性紅斑	17	20	666
	突発性発しん	213	193	189
	ヘルパンギーナ	414	1,449	857
	流行性耳下腺炎	39	76	88
眼 科 (4)	急性出血性結膜炎	0	1	3
	流行性角結膜炎	45	117	214
性感染症 S T D (5)	性器クラミジア感染症	114	174	138
	性器ヘルペスウイルス感染症	30	27	17
	尖圭コンジローマ	7	14	18
	淋菌感染症	34	24	22
基 幹 (1)	感染性胃腸炎 (病原体がロタウイルスであるものに限る)	0	0	1
	クラミジア肺炎 (オウム病を除く)	0	0	0
	細菌性髄膜炎 (髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く)	0	0	0
	マイコプラズマ肺炎	4	5	94
	無菌性髄膜炎	0	0	0
	インフルエンザ※3	0	63	82
	新型コロナウイルス感染症※4	—	49	222
	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	2	5	2
	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	39	39	32
	薬剤耐性緑膿菌感染症	2	0	0

※1 鳥及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※2 令和5年5月8日以降の報告数

※3 鳥及び新型インフルエンザ等感染症を除き、対象は該当入院患者に限る

※4 令和5年5月8日以降の報告数 対象は該当入院患者に限る

(3) 三類感染症に伴う健診

三類感染症の患者発生に伴い、疫学調査及び接触者等に対して健康診断（細菌検査）を実施しています。

健康診断（細菌検査）実施状況		（単位：件）		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
細菌性赤痢		0	0	0
腸チフス		6	5	3
パラチフス		0	0	0
腸管出血性大腸菌		71	63	52
内訳	○8	4	0	0
	○26	8	3	4
	○78	0	1	0
	○103	3	0	0
	○111	0	5	0
	○115	0	4	1
	○157	55	50	41
	○168	0	0	1
	○型不明	1	0	5
総 数		77	68	55

(4) 川口市感染症診査協議会

『感染症法』に基づき、一類・二類（結核を除く）・指定感染症・新型インフルエンザ等感染症患者について、法第20条第1項の規定による入院の勧告及び期間の延長に関する必要な事項等を審議並びに法第37条における入院患者の医療費の公費負担に関する診査を行っています。

(5) 『感染症法』第37条による感染症患者入院医療費公費負担申請・承認件数

申請・承認件数		(結核を除く)			(単位：件)			
		総数	被用者保険		国民 健康保 険	後 期 高 齢	生 活 保 護	そ の 他
			本人	家族				
令和4年度	申請	3,630	349	221	566	2,031	286	177
	承認	3,606	326	221	565	2,031	286	177
令和5年度	申請	76	4	4	12	26	26	4
	承認	76	4	4	12	26	26	4
令和6年度	申請	0	0	0	0	0	0	0
	承認	0	0	0	0	0	0	0

※新型コロナウイルス感染症は、5類移行後「感染症患者入院医療費公費負担」対象ではなくなったことから、令和6年度の申請、承認件数はともに0件

※他保健所での承認を含む

(6) 社会福祉施設等における感染症の集団発生に伴う対応

社会福祉施設（高齢者施設、保育園等）からの報告により、疫学調査及び感染予防・消毒の指導を行い、感染の拡大防止に努めています。

報告件数

(単位：件)

	インフルエンザ		感染性胃腸炎		その他※		合計	
	施設数	実人数	施設数	実人数	施設数	実人数	施設数	実人数
令和4年度	11	398	10	330	0	0	21	728
令和5年度	23	785	5	169	57	1,273	85	2,227
令和6年度	9	184	7	187	51	1,342	67	1,713

※新型コロナウイルス感染症は、5類移行後「その他」に計上

3 結核対策事業

『感染症法』に基づき、結核患者の登録管理、医療費の公費負担、服薬支援を中心とした療養支援、健康診断の実施による感染防止等、結核対策の対応を行っています。

(1) 結核検診（定期）

自覚症状がないうちに潜在患者を発見し、結核を地域に伝播させないことを目的として、40歳以上の市民を対象に、結核検診（定期）を「肺がん・結核検診」として市内（個別）医療機関で実施しています。65歳以上の方は、年に1回は結核検診を受診する義務があります。

(2) 結核患者登録事務

『感染症法』第53条の12の規定に基づき、結核患者及び『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則』第27条の7で定める結核回復者の結核登録票を作成し、管理しています。

登録者の年統計

(単位：人)

		人 口 ※	新 登 録 患 者 数	結 核 （人 口 10 万 対 ） 罹 患 率	年 末 時 登 録 者 数	結 核 （人 口 10 万 対 ） 有 病 率	結 核 死 亡 者 数	結 核 （人 口 10 万 対 ） 死 亡 率
(再掲)	令和4年1月1日 ～12月31日	605,013	86	14.2	211	7.8	7	1.2
	日本生まれ	565,796	80	14.1	—	—	—	—
	外国生まれ	39,217	6	15.3	—	—	—	—
(再掲)	令和5年1月1日 ～12月31日	605,780	66	10.9	189	5.9	3	0.5
	日本生まれ	563,744	52	9.2	—	—	—	—
	外国生まれ	42,036	14	33.3	—	—	—	—
(再掲)	令和6年1月1日 ～12月31日	607,651	60	9.9	93	2.1	2	0.3
	日本生まれ	560,720	51	9.1	—	—	—	—
	外国生まれ	46,931	9	19.2	—	—	—	—

※ 人口は各年10月1日時点、日本人、外国人

新登録患者数（活動性分類別）

（単位：人）

		活動性結核						結核（人口10万対） 罹患率	肺喀（人口10万対） 結痰塗抹罹患率	潜在性別結核感染症
		総数	肺結核活動性				肺外結核			
			総数	喀痰塗抹陽性	その他の結核性菌	菌陰性その他				
（再掲）	令和4年1月1日～12月31日	86	56	34	15	7	30	14.2	5.6	41
	日本生まれ	80	53	33	14	6	27	14.1	5.8	38
	外国生まれ	6	3	1	1	1	3	15.3	2.5	3
（再掲）	令和5年1月1日～12月31日	66	57	25	25	7	9	10.9	4.1	48
	日本生まれ	52	45	20	21	4	7	9.2	3.5	34
	外国生まれ	14	12	5	4	3	2	33.3	11.9	14
（再掲）	令和6年1月1日～12月31日	60	47	20	22	5	13	9.9	3.3	34
	日本生まれ	51	41	19	17	5	10	9.1	3.4	22
	外国生まれ	9	6	1	5	0	3	19.2	2.1	12

新登録患者数（年齢階級別）

（単位：人）

	総数	0歳	5歳	10歳	15歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳以上
		4歳	9歳	14歳	19歳	29歳	39歳	49歳	59歳	69歳	
令和4年1月1日～12月31日	86	0	0	0	2	2	7	8	7	10	50
令和5年1月1日～12月31日	66	0	0	0	0	12	3	3	8	8	32
令和6年1月1日～12月31日	60	0	0	0	0	8	3	3	10	6	30

(再掲) 新登録患者数 (外国生まれ国籍・年齢階級別)

(単位: 人)

	総 数	0 ～ 4 歳	5 ～ 9 歳	10 ～ 14 歳	15 ～ 19 歳	20 ～ 29 歳	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 69 歳	70 歳 以上
中 国	2					2					
ベ ト ナ ム	3					2	1				
フ ィ リ ピ ン	2					1		1			
韓 国	0										
ネ パ ー ル	0										
イ ン ド ネ シ ア	1						1				
ミ ャ ン マ ー	0										
モ ン ゴ ル	0										
タ イ	0										
パ キ ス タ ン	0										
イ ン ド	0										
カ ン ボ ジ ア	1						1				
合 計	9	0	0	0	0	5	3	1	0	0	0

年末時登録者数 (活動性分類別)

(単位: 人)

	登 録 者 総 数	活 動 性 結 核					不 活 動 性 結 核	活 動 性 不 明	結 核 有 病 率	潜 在 性 結 核 感 染 症	
		肺 結 核 活 動 性									肺 外 結 核
		総 数	喀 痰 塗 抹 陽 性	陽 性 菌	そ の 他 の 結 核 菌	菌 陰 性 そ の 他					
令和4年12月31日 現在	211	28	15	8	5	19	78	86	7.8	52	
令和5年12月31日 現在	189	31	10	13	8	5	71	82	5.9	29	
令和6年12月31日 現在	93	9	3	5	1	4	49	31	2.1	22	

年末現在登録者数（年齢階級別）

（単位：人）

	総 数	0 ～ 4 歳	5 ～ 9 歳	10 ～ 14 歳	15 ～ 19 歳	20 ～ 29 歳	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 69 歳	70 歳 以上
令和4年12月31日 現在	211	0	0	0	3	23	17	24	28	20	96
令和5年12月31日 現在	189	0	0	0	1	21	17	19	29	15	87
令和6年12月31日 現在	93	0	0	0	0	11	11	5	14	16	36

（３）結核医療費公費負担

川口市感染症診査協議会では、『感染症法』第３７条における入院患者の医療費の公費負担、『感染症法』第３７条の２における適正医療を受けるための医療費公費負担について診査を定期的に実施し、承認決定を行っています。

感染症診査協議会（結核）開催状況

開 催 期 日	開催回数
毎月第２・第４水曜日（原則）	２４回

結核医療費公費負担申請・承認件数

(単位：件)

			総 数	被用者保険		国民 健康 保険	後 期 高 齢	生 活 保 護	そ の 他
				本人	家族				
令和4年度	診査総数		276	56	18	96	78	28	0
	37条	申請	99	22	0	39	24	14	0
		承認	98	22	0	38	24	14	0
	37条 の2	申請	177	34	18	57	54	14	0
		合格	170	34	18	55	51	12	0
		承認	170	34	18	55	51	12	0
令和5年度	診査総数		242	52	11	65	64	50	0
	37条	申請	80	7	0	19	26	28	0
		承認	80	7	0	19	26	28	0
	37条 の2	申請	162	45	11	46	38	22	0
		合格	160	45	11	44	38	22	0
		承認	160	45	11	44	38	22	0
令和6年度	診査総数		187	39	8	56	66	18	0
	37条	申請	57	12	0	16	26	3	0
		承認	57	12	0	16	26	3	0
	37条 の2	申請	130	27	8	40	40	15	0
		合格	123	26	7	38	39	13	0
		承認	123	26	7	38	39	13	0

※合格とは、結核医療基準に適合している場合をいう。
承認とは、感染症法公費負担基準に適合している場合をいう。

(4) 結核相談

医師からの届出に基づき、患者への回復支援と周囲への感染や発症防止を目的として、保健師が病院訪問や面接等により相談を行っています。

相談実施状況		(単位：延べ件数)		
	総 数	訪問指導	来所相談	電話相談
令和4年度	3, 843	299	197	3, 347
令和5年度	3, 394	495	202	2, 697
令和6年度	2, 278	313	207	1, 758

(5) 結核患者及び接触者健診

① 管理健診

再発防止を目的として、治療終了後も経過観察を要するかたを対象に、委託医療機関等で健康診断を実施しています。

管理健診実施状況		(単位：延べ人数)				
	受診者数	検 診 結 果			小 計	合 計
		要医療	要観察	異常なし		
令和4年度	医療機関	0	38	183	221	459
	病状調査	0	0	238	238	
令和5年度	医療機関	3	32	164	199	420
	病状調査	0	0	221	221	
令和6年度	医療機関	5	40	132	177	365
	病状調査	0	0	188	188	

② 接触者健診

周囲への感染や発症防止を目的として、結核患者の家族及び接触者等を対象に、保健所等で健康診断を実施しています。

接触者健診実施状況

(単位：延べ人数)

		受診者	検査項目(重複あり)				健診結果			
			撮胸部X線影	血液検査	反ツベルクン検査	喀痰検査	異常なし	結核患者発見	結核潜在感染症性	経過観察
令和4年度	総数	365	168	200	7	15	280	17	10	58
	保健所実施	173	0	173	0	0	164	2	6	1
	委託医療機関実施	84	60	27	7	15	65	2	4	13
	その他(集団・委託)	108	108	0	0	0	51	13	0	44
令和5年度	総数	701	328	403	6	29	487	20	57	137
	保健所実施	367	0	367	0	0	326	4	28	9
	委託医療機関実施	111	105	36	6	29	19	13	29	50
	その他(集団・委託)	223	223	0	0	0	142	3	0	78
令和6年度	総数	499	359	166	10	5	376	1	12	110
	保健所実施	134	0	134	0	0	125	0	5	4
	委託医療機関実施	96	90	32	10	5	73	1	7	15
	その他(集団・委託)	269	269	0	0	0	178	0	0	91

（６）結核定期健康診断及び実施報告

『感染症法』第５３条の２に基づき、潜在患者を発見するため、事業者、学校長、施設長などが実施責任者として、定期の健康診断を行うことが義務付けられており、同法第５３条の７により保健所で実施者数等の報告を受理しています。

（７）直接服薬確認療法（DOTS）の推進

『感染症法』第５３条の１４に基づき、喀痰塗抹陽性結核患者（※）や、その他保健所長が必要と認めた結核患者に対し、対面での直接服薬確認支援事業を実施しています。

※肺の中の結核菌が痰に含まれ、人に感染させる恐れのある状態の患者

４ エイズ予防

『感染症法』に基づき、エイズのまん延防止及び患者、感染者への差別や偏見の解消を図ることを目的として、正しい知識の普及啓発並びに相談指導体制の充実を図る対策を実施しています。

（１）エイズ予防普及啓発活動

- ① 「ＨＩＶ検査普及週間（６月１日～７日）」ＰＲ
市役所、鳩ヶ谷庁舎、駅前行政センター、市立川口高等学校、川口短期大学、地域保健センター、保健所内等で、普及啓発を目的としたポケットティッシュの配布。啓発ポスター掲示。
- ② 「ＨＩＶ・梅毒即日検査」ＰＲ
ポスターを作成、掲示するとともに、川口駅前キャスティビジョン等でＰＲ映像を放映。

（２）エイズ相談

電話相談や来所相談（面接）を受け付けています。

エイズ相談実施状況 (単位：件)

	総 数	電話・メール相談	来所相談
令和4年度	442	159	283
令和5年度	550	292	258
令和6年度※	381	14	367

※令和6年度より予約を電子化したことにより電話予約時に受けていた相談が減少

(3) H I V抗体検査（性感染症検査を含む）

保健所が、希望（予約）者に対して、定期的に検査を実施しています。

H I V抗体検査及び性感染症検査実施状況

（単位：人）

		H I V	梅 毒	クラミジア	B型肝炎	C型肝炎
令和4年度	検査者	223	218		219	216
	陽性者	1	8		4	0
令和5年度	検査者	221	223		218	214
	陽性者	0	4		2	0
令和6年度	検査者	250	253	250	246	246
	陽性者	1	6	71	2	0

※ クラミジアは、検査方法の変更により令和2年1月から令和6年3月まで実施なし

(4) H I V（エイズ）・性感染症検査（休日・夜間）

H I V検査普及週間および世界エイズデーに合わせ、「H I V・梅毒即日検査」を実施しています。

H I V・梅毒即日検査実施状況

（単位：人）

		H I V検査普及週間		世界エイズデー	
		H I V	梅 毒	H I V	梅 毒
令和4年度	検査者	—	—	45	45
	陽性者	—	—	0	2
令和5年度	検査者	—	—	42	42
	陽性者	—	—	0	1
令和6年度	検査者	44	44	70	70
	陽性者	0	4	0	0

※令和4・5年度は、世界エイズデーに合わせて実施

5 肝炎治療特別促進事業（埼玉県への経由事務）

『埼玉県肝炎治療特別促進事業実施要綱』に基づき、B型肝炎及びC型肝炎ウイルスの除去を目的として行う、「インターフェロン治療」、「インターフェロンフリー治療」及び「核酸アナログ製剤治療」に係る医療費の助成について、申請等の受付、埼玉県への進達及び受給者証の交付等を実施しています。

(単位：件)

申請種別		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
総数（核酸アナログ製剤治療更新を除く）		103	62	65
内 訳	インターフェロン治療新規	41	1	2
	インターフェロン治療2回目	0	0	0
	インターフェロンフリー治療	15	32	31
	インターフェロンフリー再治療	0	0	0
	核酸アナログ製剤治療	47	29	32
核酸アナログ製剤治療更新		357	376	386
他県転入		2	3	0
肝炎医療費助成患者登録数		462	441	451

6 精神保健福祉支援事業

(1) 精神保健相談

① 精神保健福祉相談

疾病対策課、地域保健センターでは、市民や関係機関からの精神保健福祉に関する相談を受け付けています。

ア 電話相談

	延べ件数
令和4年度	5,536
令和5年度	5,101
令和6年度	4,898

(令和6年度の内訳)

(単位：件)

		総数	疾病対策課	地域保健センター
延べ数	老人精神保健	70	34	36
	社会復帰	35	28	7
	アルコール	188	182	6
	薬物	1	1	0
	ギャンブル	9	9	0
	ゲーム	1	1	0
	ネット	1	1	0
	思春期	102	100	2
	心の健康づくり	559	482	77
	うつ・うつ状態	147	64	83
	摂食障害	9	9	0
	てんかん	6	6	0
	その他	3,770	3,708	62
	計（＊）	4,898	4,625	273
計（＊）の再掲	統合失調症	1,962	1,941	21
	ひきこもり	173	167	6
	発達障害	408	403	5
	自殺関連	29	27	2
	自殺者の遺族	0	0	0
	自殺未遂者	17	17	0
	犯罪被害者	1	0	1
	災害	0	0	0
	認知症関連	14	14	0
	ギャンブル（ネットによるもの）	2	2	0

イ 来所相談

	延 べ 件 数
令和4年度	394
令和5年度	394
令和6年度	268

(令和6年度の内訳)

(単位：件)

		総 数	疾病対策課	地域保健センター
実 人 数		194	167	27
延 べ 数	老 人 精 神 保 健	4	4	0
	社 会 復 帰	2	2	0
	ア ル コ ー ル	6	6	0
	薬 物	0	0	0
	ギ ャ ン ブ ル	4	4	0
	ゲ ー ム	0	0	0
	ネ ッ ト	0	0	0
	思 春 期	13	13	0
	心の健康づくり	62	44	18
	うつ・うつ状態	3	2	1
	摂 食 障 害	3	3	0
	て ん か ん	2	1	1
	そ の 他	169	158	11
	計 (*)	268	237	31
計 (*) の 再 掲	統 合 失 調 症	56	53	3
	ひ き こ も り	21	21	0
	発 達 障 害	30	25	5
	自 殺 関 連	0	0	0
	自 殺 者 の 遺 族	0	0	0
	自 殺 未 遂 者	0	0	0
	犯 罪 被 害 者	0	0	0
	災 害	0	0	0
	認 知 症 関 連	1	1	0
	ギ ャ ン ブ ル (ネットによるもの)	0	0	0

ウ 訪問相談

	延 べ 件 数
令和4年度	1,188
令和5年度	1,145
令和6年度	901

(令和6年度の内訳)

(単位：件)

		総 数	疾病対策課	地域保健 センター
実 人 数		296	249	47
延 べ 数	老 人 精 神 保 健	2	2	0
	社 会 復 帰	13	6	7
	ア ル コ ー ル	21	17	4
	薬 物	0	0	0
	ギ ャ ン ブ ル	0	0	0
	ゲ ー ム	0	0	0
	ネ ッ ト	0	0	0
	思 春 期	24	24	0
	心の健康づくり	79	61	18
	摂 食 障 害	0	0	0
	て ん か ん	0	0	0
	そ の 他	762	738	24
	計 (*)	901	848	53
計 (*) の 再 掲	統 合 失 調 症	455	449	6
	ひ き こ も り	65	57	8
	発 達 障 害	64	64	0
	自 殺 関 連	5	2	3
	自 殺 者 の 遺 族	0	0	0
	自 殺 未 遂 者	0	0	0
	犯 罪 被 害 者	0	0	0
	災 害	1	0	1
	認 知 症 関 連	2	2	0
	ギ ャ ン ブ ル (ネットによるもの)	0	0	0

エ 受診援助

	延 べ 件 数
令和4年度	35
令和5年度	23
令和6年度	20

② 精神保健福祉専門相談

こころの悩みや病気について精神科医、臨床心理士による相談を実施しています。

ア 精神科医による相談

	開催回数	延べ件数
令和4年度	8	9
令和5年度	1	1
令和6年度	3	3

イ 臨床心理士による相談

	開催回数	延べ件数
令和4年度	22	46
令和5年度	21	42
令和6年度	16	24

(2) 精神障害者訪問支援強化事業（アウトリーチ事業）

精神障害者及び精神障害の疑いのあるかたが地域で安定した生活を送ることができるよう、多職種による電話、訪問等の必要な支援を行っています。

	利 用 者 数	訪 延 べ 件 問 数	電 延 べ 件 話 数	面 延 べ 件 接 数
令和4年度	48	464	183	24
令和5年度	60	653	190	24
令和6年度	51	631	144	3

(3) 若年者早期相談・支援事業(こころサポートステーションSODAかわぐち)

若者のメンタルヘルスに関するお悩みなど、さまざまな困りごとについての相談支援を行っています。

	利用者数	支援延べ件数	内訳				
			来所	電話	オンライン	同行支援	メール・SNS
令和4年度	180	1,022	817	92	39	0	74
令和5年度	266	2,022	1,516	250	51	6	199
令和6年度	302	1,911	1,428	220	94	17	152

(4) 措置入院者退院後支援事業

措置入院者の退院後の支援体制について、本人や家族、支援機関等と話し合った内容を基に計画書を作成し、支援を行っています。

	作成件数
令和4年度	8
令和5年度	6
令和6年度	6

(5) 精神科医療等に関する事務

① 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく申請通報件数

(単位：件)

	一般人 (22条)	警察官 の通報 (23条)	警察官の 通報内訳		精神科病院 管理者の届出 (26条の2)	医療観察法指定 通院医療機関の 管理者等 (26条の3)
			川 口 警 察 署	武 南 警 察 署		
令和4年度	0	106	73	33	0	0
令和5年度	0	95	63	32	0	0
令和6年度	0	104	67	37	0	0

② 入退院届等の届出

川口市内の精神科病院から提出された書類の内容を確認し、埼玉県に進達しています。

(単位：件)

	医療保護入院者				措置入院者	
	入 院 届	退 院 届	報 定 期 病 状 書 状	更 新 届	報 定 期 病 状 書 状	消 症 退 届 状
令和4年度	789	792	109		0	22
令和5年度	650	677	103		0	8
令和6年度	740	706		389	0	15

※令和6年4月精神保健福祉法改正に伴い、定期病状報告書廃止、更新届追加。

③ 精神保健指定医の申請等

精神保健指定医の指定に係る申請等を受付し、内容を確認後、埼玉県に進達しています。

(単位：件)

	新規	更新	変更	返納
令和4年度	1	3	2	0
令和5年度	1	3	4	0
令和6年度	0	3	0	0

(6) 家族支援事業

① ひきこもり家族のつどい

ひきこもりのかたの家族を対象に、対処能力の向上を図ることを目的として、正しい知識や同じ悩みを持つかたのつどいの場を提供しています。

	実施回数	参加人数
令和4年度	12	118
令和5年度	12	111
令和6年度	12	131

② 家族教室

精神障害者等の家族に対し、健康を向上させることを目的として、病気や障害についての正しい知識や対応の仕方を習得する場を提供しています。

(単位：人)

	統合失調症 3日間コース	アルコール依存症 3日間コース
令和4年度	33	24
令和5年度	51	19
令和6年度	50	33

(7) 普及啓発事業

① こころの健康講座

市民に、精神疾患に関する正しい知識の普及、啓発を行うことを目的として、こころの健康に関する講座をオンデマンド配信しています。

配 信 日		内 容	視聴回数 (R7/3/31現在)
令和4年度	令和4年 10月7日	第56回『ゲーム・ネットとの付き合い方』 ～一緒に考えてみませんか？～ 講師：緒方 広海 氏 (オガタ心理臨床サービス 公認心理師・臨床心理士)	2,682回
	令和5年 1月13日	第57回『仕事のストレスとどう向き合いますか？』 ～いつまでも健康で働き続けるために～ 講師：日浦 悠斗 氏 (医療法人白翔会 浦和神経サナトリウム 精神科医)	2,245回
令和5年度	令和5年 9月1日	第58回「こころの健康ってなんだろう【若者Ver.】」 ～SODAかわぐちに話してみませんか？～ 講師：内野 敬 氏 (東邦大学医学部 社会実装精神医学講座 精神科医)	1,092回
	令和5年 12月28日	第59回「大人の発達障害 理解と対応」 ～生活のしづらさを感じていませんか？～ 講師：後藤 智行 氏 (柏駅前なかやまメンタルクリニック 精神保健福祉士)	2,266回
令和6年度	令和6年 8月15日	第60回「ゲートキーパー研修」 【基礎編】～ゲートキーパーとは何ですか？～ 【応用編】～ゲートキーパーになりませんか？～ 講師：緒方 広海 氏 (オガタ心理臨床サービス 公認心理師・臨床心理士)	5,826回 基礎：3,390回 応用：2,436回
	令和6年 12月26日	第61回「気分障害について」 ～ うつ病と双極性障害について ～ 講師：久保 英之 先生 (川口市立医療センター 精神科医)	910回

② こころサポーター養成講座

メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族に対して、できる範囲で手助けが行えるように、こころサポーター養成講座を実施しています。

	実施回数	参加人数
令和4年度	1	46
令和5年度	2	59
令和6年度	2	80

③ ゲートキーパー研修

一般市民向けと関係機関向けに「ゲートキーパー研修」を実施しています。

	ゲートキーパー研修		(内訳)			
			一般市民		関係機関	
	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
令和4年度	9	249	0	0	9	249
令和5年度	4	290	1	36	3	254
令和6年度	6	3,098	3	135	3	2,963

※令和6年度は、市職員を対象に実施

④ メンタルヘルスチェックシステム事業

市民のメンタルヘルスへの早期対応とその向上を目的として、スマートフォンやパソコンで現在のこころの健康状態を確認し、その健康状態に応じた相談窓口を案内することができるシステム（アプリケーション）を提供しています。

	アクセス回数
令和4年度	44,822
令和5年度	41,679
令和6年度	41,633

⑤ 普及啓発事業

市民が、自殺予防や自殺対策等に対する関心と理解を深め、早期に適切な相談窓口につながることを目的として、普及啓発を実施しています。

自殺対策実施内容

	実施内容	
自殺予防週間 9月10日～16日	市役所第一本庁舎、鳩ヶ谷庁舎、川口駅東口ペDESTロリアンデッキ上に横断幕や懸垂幕を設置。	
	市役所第一本庁舎1階ロビーの特設コーナーに、メンタルヘルスに関するパネルを展示。また、ゲートキーパーの心得に関するパンフレットや普及啓発グッズ（ティッシュ）を配架。 アリオ川口にチラシを配架。	
自殺対策 強化月間 3月	市役所第一本庁舎、鳩ヶ谷庁舎、川口駅東口ペDESTロリアンデッキ上に横断幕や懸垂幕を設置。 市役所第一本庁舎1階ロビーの特設コーナーに、メンタルヘルスに関するパネルを展示。また、ゲートキーパーの心得に関するパンフレットや普及啓発グッズ（ティッシュ）を配架。 アリオ川口にチラシを配架。	
	駅前キャンペーン	3月21日の17時から18時に実施し、啓発用ウェットティッシュ4,000個、ティッシュ348個の計4,348個を配布。
通年	川口駅東口ロータリー内の広告塔に懸垂幕を設置。	
	相談窓口を記載した卓上カード型チラシを庁内各課に設置。	

⑥ 自殺未遂者支援

医療機関から連絡のあった自殺未遂者の支援を実施しています。なお、協力医療機関は、川口市立医療センター、埼玉協同病院です。

（８）関係機関向け研修会

精神保健福祉に関する知識や支援技術の向上を図ることを目的として、研修会や事例検討会を実施しています。

	実施回数	参加人数
令和4年度	4	70
令和5年度	3	152
令和6年度	1	10

※令和5年度は、2回のうち1回は学校保健課と合同開催で実施

（９）自助グループ支援

- ① 川口市精神障害者の会 「よつば」
地域で活動している当事者のグループ。
地域の精神保健福祉の推進のため、世話人として出席しています。
- ② 川口市精神障害者家族会 「わかば会」
地域で活動している精神障害者家族のグループ。
定例会へ出席し、勉強会の講師や相談に対して助言する等協力しています。

第 3 節

健康増進課

第3節 健康増進課

1 予防接種

予防接種は、感染予防・発病予防・症状の軽減・病気のまん延防止などを目的として、各種感染症に対する免疫を持たない感受性者を対象に行っています。

感染症予防対策には、感染源、感染経路及び感受性者対策の3つがあると言われています。感受性者対策として、『予防接種法』に基づく定期予防接種及び一部の任意予防接種を個別接種により実施します。インフルエンザ・新型コロナウイルス以外の予防接種及び抗体検査は通年で実施しています。

(1) 定期予防接種

川口市内及び埼玉県内の委託医療機関で実施しています。

インフルエンザ、新型コロナウイルス及び高齢者の肺炎球菌感染症は一部自己負担があり、他の予防接種は無料です。

①A類疾病

種 類	H i b (ヒ ブ)		
対 象	生後2か月～5歳未満		
	生後2か月～7か月未満に接種を開始した場合	生後7か月～1歳未満に接種を開始した場合	1歳～5歳未満に接種を開始した場合
回 数	4回	3回	1回
標準的な接種回数と間隔	初回接種：1歳未満までの間に27～56日の間隔をおいて3回 追加接種：初回接種終了後、7か月～13か月の間隔をおいて1回	初回接種：1歳未満までの間に27～56日の間隔をおいて2回 追加接種：初回接種終了後、7か月～13か月の間隔をおいて1回	1回接種

種 類	小 児 肺 炎 球 菌			
対 象	生後2か月～5歳未満			
	生後2か月～7か月未満に接種を開始した場合	生後7か月～1歳未満に接種を開始した場合	1歳～2歳未満に接種を開始した場合	2歳～5歳未満に接種を開始した場合
回 数	4回	3回	2回	1回
標準的な接種回数と間隔	初回接種：1歳未満までの間に27日以上の間隔をおいて3回 追加接種：初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて生後12か月以降に1回	初回接種：1歳未満までの間に27日以上の間隔をおいて2回 追加接種：初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて生後12か月以降に1回	60日以上の間隔をおいて2回接種	1回接種

種 類	ロタウイルス	
	ロタリックス（1価）	ロタテック（5価）
対 象	出生6週0日後～24週0日後	出生6週0日後～32週0日後
回 数	2 回	3 回
標 準 的 な 接 種 回 数 と 間 隔	生後2か月～24週0日後までの間に、 27日以上の間隔をおいて2回 ※初回接種は出生14週6日後まで	生後2か月～32週0日後までの間に、27 日以上の間隔をおいて3回 ※初回接種は出生14週6日後まで

種 類	混 合 ワ ク チ ン			
	五種混合	四種混合	三種混合	二種混合
対 象	生後3か月～7歳6か月未満			11歳～13歳未満
回 数	4回			1回
標 準 的 な 接 種 回 数 と 間 隔	第1期初回：生後3か月～12か月未満の間に20日～56日の間隔をおいて3回 第1期追加：初回接種終了後、12か月～18か月の間隔をおいて1回			11歳の間に1回

種 類	B 型 肝 炎	結 核 (B C G)	麻しん風しん混合 (MR) 第1期	麻しん風しん混合 (MR) 第2期
対 象	1歳未満	1歳未満	1歳～2歳未満	5歳から7歳未満で 就学前
回 数	3 回	1回	1回	1回
標 準 的 な 接 種 回 数 と 間 隔	1・2回目：生後2か 月から27日以上の間 隔をおいて2回 3回目：生後7か月～ 8か月の間に（1回目 から139日以上の間 隔をおいて）1回	生後5か月～8か月 未満の間に1回	1歳～2歳未満の間に1回	小学校就学前（幼稚園・保育園の年 長児相当）の1年間に1回

種 類	水 痘	日本脳炎第1期	日本脳炎第2期	不活化ポリオ
対 象	1歳～3歳未満	生後6か月～ 7歳6か月未満	9歳～13歳未満	生後3か月～ 7歳6か月未満
回 数	2回	3 回	1回	4 回
標 準 的 な 接 種 回 数 と 間 隔	1回目：1歳～1歳3 か月未満の間に1 回 2回目：1回目接種 から6か月～12か 月の間隔をおいて 1回	第1期初回：3歳の間に6日～28日の間隔をおいて2回 第1期追加：4歳の間で、初回接種終了後、おおむね1年後に1回	9歳の間に1回	第1期初回：生後3か月～12か月の間に20日～56日の間隔をおいて3回 第1期追加：初回接種終了後、12か月～18か月の間隔をおいて1回

種類	ヒトパピローマウイルス		
	2価ワクチン	4価ワクチン	9価ワクチン
対 象	小学校6年生～高校1年生相当の女子		
回数	3 回	3 回	2回
標準的な接種回数と間隔	1回目を接種後、1か月の間隔をおいて2回目を接種。1回目の接種から6か月以上の間隔をおいて3回目を接種	1回目を接種後、2か月の間隔をおいて2回目を接種。1回目の接種から6か月以上の間隔をおいて3回目を接種	<接種開始が小学校6年生から15歳未満> 小学校6年生から1回目を接種後、5か月以上の間隔をおいて2回目を接種 <接種開始が15歳以上から高校1年生相当> 1回目の接種から1か月以上の間隔をおいて2回目の接種を行い、2回目の接種から3か月以上の間隔をおいて、3回目を接種 ※接種開始年齢によって回数異なる。

②B 類疾病

種 類	インフルエンザ	高齢者肺炎球菌
対 象	65歳以上及び60歳以上65歳未満で、心臓やじん臓、呼吸器又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に厚生労働省が定める身体障害者 1 級程度の障害を有するかた	令和5年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になるかた及び60歳以上65歳未満で、心臓やじん臓、呼吸器又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に厚生労働省が定める身体障害者 1 級程度の障害を有するかた
自 己 負 担 額	1,000円 (生活保護受給者は無料)	3,000円 (生活保護受給者は無料)
回 数	1 回	1 回
接 種 期 間	令和6年10月1日～ 令和7年1月31日	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日

種 類	新型コロナウイルス
対 象	65歳以上及び60歳以上65歳未満で、心臓やじん臓、呼吸器又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に厚生労働省が定める身体障害者 1 級程度の障害を有するかた
自 己 負 担 額	3,000円 (生活保護受給者は無料)
回 数	1 回
接 種 期 間	令和6年10月1日～ 令和7年1月31日

定期予防接種実施状況

(単位：人)

	Hib（ヒブ）	小児肺炎球菌	ロタウイルス	B型肝炎	結核（BCG）
令和4年度	15,827	15,817	8,937	11,343	3,917
令和5年度	15,461	15,447	8,773	11,375	3,799
令和6年度	4,474	15,111	8,445	11,035	3,771

	五種混合※	四種混合	三種混合	二種混合	麻しん 風しん混合
令和4年度		15,785	0	3,439	8,425
令和5年度		16,423	1	3,356	8,021
令和6年度	10,498	5,080	2	3,943	7,870

※令和6年度より定期接種化

	麻しん	風しん	水痘	日本脳炎	不活化ポリオ
令和4年度	0	0	7,809	22,301	13
令和5年度	0	0	7,456	17,652	9
令和6年度	0	0	7,448	17,085	4

	ヒトパピローマウイルス	インフルエンザ	高齢者肺炎球菌	新型コロナウイルス※
令和4年度	5,002	73,193	3,706	
令和5年度	7,089	69,310	4,332	
令和6年度	18,800	64,729	1,449	24,582

※令和6年度より定期接種化

(2) 任意予防接種

任意予防接種費用の一部助成を、川口市内の委託医療機関で実施しています。

種 類	おたふくかぜ	風 し ん
対 象	1歳～7歳未満で、就学前	風しん抗体検査の結果、抗体価が低いと判定された妊娠を希望する18歳以上50歳未満の女性とその配偶者等
助 成 金 額	3,000円	風しん単独：3,000円 麻しん風しん混合：5,000円
助 成 回 数	1人2回	1人1回

種 類	带状疱疹
対 象	接種日時点で50歳以上のかた
助 成 金 額	生ワクチン：4,000円 不活化ワクチン：12,000円
助 成 回 数	1人1回 (不活化ワクチンは2回)

任意予防接種実施状況

(単位：件)

	おたふくかぜ	風しん	带状疱疹※
令和4年度	6,330	798	
令和5年度	7,260	822	
令和6年度	7,007	662	12,651

※令和6年度より助成開始

(3) 風しん抗体検査

- ・ 対 象 者 妊娠を希望する 18 歳以上 50 歳未満の女性とその配偶者等
- ・ 実施場所 市内の委託医療機関
- ・ 助成回数 1 人 1 回

風しん抗体検査 (単位：件)	
	抗体検査
令和4年度	392
令和5年度	355
令和6年度	299

(4) 風しんの追加的対策

- ・ 対 象 者 昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性
- ・ 実施期間 令和元年度～令和 6 年度
(定期接種のみ一部条件付きで令和 8 年度まで)

抗体検査 (単位：件)	
	抗体検査
令和4年度	595
令和5年度	3,724
令和6年度	772

定期接種 (単位：人)	
	定期接種
令和4年度	165
令和5年度	575
令和6年度	148

2 妊産婦健康診査等

妊婦健康診査14回分等及び産婦健康診査、新生児聴覚スクリーニング検査の助成券を交付し、妊娠中及び産後の疾病や異常を早期に発見するとともに、母体と赤ちゃんの心身を健康に保つことを目的に支援を実施しています。

(1) 妊婦健康診査 (単位：件)

	妊婦健康 診 査	超 音 波 検 査	H B s	H I V
			抗原検査	抗体検査
令和4年度	47,872	15,019	4,073	4,069
令和5年度	48,175	14,909	4,011	4,007
令和6年度	46,583	14,344	3,826	3,819

※延べ件数

(2) 新生児聴覚スクリーニング検査 (単位：人)

	受診者数
令和4年度	3,602
令和5年度	3,646
令和6年度	3,517

(3) 産婦健診 (単位：人)

	受診者数
令和4年度	3,598
令和5年度	3,646
令和6年度	3,540

3 小児医療支援

児童の健全育成と福祉の向上を図ることを目的として、医療費の助成を行っています。

未熟児や長期療養児の保護者に対してグループ指導を行い、育児負担、精神的負担の軽減を図っています。

(1) 未熟児養育医療費給付

身体が発育が未熟な状態で生まれ、医師が入院して治療を受ける必要があると認めた1歳未満の乳児に対して医療費の一部を給付しています。

	給付人数 (人)	給付件数 (件)
令和4年度	121	328
令和5年度	158	419
令和6年度	154	366

(2) 小児慢性特定疾病医療費支給

小児慢性特定疾病にかかり、治療が長期にわたる児童等に対し、経済的負担の軽減を目的として、医療費の一部を支給しています。

	受給者証 所持者数 (人)	給付件数 (件)
令和4年度	472	6,548
令和5年度	468	6,939
令和6年度	456	7,177

※受給者証所持者数は年度末時点。

(3) 結核児童療育給付

結核にり患して長期入院している児童に対し、医療費の一部を給付しています。

	受給者証 所持者数 (人)	給付件数 (件)
令和4年度	0	0
令和5年度	0	0
令和6年度	0	0

(4) 小児医療支援事業（ぴよぴよグループ・長期療養児教室）

	回 数	延べ参加者数（人）			計
		家 族	児 童	そ の 他	
令和4年度	1	5	0	16	21
令和5年度	2	26	12	10	48
令和6年度	4	27	23	0	50

※令和4年度は長期療養児教室をZOOMで開催。

※令和5年度は7-8月に長期療養児教室をYOUTUBE配信で開催。ぴよぴよグループは4年ぶりに開催。

4 不妊支援

不妊に悩む夫婦等に対し相談支援を行うとともに、不妊症及び不育症の検査や生殖補助医療を行なった方に対し、費用の一部を助成しています。

(1) 早期不妊検査費・不育症検査費助成

夫婦共に保険医療機関などで受けた検査費の一部を助成しています。

(単位：件)

	助成件数
令和4年度	266
令和5年度	288
令和6年度	314

(2) 特定不妊治療費助成(令和5年4月終了)

特定不妊治療(体外受精と顕微授精)とその一環として行われた男性不妊治療を受けたかたを対象に、治療費の一部を助成しています。

(単位：件)

	助成件数
令和4年度	313
令和5年度	1

※令和4年度からは経過措置件数となります。

(3) 生殖補助医療費助成(令和5年4月開始)

生殖補助医療(体外受精・顕微授精)で、保険診療又は保険診療と併用した先進医療の治療に要した費用の一部を助成しています。

(単位：件)

	助成件数
令和5年度	871
令和6年度	784

(4) 性と健康の相談

専門職（不妊カウンセラー）による不妊症・不育症に関する相談や、月経前症候群（PMS）などに関する相談、不妊専門相談センターでは不妊や不育症に関する医学的・専門的な相談に医師が面談を実施しています。

（単位：件）

	健康増進課内		不妊専門相談 セ ン タ ー
	電話	面接	
令和4年度	91	8	3
令和5年度	45	12	6
令和6年度	46	12	0

5 がん患者支援

がん患者の外見変化に対応する補整具の購入や在宅療養に係る費用に関し、療養生活の質の向上や家族の介護及び経済的負担の軽減を目的とし、費用の一部を助成する。

(1) がん患者ウィッグ・胸部補整具購入費助成

がん治療に伴う外見の変化に対応するための補整具購入に関し、経費の一部を助成することにより、就労や社会参加を支援し、療養生活の質をよりよくすることを目的としています。

年度別助成件数 (単位：件)

年度別助成件数		件数
令和4年度		129
令和5年度		151
令和6年度	250	ウィッグ 213 胸部補整具 37

※令和6年度より胸部補整具購入助成開始

(2) A Y A 世代がん患者在宅療養支援事業

18歳以上40歳未満のがん患者のかたが、安心して在宅で過ごせるよう、家族の介護及び経済的負担の軽減を図っています。

年度別助成件数 (単位：件)

年度別助成件数		件数
令和6年度		0

※令和6年度より事業開始

6 乳幼児健康診査

乳幼児健康診査では、子どもの発育発達を明らかにし、疾病や異常を早期に発見し、適切な指導を行っています。また、虫歯の予防、早期発見、治療により幼児の歯科保健の向上を図っています。

(1) 3・4か月児健康診査

	対象児数 (人)	受診児数 (人)	受診率 (%)
令和4年度	4,018	3,791	94.4
令和5年度	3,998	3,737	93.5
令和6年度	3,886	3,697	95.1

(2) 10か月児健康診査

	対象児数 (人)	受診児数 (人)	受診率 (%)
令和4年度	4,108	3,490	85.0
令和5年度	3,984	3,668	92.1
令和6年度	4,011	3,685	91.9

※令和4年度より10か月児健康相談が健康診査に変わりました。

(3) 1歳6か月児健康診査

	対象児数 (人)	受診児数 (人)	受診率 (%)
令和4年度	4,252	3,948	92.9
令和5年度	4,098	3,785	92.4
令和6年度	3,956	3,781	95.6

(4) 1歳6か月児歯科健康診査

	対象児数 (人)	受診児数 (人)	受診率 (%)	フッ化物塗布 (延べ人数)
令和4年度	4,252	2,929	68.9	5,922
令和5年度	4,098	2,797	68.3	5,767
令和6年度	3,956	2,721	68.8	5,585

(5) 3 歳児健康診査

	対象児数 (人)	内 科 健 診		歯 科 健 診	
		受診児数 (人)	受 診 率 (%)	受診児数 (人)	受 診 率 (%)
令和4年度	4,537	4,093	90.2	4,041	89.1
令和5年度	4,452	3,776	84.8	3,770	84.7
令和6年度	4,101	3,792	92.5	3,790	92.4

7 がん検診

『健康増進法』に基づき、市民の健康の維持・増進及びがんの早期発見を促し、早期治療につなげることを目的として、各種がん検診を実施しています。

※「対象者数」：当該年度4月1日時点の人数

※「がんであった者」：次年度6月末時点で市に報告のあった人数

(1) 胃がん検診年度別受診者数

		対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	要精密検査 者数(人)	がんであった 者(※)
令和4年度	レントゲン	355,656	1,565	0.4	76	0
	内視鏡	261,537	6,553	4.8	95	10
令和5年度	レントゲン	356,626	1,605	0.5	66	0
	内視鏡	265,742	6,994	5.1	84	20
令和6年度	レントゲン	358,395	1,710	0.5	22	0
	内視鏡	270,282	8,055	5.6	98	20

内視鏡検診は、2年に1度のため、受診率＝（前年度の受診者数＋当該年度の受診者数－2年連続の受診者数）／（当該年度の対象者数）×100

(2) 肺がん・結核検診年度別受診者数

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	要精密検査 者数(人)	がんであった 者(※)
令和4年度	355,656	30,648	8.6	1,165	12
令和5年度	356,626	31,287	8.8	1,199	4
令和6年度	358,395	31,784	8.9	1,212	12

(3) 大腸がん検診年度別受診者数

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受 診 率 (%)	要精密検査 者数 (人)	がんであった 者 (※)
令和4年度	355,656	36,735	10.3	2,476	84
令和5年度	356,626	36,857	10.3	2,429	28
令和6年度	358,395	37,444	10.4	2,585	97

(4) 乳がん検診年度別受診者数

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受 診 率 (%)	要精密検査 者数 (人)	がんであった 者 (※)
令和4年度	178,958	10,637	11.8	1,041	48
令和5年度	179,549	10,272	11.6	1,040	32
令和6年度	180,554	11,404	12.0	768	44

受診率＝

(前年度受診者数＋当該年度受診者数－2年連続の受診者数) ÷ (当該年度対象者数) × 100

(5) 子宮頸がん検診年度別受診者数

	対象者数 (人)	受診者数 (人)		受診率 (%)	要精密検査 者数 (人)		がんであった 者(※)	
		頸部	体部	頸部のみ	頸部	体部	頸部	体部
令和4年度	250,967	23,139	13,953	13.2	601	177	1	1
令和5年度	251,632	23,591	14,213	13.4	551	108	1	4
令和6年度	252,946	24,992	14,893	13.7	514	74	1	3

受診率＝

(前年度受診者数＋当該年度受診者数－2年連続の受診者数) ÷ (当該年度対象者数) × 100

(6) 前立腺がん検診年度別受診者数

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受 診 率 (%)	要精密検査 者数 (人)	がんであった 者 (※)
令和5年度	24,212	1,161	4.8	110	7
令和6年度	24,375	1,280	5.3	136	12

令和5年6月1日から事業開始。

8 健康診査

(1) 健康診査

『健康増進法』に基づき、疾病の早期発見・早期治療に資するとともに、健康診査の結果、必要なかたに対し健康管理上の事後指導を行い、健康についての認識と自覚を促すことを目的に、生活習慣病対策の一環として実施しています。

(対象者：『健康増進法施行規則』第4条の2第4号に規定される者)

年度別受診者数

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	※動機付支援 対象者数 (人)	※積極的支援 対象者数 (人)
令和4年度	7,693	851	11.1	47	43
令和5年度	7,913	881	11.1	43	33
令和6年度	7,702	916	11.9	48	35

※ 保健指導の対象者は、令和6年1月～12月に健康診査を受診した者

(2) 肝炎ウイルス検診

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルス検診の受診を促進し、市民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じ受診することで、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減及び進行の遅延につなげています。

①年度別受診者数 (単位：人)

	受診者数
令和4年度	2,778
令和5年度	2,883
令和6年度	2,906

②受診者数および判定結果の年齢別内訳 (令和6年度) (単位：人)

	40歳未満	40歳以上	合計
B型肝炎検査受診者数	336	2,570	2,906
陽性者数	7	28	35
陰性者数	329	2,542	2,871

	40歳未満	40歳以上	合計
C型肝炎検査受診者数	336	2,570	2,906
感染の可能性が高い	1	5	6
感染の可能性が低い	335	2,565	2,900

(3) 成人歯科健康診査・歯科ドック、口腔がん検診

川口市歯科口腔保健の推進に関する条例の規定に基づき、市民が生涯にわたり歯科口腔保健に関する取組を行う上で必要な歯科健康診査を実施します。併せて、疾病の予防ならびに早期発見・早期治療につなげています。

※「対象者数」：当該年度4月1日時点の人数

①成人歯科健康診査年度別受診者数

	対象者数 (人) ※	受診者数 (人)	受 診 率 (%)
令和4年度	421,635	4,176	1.0
令和5年度	506,551	4,082	0.8
令和6年度	508,552	3,892	0.8

※当該年度に76歳、81歳になるかたは、後期高齢者医療健康長寿歯科健康診査の対象となるため、対象者数から除いて計上

※令和5年度から対象者を30歳以上から18歳以上に拡大

②歯科ドック年度別受診者数

	対象者数 (人) ※	受診者数 (人)	受 診 率 (%)
令和4年度	421,635	1,848	0.4
令和5年度	506,551	1,579	0.3
令和6年度	508,552	1,518	0.3

※当該年度に76歳、81歳になるかたは、後期高齢者医療健康長寿歯科健康診査の対象となるため、対象者数から除いて計上

※令和5年度から対象者を30歳以上から18歳以上に拡大

③口腔がん検診年度別受診者数

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受 診 率 (%)	要精密検査 者数 (人)
令和4年度	433,879	2,193	0.5	37
令和5年度	434,728	1,935	0.4	31
令和6年度	436,828	1,904	0.4	26

(4) 訪問歯科健康診査

在宅で寝たきりの高齢者、障害児・者を対象に歯科医師等を派遣し歯科健康診査を実施することで、口腔衛生の改善を図るとともに、健康状態の維持向上に資することを目的としています。

年度別受診者数 (単位：人)

	受診者数
令和4年度	223
令和5年度	157
令和6年度	78

※令和5年度より、対象に特別障害者手当もしくは障害児福祉手当の受給資格に相当する障害児・者を加える

(5) かかりつけ薬局強化事業

糖尿病簡易検査（ヘモグロビンA1c）の実施により、糖尿病の早期発見・早期治療を促し、重症化を予防するとともに、受診勧奨、健康相談、健康に関する情報を提供することで健康に対する意識の向上につなげ、地域連携体制の構築を図っています。
対象者：30歳以上の市民（今年度30歳になるかたも含む）

年度別受診者数 (単位：人)

	測定者数	受診 勧奨者数
令和4年度	323	84
令和5年度	303	68
令和6年度	341	71

※受診勧奨は、ヘモグロビンA1cの値が6.0以上のかたが対象。

9 成人健康づくり

(1) 健康相談

① 巡回みんなの保健室 ～成人健康相談～

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的として、実施しています。

対象者：おおむね40歳から64歳までのかた及びその家族。健康相談が必要なかた

年度別受診者数

	実施回数	延べ人数
令和4年度	50	88
令和5年度	13	122
令和6年度	12	384

(2) 健康教育

生活習慣病および介護予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自分の健康は自分でつくる」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持・増進に資することを目的として、実施しています。

対象者：おおむね40歳以上のかた

従事者：医師・保健師・看護師・栄養士・専門講師など

年度別受診者数

	実施回数	延べ人数
令和4年度	95	3,638
令和5年度	112	4,282
令和6年度	100	4,480

(3) 機能訓練（失語症支援事業）

ことばのリハビリ教室

失語症者の言語機能回復訓練を通じて、同じ症状を持つかたとの交流及び家族への保健指導によりコミュニケーションレベルを高めることを目的として、実施しています。

対象者：言語機能に障がいがあり、現在医療機関等で言語訓練を受けていないかたのうち、訓練の必要性のあるかた及びその家族

会 場：鳩ヶ谷庁舎

年度別受診者数

(単位：人)

	実人数	延べ人数
令和4年度	2	4

※令和4年度をもって事業終了。

(4) W e b 利用型自己採血事業

健康診断を受ける機会のない市民に対し、自宅等でWebを利用した健康チェックや健康相談を手軽に受けることで、自らの健康課題に気づき、適切な健康づくりに取り組むことができることを目的に実施しています。

年度別受診者数

	受診者数	対 象
令和4年度	100	35歳以上39歳以下
令和5年度	105	30歳以上39歳以下
令和6年度	119	25歳以上39歳以下

※令和4年度より「39 (Thank you) ヘルスチェック」を変更して実施。

10 国民健康・栄養調査（厚生労働省委託事業）

総合的な健康増進の推進に資することを目的として、身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を調査しています。

- ①栄養摂取状況調査：世帯全員の1日分の食事記録（1歳以上）歩数（20歳以上）
- ②身体状況調査：身長・体重（1歳以上）運動の状況等（20歳以上）
- ③生活習慣調査：食習慣・休養・飲酒・喫煙・歯の健康等（20歳以上）

国民健康・栄養調査実施状況

年度 (調査地区)	調査 実施対象 世帯数	調査実施 世帯数	栄養摂取 状況調査 (人)	身体状況 調査 (人)	血液検査 (人)	生活習慣 調査 (人)
令和4年度 (坂下町)	15	8	17	20	9	12
令和5年度 (飯塚・安行)	44	17	26	18	17	26

※令和6年度は対象地区に選出されなかったため、実施なし。

11 歯と口の健康フェスティバル

乳幼児期、学童期、思春期、成人期、高齢期にいたるすべての年齢のう蝕歯周病の予防、口腔機能の維持を目的として、正しい歯科保健知識の普及啓発を行い、生涯を通じた口腔ケアの向上を図っています。

(1) 場所

令和4年度 川口総合文化センター・リリア
令和5年度 川口総合文化センター・リリア
令和6年度 西公民館

(2) 開催回数及び時期

年1回（6月第1日曜日）

(3) 内容

歯と口の健康に関する体験・相談の他、パネル展示及び表彰等

(単位：人)

	参加者数
令和4年度	651
令和5年度	825
令和6年度	569

※令和4年度、5年度は新型コロナウイルス感染対策のため規模を縮小して実施。

第4節

地域保健センター

第4節 地域保健センター

1 母子健康手帳の交付

妊娠届出書を提出した妊婦に対し、母子健康手帳と妊婦健康診査及び産後健診の助成券を交付しています。

妊娠中及び産後の疾病や異常を早期に発見するとともに、母体と赤ちゃんの心身を健康に保つことを目的として、支援しています。

(1) 母子健康手帳交付 (単位：件)

	妊娠届出数
令和4年度	4,228
令和5年度	4,168
令和6年度	3,951

(2) 母子栄養食品支給事業

特に栄養強化が必要と認められた生活保護世帯、市民税非課税世帯の妊産婦または乳児に対して栄養食品を支給しています。

	妊 産 婦		乳 児	
	支給者数 (人)	支給数 (箱)	支給者数 (人)	支給数 (箱)
令和4年度	5	15	94	564
令和5年度	0	0	53	318
令和6年度	0	0	82	492

2 相談支援事業

発育、発達が気になる児やその保護者に対し、発達・心理相談を行うとともに適切な指導を行います。また、必要に応じて医療機関や市の関係機関と連携を図ります。

(1) 幼児相談

おおむね1歳から就学前までの幼児とその保護者及び関係者を対象に育児、発育、発達、ことばなどの相談を行っています。

(単位：件)

	相談内容					合計	心理相談 (再掲)
	身体面	言語面	食事	育児	その他		
令和4年度	0	14	1	8	4	27	27
令和5年度	0	9	0	4	16	29	29
令和6年度	0	4	0	9	15	28	28

(2) 親と子の心と発達の相談

学童期から思春期の心の健康に関して支援が必要と思われる児童・保護者及び関係者を対象に育児、発育、発達、ことばなどの相談を行っています。

(単位：人)

	医師	心理士
令和4年度	7	16
令和5年度	5	13
令和6年度	5	23

3 母子健康教室

妊婦やパートナーに対し、妊娠・出産・育児・歯科保健等に関する知識の普及や、母体の健康保持等を目的として、実施しています。

食事に関する教室では、乳幼児の正しい食生活を身につけられるよう支援しています。

(1) ウェルカムBaby教室

妊婦と夫・パートナー（祖父母も可）を対象に沐浴・妊婦疑似体験を行っています。

	実施回数	参加者数（人）			
		妊婦	夫	その他	計
令和4年度	20	361	333	0	694
令和5年度	23	564	524	5	1093
令和6年度	23	517	481	8	1006

(2) ぴよママ教室（母親教室）

妊婦を対象に、妊産婦の心身の変化とケア、栄養等の講義、鉄分を含むおやつの試食などを行っています。

	実施回数	参加者数（人）		
		妊婦	その他	計
令和6年度	3	65	4	69

(3) マタニティママの歯と口の健康教室（妊婦歯科健康診査）

ママと赤ちゃんの歯と口の健康についての講義、妊婦の歯科健診、ブラッシング指導を行っています。

	実施回数	参加者数 （人）	そ の 他 の 参加者数（人）	計
令和4年度	12	69	2	71
令和5年度	12	113	3	116
令和6年度	12	123	3	126

(4) 育児教室

育児教室では、親子のコミュニケーションを図るとともに、保護者への相談・指導、保護者同士の情報交換の場を提供し、育児不安の軽減につなげています。また、各地区の関係機関や住民からの依頼により、保健師や栄養士等が講師として出講します。

	実施回数	参加者数 (人)
令和4年度	95	2,463
令和5年度	106	2,975
令和6年度	117	3,776

(5) 離乳食講習会

離乳についての話や試食、調理デモンストレーション、相談を行っています。

	回 数	参加者数 (人)
令和4年度	12	275
令和5年度	12	389
令和6年度	12	505

※令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため縮小。

(6) 幼児食講習会

幼児食についての話や試食、相談を行っています。

	回 数	参加者数 (人)
令和4年度	6	73
令和5年度	6	68
令和6年度	6	120

(7) 食育教室

食事や生活リズムの話、親子での調理実習を行っています。

	回 数	参加者数 (人)
令和4年度	1	6
令和5年度	2	14
令和6年度	2	33

4 母子訪問指導

母性並びに乳幼児の健康の保持増進と育児不安の軽減を目的として、保健師または助産師が、妊産婦及び新生児を含む乳児、訪問指導が必要なご家庭に訪問指導を実施しています。また、出産後1年を経過しない女子と乳児を対象に、委託産科医療機関、助産施設等により心身の回復、育児負担の軽減を目的として、宿泊・日帰り・訪問型（早期・一般）の母体のケア、乳児のケア、育児相談等のサービスを提供しています。

(1) 母子訪問指導

(単位：人)

		親 等 保護者	子				計
			新生児	乳 児	幼 児	18歳未満 ※1	
令和4年度	実	5,872	584	3,242	968	121	10,787
	延	8,094	641	4,094	2,108	496	15,433
令和5年度	実	6,510	754	3,397	929	157	11,747
	延	8,587	804	4,306	1,886	458	16,041
令和6年度	実	6,575	846	3,391	919	113	11,844
	延	8,628	924	4,368	1,876	328	16,124

※ 妊産婦・新生児訪問指導を含む。

※1 子の18歳未満のうち精神保健訪問対象のかたは除く。

(2) 妊産婦・新生児訪問指導 (再掲) (単位：人)

		妊 婦	産 婦	新生児※	計
令和4年度	実	79	3,401	3,575	7,055
	延	115	3,991	4,036	8,142
令和5年度	実	93	3,719	3,887	7,699
	延	133	4,291	4,340	8,764
令和6年度	実	99	3,736	3,918	7,753
	延	156	4,321	4,392	8,869

※新生児訪問指導として実施した生後4か月までの乳児を含む。

(3) 産後ケア (単位：件)

	宿泊型	日帰り型	早期訪問型	一般訪問型
令和6年度	255 (延べ686日分)	1,119	100	40

5 こども家庭センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに円滑に対応することを目的として、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施しています。

妊娠期から妊婦やその家族との関係性を築くことにより、産後の支援がスムーズとなり、母子保健の課題である産後うつや児童虐待防止を図っています。

令和6年4月から「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」での相談を一体的に整備し、「川口市こども家庭センター」として業務を開始しています。

	母子健康手帳 交付数※	電話相談	面 接	家庭訪問	サポートプラン 作成(実件数)
令和6年度	4,552	23,905	4,906	10,733	247

(参考) 子育て世代包括支援センター (単位：延べ件数)

	母子健康手帳 交付数※	電話相談	面 接	家庭訪問	支援プラン 作成(実件数)
令和4年度	3,031	17,569	5,089	8,741	70
令和5年度	3,884	22,027	5,112	10,597	91

※母子健康手帳交付数は再交付数を含む。

実施施設： 地域保健センター、地域保健センター鳩ヶ谷分室、中央保健ステーション、青木保健ステーション、南平保健ステーション、新郷保健ステーション、芝保健ステーション、神根保健ステーション、戸塚保健ステーション

6 出産・子育て応援給付金

すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、身近な伴走型の相談支援とあわせた経済的支援を行っています。

(単位：延べ人数)

	出産応援給付	子育て応援給付
令和4年度	2,971	2,528
令和5年度	6,599	4,359
令和6年度	4,125	3,946

第 5 節

生活衛生課

第5節 生活衛生課

1 生活衛生事業

(1) 旅館、公衆浴場及び興行場の許可、監視指導

旅館、公衆浴場及び興行場の許可、監視指導等を行い、公衆衛生及び市民の生活環境の向上に努めています。

※根拠法令等：『旅館業法』第3条、第7条
『旅館業法施行規則』第4条
『公衆浴場法』第2条、第6条
『公衆浴場法施行規則』第4条
『興行場法』第2条、第5条
『川口市興行場施行細則』第6条
『地域保健法』第4条

施設数及び監視指導件数

(単位：件)

		旅館業			公衆浴場					興行場			
		ホテル・旅館	簡易宿所	総数	公営		私営		総数	映画	スポーツ	その他	総数
					一般	その他	一般	その他					
令和4年度	施設数	41	12	53	0	14	8	37	59	3	0	3	6
	許可	0	1	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0
	廃止	4	0	4	0	0	1	2	3	0	0	0	0
	監視指導	3	0	3	0	1	1	23	25	0	0	0	0
令和5年度	施設数	42	9	51	0	14	7	38	59	4	0	3	7
	許可	4	2	6	0	0	0	1	1	1	0	0	1
	廃止	3	5	8	0	0	1	0	1	0	0	0	0
	監視指導	15	6	21	0	8	3	24	35	0	0	0	0
令和6年度	施設数	44	12	56	0	14	6	38	58	4	0	3	7
	許可	3	3	6	0	0	0	1	1	0	0	1	1
	廃止	1	0	1	0	0	1	1	2	0	0	1	1
	監視指導	10	4	14	0	2	1	21	24	0	0	0	0

(2) 理容所、美容所及びクリーニング所の検査、監視指導

理容所、美容所及びクリーニング所の開設届に対する構造設備の確認のための検査を行うとともに監視指導等を実施し、公衆衛生の向上に努めています。

※根拠法令等：『理容師法』第11条、第11条の2、第13条
『美容師法』第11条、第12条、第14条
『クリーニング業法』第5条、第5条の2、第10条
『地域保健法』第4条

施設数及び監視指導件数

(単位：件)

		理容所	美容所	クリーニング所			
				一般	うち特定	取次 (無店舗含む)	総数
令和4年度	施設数	352	799	112	3	186	298
	確認	14	62	2	0	1	3
	廃止	25	68	8	0	9	17
	監視指導	15	33	10	0	3	13
令和5年度	施設数	342	825	108	4	177	285
	確認	3	53	1	1	3	4
	廃止	13	27	5	0	12	17
	監視指導	23	59	6	1	24	30
令和6年度	施設数	334	823	99	4	159	258
	確認	2	37	0	0	6	6
	廃止	10	39	9	0	24	33
	監視指導	15	60	12	0	10	22

(3) 特定建築物及び建築物登録業の届出、監視指導

事務所、店舗等の多数の人が利用する特定建築物（延べ床面積が3,000㎡以上）の届出を受理し、適正に維持管理が行われるように監視指導をしています。

また、建築物における衛生的環境の確保に関する事業者のうち、登録基準に適合するとして申請があった事業者について、登録及び立入検査を実施しています。

※根拠法令等：『建築物における衛生的環境の確保に関する法律』
第5条、第11条、第12条の2、第12条の5
『地域保健法』第4条

特定建築物の施設数及び監視指導件数

(単位：件)

		特定建築物 (公営)	特定建築物 (民営)	総数
令和 4 年度	施設数	21	51	72
	届出	0	0	0
	廃止	0	0	0
	監視指導	—	0	0
令和 5 年度	施設数	21	52	73
	届出	0	1	1
	廃止	0	0	0
	監視指導	—	1	1
令和 6 年度	施設数	20	54	74
	届出	0	2	2
	廃止	1	0	1
	監視指導	—	0	0

建築物登録業の施設数及び立入検査件数

(単位：件)

		清掃業	空気環境 測定業	空気調和用 ダクト清掃業	飲料水 水質検査業	飲料水 貯水槽清掃業	排水管清掃業	ねずみ昆虫等 防除業	環境衛生総合 管理業	総数
令和4年度	登録事業数	20	2	0	0	37	10	16	9	94
	登録	4	0	0	0	9	4	3	1	21
	廃止	0	0	0	0	1	0	1	1	3
	有効期間満了	3	0	0	0	11	3	1	1	19
	立入検査	4	0	0	0	9	4	3	1	21
令和5年度	登録事業数	22	2	0	0	38	9	16	10	97
	登録	4	0	0	0	10	0	5	5	24
	廃止	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	有効期間満了	1	0	0	0	9	1	5	4	20
	立入検査	4	0	0	0	10	0	5	5	24
令和6年度	登録事業数	21	2	0	0	36	8	18	10	95
	登録	3	0	0	0	5	1	2	1	12
	廃止	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	有効期間満了	4	0	0	0	7	2	0	1	14
	立入検査	3	0	0	0	5	1	3	1	13

(4) プールの届出・監視指導

プールの施設及び水質の適正な維持管理により、公衆衛生の向上及び安全を確保することを目的として、開設の届出を受理し、監視指導を実施しています。

※根拠法令等：『川口市プールの施設、維持管理及び水質に関する基準等を定める要綱』

施設数及び監視指導件数 (単位：件)

		通年プール	季節プール
令和4年度	施設数	16	1
	届出	0	1
	廃止	0	—
	監視指導	4	3
令和5年度	施設数	15	1
	届出	0	1
	廃止	1	—
	監視指導	7	3
令和6年度	施設数	15	1
	届出	0	1
	廃止	0	—
	監視指導	4	3

※通年プールの施設数は年度末現在

(5) シックハウス等の相談対応

室内空気中の化学物質に関する相談及び現場検査を実施しています。

※根拠法令等：『川口市シックハウス等対策事業実施要綱』

相談・検査件数 (単位：件)

	相 談	現場検査
令和4年度	1	1
令和5年度	1	1
令和6年度	1	1

(6) ねずみ・衛生害虫の相談対応

ねずみ、衛生害虫等について、種類の確認、防除方法等の相談を受け付けています。

相談件数

(単位：件)

	総 数	ねずみ	ダ ニ	蚊	その他
令和4年度	62	42	3	0	17
令和5年度	70	54	1	0	15
令和6年度	58	41	1	0	16

(7) スズメバチの巣の駆除

ハチによる危害を未然に防ぐため、スズメバチの巣の駆除やハチに関する助言を行っています。

※根拠法令等：『川口市スズメバチの巣の駆除に関する実施要綱』

駆除等件数

(単位：件)

	相 談	処 理 内 訳	
		スズメバチの 巣 の 駆 除	ハチに関する 助 言
令和4年度	633	177	456
令和5年度	581	173	408
令和6年度	584	238	346

(8) 環境衛生活動報償金等の交付

町会・自治会の環境衛生活動（道路側溝の泥上げ清掃等）を対象に、1回の活動実施につき3,000円（4回限度）の報償金を交付しています。

また、環境衛生活動に必要な機械器具等を購入した場合、購入額の40%以内で補助金を交付しています。

※根拠法令等：『川口市環境衛生活動報償金交付要綱』
『川口市環境衛生補助金交付要綱』

交付件数

(単位：件)

	報 償 金	補 助 金
令和4年度	24	8
令和5年度	20	2
令和6年度	15	2

(9) 水道施設に対する監視指導

安全で良質な水道水の確保を目的として、専用水道、簡易専用水道及び埼玉県自家用水道の水道施設の確認及び衛生指導を実施しています。

※根拠法令等：『水道法』第33条、第39条、
『川口市水道法施行細則』第8条、第12条、
『埼玉県自家用水道条例』第4条、第9条

施設数及び衛生指導件数

(単位：件)

		専用水道	簡易専用水道	自家用水道
令和4年度	施設数	27	1,255	1
	新規	0	3	0
	廃止	0	8	0
	立入検査	0	0	0
令和5年度	施設数	27	1,243	1
	新規	0	4	0
	廃止	0	16	0
	立入検査	0	0	0
令和6年度	施設数	27	1,240	1
	新規	0	7	0
	廃止	0	10	0
	立入検査	0	0	0

(10) 墓地等の許可及び指導

墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可及び指導を行い、墓地等の管理が公衆衛生上等、支障なく行われるように努めています。

※根拠法令等：『墓地、埋葬等に関する法律』第10条、第11条
『川口市墓地等の経営の許可等に関する条例』第20条

施設数及び立入調査件数 (単位：件)

		墓地	納骨堂	火葬場
令和4年度	施設数	243	7	1
	新規許可	0	0	0
	変更許可	0	0	0
	廃止許可	0	0	0
	立入調査	0	0	0
令和5年度	施設数	243	8	1
	新規許可	0	1	0
	変更許可	3	0	0
	廃止許可	0	0	0
	立入調査	0	0	0
令和6年度	施設数	242	8	1
	新規許可	0	0	0
	変更許可	1	0	0
	廃止許可	0	0	0
	立入調査	1	1	0

※令和6年度の施設数の減少は、墓地台帳の施設の重複を修正したもの。

2 動物管理指導事業

(1) 狂犬病予防事業

狂犬病の発生を予防し、公衆衛生の向上を図ることを目的として、犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付、集団狂犬病予防注射等を実施しています。

※根拠法令等：『狂犬病予防法』第4条、第5条

犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付件数

(単位：件)

	登 録 数	新規登録	鑑札再交付	注射済票 交 付	注射済票 再 交 付
令和4年度	25,338	1,878	115	15,592	22
令和5年度	25,280	1,919	107	15,547	17
令和6年度	23,075	1,988	114	15,830	17

集合狂犬病予防注射（毎年4月実施）

	開 催 日 数	実施会場数	注射件数
令和4年度	16	27	4,673
令和5年度	14	26	4,592
令和6年度	13	24	4,572

※雨天の場合は開催中止

(2) 犬猫の正しい飼い方教室の開催

動物の愛護及び適正飼養の啓発を目的として、各種教室を開催しています。

※根拠法令等：『動物の愛護及び管理に関する法律』第3条
『川口市動物の愛護及び管理に関する条例』第12条

	開催日	場 所	内 容	参加 人数
令和 4 年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止			
令和 5 年度	令和6年 2月4日	鳩ヶ谷庁舎	「犬のしつけ方教室」 講師：遠藤 ゆかり氏（ドッグトレーナー）	47
令和 6 年度	令和7年 2月8日	鳩ヶ谷庁舎	「犬のしつけ方教室」 講師：薬師寺 博之氏（ドッグトレーナー）	35

(3) 譲渡会の開催

市や埼玉県の動物愛護事業に協力する登録団体の支援を目的として、譲渡会を開催し、譲渡の推進と犬猫の殺処分の削減を図っています。

※根拠法令等：『動物の愛護及び管理に関する法律』第35条
『川口市動物の愛護及び管理に関する条例』第3条

令和4年度	開催日	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止
	名称	
	場所	
令和5年度	開催日	令和5年9月18日（月）、令和5年10月29日（日）
	名称	かわぐち犬と猫の譲渡会2023
	場所	鳩ヶ谷庁舎
令和6年度	開催日	令和6年10月27日（日）、令和6年11月17日（日）
	名称	かわぐち犬と猫の譲渡会2024
	場所	鳩ヶ谷庁舎

(4) 動物愛護推進員

犬、猫等の動物の愛護及び適正飼養について市民の理解を深める事を目的に、ボランティアとして積極的かつ自主的に活動する熱意と識見を有するかたに、動物愛護推進員を委嘱しています。

※根拠法令等：『動物の愛護及び管理に関する法律』第38条
『川口市動物の愛護及び管理に関する条例』第14条

委嘱数		(単位：人)
	年度内委嘱	委嘱総数
令和4年度	3	18
令和5年度	2	20
令和6年度	1	16

(5) 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成

市内で保護した飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせたかたに対し、不妊手術（メス）においては1匹9,000円、去勢手術（オス）においては1匹5,000円を上限として助成金を交付しています。

※根拠法令等：『川口市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱』

不妊・去勢手術数 (単位：匹)

	メス猫	オス猫	計
令和4年度	370	281	651
令和5年度	294	211	505
令和6年度	255	185	440

(6) 苦情・相談件数

犬の苦情・相談件数 (単位：件)

	捕獲依頼	引取り	放し飼い	咬傷	糞尿	鳴き声	逸走・保護	その他	計
令和4年度	4	21	18	20	96	55	49	71	334
令和5年度	9	27	12	36	109	56	70	60	379
令和6年度	8	26	15	22	64	42	54	31	262

猫の苦情・相談件数 (単位：件)

	繁殖	捕獲	糞尿	悪臭	エサやり	忌避相談	逸走・保護	その他	計
令和4年度	40	24	138	71	146	79	72	243	813
令和5年度	17	20	122	59	108	52	118	260	756
令和6年度	12	19	76	49	102	66	151	347	822

(7) 犬の咬傷事故の届出

※根拠法令等：『埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例』第15条

犬の咬傷事故件数等

	咬傷事故 (件)	被咬傷者 (人)
令和4年度	16	16
令和5年度	23	23
令和6年度	17	17

(8) 犬猫等の収容

※根拠法令等：『狂犬病予防法』第6条

『動物の愛護及び管理に関する法律』第35条、第36条

『埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例』第9条

犬の収容状況

(単位：頭)

	収 容	飼い主返還	譲 渡
令和4年度	18	10	9
令和5年度	29	20	9
令和6年度	19	12	7

猫の収容状況

(単位：匹)

	収 容	飼い主返還	譲 渡
令和4年度	40	2	18
令和5年度	31	1	27
令和6年度	40	2	21

(9) 第一種動物取扱業の登録

動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全を目的として、第一種動物取扱業の登録及び立入検査等を実施しています。

※根拠法令：『動物の愛護及び管理に関する法律』第 1 0 条、第 2 4 条

登録件数 (単位：件)

	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競り あつせん	譲受 飼養	計
令和4年度	99	149	13	24	12	0	1	298
うち新規	13	18	3	2	4	0	0	40
令和5年度	101	156	14	22	12	0	1	306
うち新規	15	18	1	2	1	0	0	37
令和6年度	103	155	15	23	12	0	1	309
うち新規	8	9	2	2	1	0	0	22

立入検査件数 (単位：件)

令和4年度	128
令和5年度	55
令和6年度	44

(10) 第二種動物取扱業の届出

第一種動物取扱業に準じ、非営利で動物の取扱いを行う場合も届出の受理、立入検査等を実施しています。

※根拠法令：『動物の愛護及び管理に関する法律』第24条の2の2、第24条の4

届出件数

(単位：件)

	譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	計
令和4年度	6	0	1	0	0	7
うち新規	1	0	0	0	0	1
令和5年度	5	0	1	0	0	6
うち新規	0	0	0	0	0	0
令和6年度	5	0	1	0	0	6
うち新規	0	0	0	0	0	0

立入検査件数

(単位：件)

令和4年度	1
令和5年度	0
令和6年度	0

(11) 特定動物の飼養許可

特定動物の飼養及び保管をするかたに対し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止することを目的として、許可及び立入検査を実施しています。

※根拠法令：『動物の愛護及び管理に関する法律』第26条、第33条

許可件数

(単位：件)

	飼養許可件数	飼 養 目 的	動 物 の 種 類
令和4年度	15	愛玩・展示 生業の維持	アミメニシキヘビ インド（ビルマ）ニシキヘビ ボアコンストリクター アメリカドクトカゲ ワニガメ ニホンザル メガネカイマン グリーンブッシュバイパー シャムワニ ブラックマンバ
令和5年度	16	愛玩・展示 生業の維持	アミメニシキヘビ インド（ビルマ）ニシキヘビ ボアコンストリクター アメリカドクトカゲ ワニガメ ニホンザル メガネカイマン グリーンブッシュバイパー イヌワシ モモジロクマタカ
令和6年度	14	愛玩・展示 生業の維持	アミメニシキヘビ インド（ビルマ）ニシキヘビ ボアコンストリクター アメリカドクトカゲ ワニガメ ニホンザル メガネカイマン グリーンブッシュバイパー イヌワシ モモジロクマタカ

立入検査件数 (単位：施設)

令和4年度	7
令和5年度	9
令和6年度	6

(12) 多数の動物の飼養届出

犬又は猫を10頭以上飼養するかたに対し、届出を義務付けています。

※根拠法令：『埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例』第7条の2

届出件数 (単位：件)

	飼 養 届 出	総 数
令和4年度	4	25
令和5年度	2	27
令和6年度	2	29

(13) 『化製場等に関する法律』に基づく動物の飼養（収容）許可

公衆衛生の確保を目的として、住宅地等において多数の動物を飼養するかたについて『化製場等に関する法律』に基づく動物の飼養（収容）許可を受けることを義務付けています。

※根拠法令：『化製場等に関する法律』第9条

許可件数 (単位：件)

	施 設 数	許 可	廃 止
令和4年度	56	2	2
令和5年度	56	1	1
令和6年度	55	1	2

第 6 節

食品衛生課

第6節 食品衛生課

1 食品衛生事業

『食品衛生法』に基づき、食品関係施設の営業許可を行うとともに、食品等の安全性を確保するため『川口市食品衛生監視指導計画』に基づき、監視指導、食品の検査及び食品関係従事者に対する衛生教育等の業務を行っています。

また、給食施設に対しては、『健康増進法』に基づき、栄養管理の実施について必要な指導・助言等を行っています。

(1) 営業許可

『旧食品衛生法』に基づく34業種及び『食品衛生法』に基づく32業種について、営業の許可等を行っています。

※根拠法令等：『食品衛生法』第55条（『旧食品衛生法』第52条）

『旧食品衛生法』による許可を要する施設数（令和6年度）（単位：件）

		施設数	新規	更新	廃業
飲食店	一般食堂・レストラン	851	0	0	130
	仕出し・弁当屋	84	0	0	10
	旅館	10	0	0	0
	その他	436	0	0	95
菓子（パンを含む）製造業		143	0	0	14
乳処理業		0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0
乳製品製造業		0	0	0	1
集乳業		0	0	0	0
魚介類販売業		34	0	0	11
魚介類せり売営業		0	0	0	0
魚肉ねり製品製造業		0	0	0	0
食品の冷凍又は冷蔵業		7	0	0	1
缶詰又は瓶詰食品製造業		1	0	0	0
喫茶店営業		16	0	0	4
あん類製造業		0	0	0	1

『旧食品衛生法』による許可を要する施設数（令和6年度）

（単位：件）

	施 設 数	新 規	更 新	廃 業
アイスクリーム類製造業	0	0	0	0
食 肉 処 理 業	13	0	0	2
食 肉 販 売 業	45	0	0	4
食 肉 製 品 製 造 業	1	0	0	0
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業	0	0	0	0
食 用 油 脂 製 造 業	1	0	0	0
マ ー ガ リ ン グ 又 は シ ョ ー ト ニ ン グ 製 造 業	0	0	0	0
み そ 製 造 業	1	0	0	0
醬 油 製 造 業	0	0	0	0
ソ ー ス 類 製 造 業	1	0	0	0
酒 類 製 造 業	0	0	0	0
豆 腐 製 造 業	4	0	0	0
納 豆 製 造 業	0	0	0	0
め ん 類 製 造 業	9	0	0	0
そ う ざ い 製 造 業	15	0	0	2
添 加 物 製 造 業	2	0	0	0
食 品 の 放 射 線 照 射 業	0	0	0	0
清 涼 飲 料 水 製 造 業	1	0	0	0
氷 雪 製 造 業	0	0	0	0
小 計	1,675	0	0	275

『食品衛生法』による許可を要する施設数（令和6年度）

（単位：件）

	施 設 数	新 規	継 続	廃 業
飲 食 店 営 業	2,878	682	0	76
調理の機能を有する自動販売機	28	10	0	5
食 肉 販 売 業	84	19	0	1
魚 介 類 販 売 業	70	20	0	1
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	0	0	0	0
集 乳 業	0	0	0	0
乳 処 理 業	0	0	0	0
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	0	0	0	0
食 肉 処 理 業	13	2	0	0
食 品 の 放 射 線 照 射 業	0	0	0	0
菓 子 製 造 業	224	44	0	5
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	3	0	0	0
乳 製 品 製 造 業	0	0	0	0
清 涼 飲 料 水 製 造 業	3	2	0	0
食 肉 製 品 製 造 業	2	0	0	0
水 産 製 品 製 造 業	6	0	0	0
氷 雪 製 造 業	0	0	0	0
液 卵 製 造 業	0	0	0	0
食 用 油 脂 製 造 業	4	2	0	0
み そ 又 は し ょ う ゆ 製 造 業	2	1	0	0
酒 類 製 造 業	4	2	0	0
豆 腐 製 造 業	6	1	0	0
納 豆 製 造 業	0	0	0	0

『食品衛生法』による許可を要する施設数（令和6年度）

（単位：件）

	施 設 数	新 規	継 続	廃 業
麵 類 製 造 業	9	3	0	0
そ う ざ い 製 造 業	54	14	0	1
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	1	0	0	0
冷 凍 食 品 製 造 業	2	1	0	0
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	0	0	0	0
漬 物 製 造 業	22	9	0	0
密 封 包 装 食 品 製 造 業	0	0	0	1
食 品 の 小 分 け 業	11	1	0	0
添 加 物 製 造 業	5	2	0	0
小 計	3,431	815	0	90

（２）監視指導

近年の食中毒・法令違反の発生状況や本市の状況を踏まえ、食中毒の発生リスクの高い施設、広域流通食品製造施設等に対する重点的な監視を行っています。

※根拠法令等：『食品衛生法』第28条、第30条

『旧食品衛生法』による許可を要する施設の監視件数（令和6年度）

（単位：件）

	施設数 (年度末現在)	監視件数 (年度末現在)
飲 食 店	一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン	851
	仕 出 し ・ 弁 当 屋	84
	旅 館	10
	そ の 他	436
菓 子 （ パ ン を 含 む ） 製 造 業		143
乳 処 理 業		0
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業		0
乳 製 品 製 造 業		0

『旧食品衛生法』による許可を要する施設の監視件数（令和6年度）

（単位：件）

	施設数 (年度末現在)	監視件数 (年度末現在)
集 乳 業	0	0
魚 介 類 販 売 業	34	18
魚 介 類 せ り 売 営 業	0	0
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業	0	0
食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業	7	3
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業	1	0
喫 茶 店 営 業	16	3
あ ん 類 製 造 業	0	0
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	0	0
食 肉 処 理 業	13	2
食 肉 販 売 業	45	14
食 肉 製 品 製 造 業	1	2
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業	0	0
食 用 油 脂 製 造 業	1	0
マ ー ガ リ ン グ 又 は シ ョ ー ト ニ ン グ 製 造 業	0	0
み そ 製 造 業	1	1
醬 油 製 造 業	0	0
ソ ー ス 類 製 造 業	1	0
酒 類 製 造 業	0	0
豆 腐 製 造 業	4	0
納 豆 製 造 業	0	0
め ん 類 製 造 業	9	2
そ う ざ い 製 造 業	15	6
添 加 物 製 造 業	2	1

『旧食品衛生法』による許可を要する施設の監視件数（令和6年度）（単位：件）

	施設数 (年度末現在)	監視件数 (年度末現在)
食 品 の 放 射 線 照 射 業	0	0
清 涼 飲 料 水 製 造 業	1	0
氷 雪 製 造 業	0	0
小 計	1,675	532

『食品衛生法』による許可を要する施設の監視件数（令和6年度）（単位：件）

	施設数 (年度末現在)	監視件数 (年度末現在)
飲 食 店 営 業	2,878	966
調理の機能を有する自動販売機	28	10
食 肉 販 売 業	84	44
魚 介 類 販 売 業	70	57
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	0	0
集 乳 業	0	0
乳 処 理 業	0	0
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	0	0
食 肉 処 理 業	13	6
食 品 の 放 射 線 照 射 業	0	0
菓 子 製 造 業	224	89
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	3	0
乳 製 品 製 造 業	0	0
清 涼 飲 料 水 製 造 業	3	2
食 肉 製 品 製 造 業	2	3
水 産 製 品 製 造 業	6	9
氷 雪 製 造 業	0	0
液 卵 製 造 業	0	0

『食品衛生法』による許可を要する施設の監視件数（令和6年度）（単位：件）

	施設数 (年度末現在)	監視件数 (年度末現在)
食 用 油 脂 製 造 業	4	2
み そ 又 は し ょ う ゆ 製 造 業	2	2
酒 類 製 造 業	4	3
豆 腐 製 造 業	6	1
納 豆 製 造 業	0	0
麺 類 製 造 業	9	3
そ う ざ い 製 造 業	54	21
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	1	2
冷 凍 食 品 製 造 業	2	2
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	0	0
漬 物 製 造 業	22	10
密 封 包 装 食 品 製 造 業	0	0
食 品 の 小 分 け 業	11	4
添 加 物 製 造 業	5	1
小 計	3,431	1,237

一斉監視実施状況（単位：施設）

	実施期間	監 視 施 設 数		
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
駅 周 辺 飲 食 店 街 一 斉 パ ト ー ル	7月～11月	西川口駅 157施設	西川口駅 298施設	西川口駅 244施設
		—	川口駅 53施設	川口駅 108施設
夏 期 食 中 毒 予 防 対 策 月 間	7月～8月	152施設	187施設	184施設
食 肉 衛 生 月 間	7月～8月	34施設	32施設	38施設
年 末 一 斉 取 締 り 月 間	11月～12月	271施設	248施設	237施設

(3) 食品等の検査

不良食品の排除と健康被害の発生防止を目的として、市内で製造又は流通している食品等の検査を行っています。

なお、検査は川口市保健所衛生検査課のほか、一部は埼玉県衛生研究所、埼玉県食肉衛生検査センターに委託しています。

※根拠法令：『食品衛生法』第28条、『食品表示法』第8条

検査内容ごとの検体数

(単位：検体)

検査内容	検体数			違反等 件 数		
	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
微生物検査	94	91	89	2	0	1
食品添加物	42	44	42	0	0	1
残留農薬	15	15	15	0	0	0
動物用医薬品	10	10	10	0	0	0
アレルギー物質	0	2	2	0	0	0
その他の理化学検査	0	0	2	0	0	0
計	161	162	160	2	0	2

※上記のほか、令和5年度及び令和6年度は栄養成分検査を4検体実施しました。

(4) 違反・苦情の処理状況

監視、検査等によって発見した不良食品、違反施設等に対し、関係法令に基づき指導しています。

※根拠法令：『食品衛生法』第13条、第63条等

行政処分

	処分日	措置	違反等の内容	探知等
令和4年度	該当する事案はありませんでした。			
令和5年度	4月22日	営業停止	食中毒（カンピロバクター） 『食品衛生法』第6条違反	市内医療機関からの通報
	2月20日	営業停止	食中毒（ノロウイルス） 『食品衛生法』第6条違反	患者同僚からの通報
令和6年度	該当する事案はありませんでした。			

苦情食品（施設）受付件数

（単位：件）

	有 症	衛 生 管 理	異 物 混 入	虫	カ ビ	表 示	異 味 異 臭	（違 い 含 む ） 反	そ の 他	合 計
令和4年度	56	35	27	11	3	44	11	22	39	248
令和5年度	63	58	30	9	5	37	23	18	15	258
令和6年度	98	64	19	23	5	21	6	15	31	282

(5) 食中毒の発生状況

令和6年度は該当する事案はありませんでした。

※根拠法令：『食品衛生法』第63条

	発生月	患者数	死者数	病因物質	原因食品名	措置
令和4年度	該当する事案はありませんでした。					
令和5年度	4月	3人	0人	カンピロバクター	不明	営業停止3日間
	2月	56人	0人	ノロウイルス	不明	営業停止3日間
令和6年度	該当する事案はありませんでした。					

(6) 普及啓発事業

食中毒の発生防止を目的として、市民や食品等事業者に対し、出張講座や研修会等を通じ、食の安全・安心に係る普及啓発を行っています。

講習会

	実施回数	参加人数	主な実施内容	対象者
令和4年度	18	1,130	衛生管理、食中毒予防、HACCP、食品表示、法令改正、 〔他法令に関する事業系一般ごみ、下水処理等〕	食品等事業者 消費者
令和5年度	19	896		
令和6年度	14	734		
			食中毒予防、手洗い方法等	

その他の普及啓発事業

対 象	実施回数			主な実施内容
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
町会・自治会 回覧	1	2	1	対象：全町会・自治会
チラシ 啓発品配布	5	4	7	配布数 11,164部（令和4年度） 8,013部（令和5年度） 11,047部（令和6年度）
ポスター掲示	—	1	1	内容：食中毒の啓発 （西川口駅自由通路）
広報表示板 静止画放映	6	4	4	放映場所：キャステレビジョン コミュニティビジョン
広報かわぐち	2	2	2	内容：食中毒の啓発
手指衛生検査	1	1	1	実施人数：118（たたら祭り会場）
けんこう砦	1	1	0	市ホームページにて公開
きらり川口情報 メール	1	2	3	健康情報として配信
計	17	17	19	

(7) 特定給食施設及びその他の給食施設の数

特定かつ多数の者に対し継続的に食事を供給する施設として、特定給食施設及びその他の給食施設（以下「特定給食施設等」）の届出を受け付けています。

※根拠法令：『健康増進法』第 2 0 条

施設数		(単位：件)	
	特定給食施設	その他の給食施設	合計
令和4年度	158	295	453
令和5年度	160	312	472
令和6年度	161	320	481

(8) 特定給食施設等に対する指導・助言

『健康増進法』第 1 8 条第 1 項第 2 号に基づき、特定給食施設等が行う栄養管理の実施について、必要な指導・助言を行っています。

また、年に 1 回、栄養管理状況の報告書の提出を求めています。

※根拠法令：『健康増進法』第 1 8 条

指導・助言延べ数及び報告書受理施設数		(単位：件)	
	実地指導	その他の指導・助言	報告書
令和4年度	52	673	376
令和5年度	46	610	383
令和6年度	47	617	385

(9) 特定給食施設等に対する研修

特定給食施設等の栄養管理及び食品衛生に関する指導等を主管している強みを生かし、特定給食施設等を対象とした研修を企画・実施します。

※根拠法令：『健康増進法』第18条

研修実施状況（令和6年度）

実施日時	研修内容等	受講人数
令和6年 6月29日（土）～ 7月11日（木）	令和6年度川口市保健所給食施設研修会 （オンデマンド配信） ＜内容＞ ○講義① 「給食施設における食中毒予防・HACCPを取り入れた衛生管理について」 川口市保健所食品衛生課 食品衛生監視員 ○講義② 「令和5年度特定給食施設等栄養管理状況報告書の結果を踏まえた栄養管理について」 川口市保健所食品衛生課 栄養指導員	158 (申込数)
令和7年 2月26日（水） 13時30分～ 16時15分	令和6年度川口市・戸田市・蕨市給食施設施設別研修会 ＜内容＞ ○実践発表 「GLIM基準の概要と当院における取り組み」 川口市立医療センター 芳野 多香子 氏 「GLIM基準導入に向けての取り組み」 医療法人社団東光会 戸田中央リハビリテーション病院 大山 有里奈 氏 ○グループワーク 「所属施設での栄養状態の評価の実際と改善について」	26

2 食肉衛生検査事業

食肉衛生検査所では、『と畜場法』に基づき、食用に供する獣畜の検査を実施するとともに、獣畜の適正な処理を確保することを目的として、監視、指導を行っています。

(1) と畜検査

※根拠法令等：『と畜場法』第2条、第14条、第19条

と畜検査状況 (単位：頭)

	区 分	畜 種					計
		牛	子牛	馬	豚	めん羊・山羊	
令和4年度	検査頭数	5,604	1	0	0	0	5,605
	全部廃棄	19	0	0	0	0	19
	一部廃棄	2,111	0	0	0	0	2,111
令和5年度	検査頭数	5,775	16	0	0	0	5,791
	全部廃棄	28	0	0	0	0	28
	一部廃棄	2,392	4	0	0	0	2,396
令和6年度	検査頭数	5,730	7	0	0	0	5,737
	全部廃棄	24	0	0	0	0	24
	一部廃棄	3,008	6	0	0	0	3,014

(2) と畜検査に係る精密検査

と畜検査において通常の肉眼検査では判定が難しいものについては、解体された獣畜の一部を持ち出して精密検査を実施しています。

※根拠法令等：『と畜場法』第2条、第14条、第19条

精密検査実施状況 (単位：件)

	項 目	微生物検査	病理学検査	理化学検査
	検査頭数			
令和4年度	検査頭数	3	7	13
	検 体 数	27	39	23
令和5年度	検査頭数	4	23	12
	検 体 数	46	243	24
令和6年度	検査頭数	7	17	4
	検 体 数	95	251	8

(3) と畜場の衛生管理に係る検査

と畜場における食肉の衛生を確保することを目的として、枝肉のふき取り等検査を行うとともに、施設の管理者に対し、施設の改善、清潔保持及びと畜業者等に対する獣畜の処理における衛生措置の監視、指導を行っています。

※根拠法令等：『と畜場法』第2条、第19条

牛枝肉検査状況

(単位：件)

	検査対象	検査方法	検 査 項 目	検査頭数	検体数
令和4年度	牛枝肉	ふき取り	腸管出血性大腸菌0157等	42	42
			G F A P	9	18
		切除法	一 般 細 菌 数	60	60
			腸内細菌科菌群数	60	60
令和5年度	牛枝肉	ふき取り	腸管出血性大腸菌0157等	44	44
			G F A P	10	20
		切除法	一 般 細 菌 数	60	60
			腸内細菌科菌群数	60	60
令和6年度	牛枝肉	ふき取り	腸管出血性大腸菌0157等	50	50
			G F A P	10	20
		切除法	一 般 細 菌 数	60	60
			腸内細菌科菌群数	60	60

※GFAP(Glial Fibrillary Acidic Protein：グリア繊維性酸性タンパク質)は、脳や脊髄等の神経組織に存在するタンパク質を指します。GFAPを測定することにより、神経組織による枝肉の汚染状況を確認しています。

また、令和3年度から義務化されたHACCPに沿った衛生管理の実施状況を検証するため、厚生労働省通知に基づき、枝肉の表面を無菌的に切り取って検体を採取する「切除法」による微生物試験を実施しています。

(4) と畜場職員等への衛生指導

食肉衛生に関する知識の普及啓発を目的として、と畜場職員及び関係業者に対して衛生管理に関する講習会を実施しています。

※根拠法令等：『と畜場法』第2条、第19条

（５）認定小規模食鳥処理場等の監視指導業務

『食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律』に基づき、認定小規模食鳥処理場（年間処理羽数３０万羽以下）や届出食肉販売業について、立入検査を実施し、構造設備の改善や食鳥肉の衛生的な取扱いについて指導しています。

※根拠法令等：『食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律』
第１条の２、第１６条、第３９条

施設数及び監視指導件数

（単位：件）

	施 設	施 設 数	監 視 指 導
令和4年度	認定小規模食鳥処理場	2	6
	届出食肉販売業施設	2	6
令和5年度	認定小規模食鳥処理場	2	6
	届出食肉販売業施設	2	6
令和6年度	認定小規模食鳥処理場	1	5
	届出食肉販売業施設	2	6

第 7 節

衛生検査課

第7節 衛生検査課

1 衛生検査事業

(1) 食品等検査

『食品衛生法』に基づき定められた川口市食品衛生監視指導計画により、市内で製造又は流通している食品等の検査を行っています。
食中毒などの発生時に、原因究明のための検査を行っています。
なお、一部の検査は外部機関に委託して行っています。

収去等検査実施状況

	理化学検査		微生物検査		栄養成分検査		合計	
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
令和4年度	67	2,814	94	277	4	20	165	3,111
令和5年度	71	2,842	91	269	4	20	166	3,131
令和6年度	71	2,930	89	261	4	20	164	3,211

食中毒等検査実施状況

	検体数	項目数
令和4年度	18	147
令和5年度	56	248
令和6年度	38	228

(2) 感染症検査

『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』に基づき、感染症の予防及びまん延防止を目的として検査を行っています。
 なお、一部の検査は外部機関に委託して行っています。

感染症検査実施状況（新型コロナウイルス感染症を除く）

	接触者健診 ^{*1}		特定感染症 ^{*2}		その他の感染症 ^{*3}		合計	
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
令和4年度	434	434	235	1,103	140	140	809	1,677
令和5年度	432	432	231	1,101	340	340	1,003	1,873
令和6年度	190	190	254	1,492	226	226	670	1,908

*1 接触者検診では、結核、腸管出血性大腸菌などの検査を行っています。

*2 特定感染症では、H I V抗体、梅毒、肝炎などの検査を行っています。

*3 その他の感染症検査では、レジオネラ、薬剤耐性菌などの検査を行っています。

新型コロナウイルス感染症検査数

	診断PCR			変異株 PCR 検査	ゲノム 解析
	採取機関		計		
	医療 機関等	PCR検査 センター等			
令和4年度	833	2,696*1	3,529	2,749	1,103
令和5年度	370	—	370	244	462
令和6年度	104	—	104	—	175

*1 すべて事業者委託により行った検査数です。

(3) 家庭用品・無承認無許可医薬品の検査

『有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律』及び『無承認無許可医薬品の指導取り締まりについて』に基づき検査を行っています。

家庭用品・無承認無許可医薬品検査実施状況

	家庭用品 (乳幼児用繊維製品)		無承認無許可医薬品 (健康食品)	
	検体数	項目数	検体数	項目数
令和4年度	14	14	11	36
令和5年度	14	14	10	35
令和6年度	14	14	10	35

第 3 章

国民健康保険事業

用語の手引き

1 療養の給付

国保における原則的な給付であり、被保険者の疾病や負傷に対して、診療・薬剤の支給等を療養取扱機関から直接に医療という現物をもって給付することをいいます。

2 療 養 費

療養の給付を行うことが困難な場合や緊急その他やむを得ない事情がある場合等により被保険者が一時療養取扱機関に支払った費用に対して、一部負担金相当分を除いた額を支給するものをいいます。

3 療養諸費

「療養の給付」と「療養費」の合計です。

4 保険給付費

「療養の給付」、「療養費」、「高額療養費」、「出産育児一時金」、「葬祭費」等の全ての給付と「審査支払手数料」の合計です。

5 件 数

診療報酬明細書の枚数、療養費については支給決定された件数です。

6 日 数

診療に要した日数です。

7 費用額

保険給付にかかる全ての金額です。（保険者が支払う額及び被保険者が支払う一部負担金を全て合算した額） 「診療諸費費用額」は、国保における「医療費」を意味します。

8 医療給付費

医療費のうち保険者が負担する定率分と高額療養費の合計です。

9 診療費

診療（入院、入院外、歯科）に要した費用額であって、「療養の給付」から「調剤」を除いたものです。

10 年度平均被保険者数

3月から翌年2月までの各月末における被保険者の合計を12で除したものです。
(13年度までは4月から3月まで、14年度から変更)

11 医療費諸率（受診率、一件当たり日数、一日当たり診療費を医療費諸率三要素といいます。）

$$\text{受診率} = \text{件数} \div \text{平均被保険者数} \times 100$$

$$\text{一件当たり日数} = \text{日数} \div \text{件数}$$

$$\text{一日当たり診療費} = \text{診療費} \div \text{日数}$$

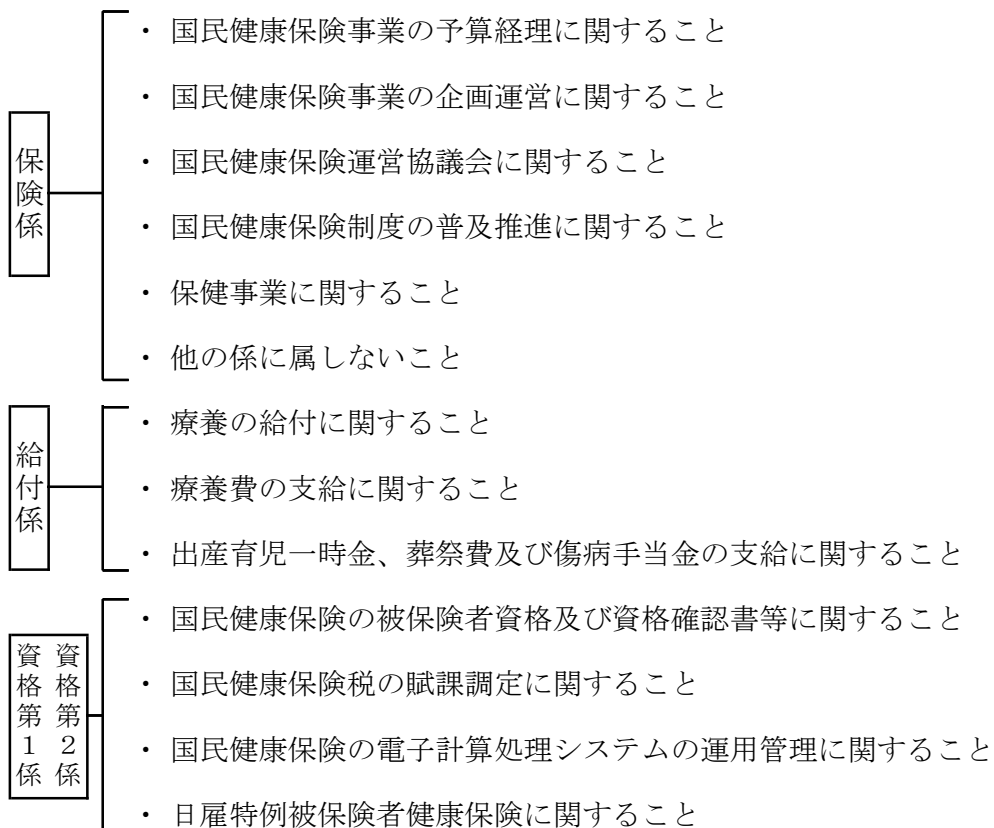
12 一人当たり費用額（一人当たり診療費）

費用額を平均被保険者数で除したものです。

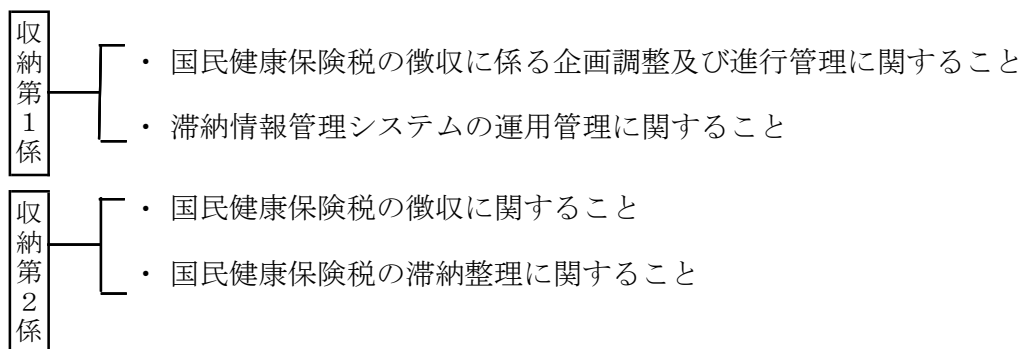
第3章 国民健康保険事業

第1節 事務機構

(1) 国民健康保険課



(2) 国保収納課



(令和7年4月1日現在)

第2節 国民健康保険のあゆみ

昭和	1 3 . 7	国民健康保険法（旧法）施行 実施主体＝普通国保組合 同種業務の保険組合＝特別国保組合 被保険者：組合員とその家族、原則として任意加入
	1 9 . 5 1 1	川口市国民健康保険組合の設立 同 認可
	2 0 . 4	川口市国民健康保険組合の事業開始（組合事業として）
	2 2 . 2	直営川口市市民病院開設
	2 6 . 2 3	川口市国民健康保険条例の制定（旧） 同 認可 川口市国保組合事業閉鎖 川口市国民健康保険事業開始（市営事業として）
	3 4 . 4	新川口市国民健康保険条例を制定 直営川口市市民総合病院の指定
	4 1 . 1	外国人国籍（韓国・北朝鮮）の一部について国保加入ができるようになる
	5 1 . 4 6 1 1	国民健康保険保健婦制度の廃止 国民健康保険オンラインシステムの導入 国民健康保険相談員制度の発足
	5 3 . 4	国民健康保険税所得割課税方式を但し書き課税方式に変更する
	5 6 . 8	全外国人に国保加入ができるようになる
	6 1 . 4	保険税限度額の変更（28万円から35万円） ヘルスパイオニアタウン事業の指定（平成2年度まで）
	6 2 . 4	保険税限度額の変更（35万円から39万円）
平成	元 . 4 2 . 4	保険税限度額の変更（39万円から40万円） 保険税限度額の変更（40万円から42万円）
	5 . 4	保険税限度額の変更（42万円から44万円）
	6 . 4	保険税率の改定 所得割 6 . 6 %から7 . 2 % 均等割 6 , 0 0 0 円から12 , 0 0 0 円 平等割 6 , 0 0 0 円から12 , 0 0 0 円 保険税限度額の変更（44万円から50万円）
	6 . 5	直営川口市立医療センター開設
	8 . 4	保険税限度額の変更（50万円から52万円）
	9 . 4	仮算定による課税方式を止め本算定で一本化とする
	1 0 . 4	保険税率の改定 所得割 7 . 2 %から8 . 0 % 均等割 12 , 0 0 0 円から19 , 5 0 0 円 平等割 12 , 0 0 0 円から19 , 5 0 0 円 賦課限度額の変更（52万円から53万円） 納期を6期から8期とする
	1 2 . 4	介護保険制度の創設により第2号被保険者（40～64歳までの人） から介護納付金課税額（介護保険分）を国保税に上乗せして賦課する 保険税率 所得割 100分の0 . 8 均等割 5 , 5 0 0 円 平等割 5 , 5 0 0 円 賦課限度額 7 万円
	1 5 . 4	高額医療費共同事業制度化
	1 7 . 1	埼玉県国民健康保険団体連合会に共同電算処理業務委託
	1 7 . 7	保険税のコンビニ収納開始

18. 4	保険税率の改定 国民健康保険の医療保険に係る税率 所得割 8. 0 %から8. 8 % 均等割 19, 500円から21, 000円 平等割 19, 500円から21, 000円 介護保険に係る税率 所得割 0. 8 %から1. 3 % 均等割 5, 500円から13, 000円 平等割は廃止 賦課限度額の変更（7万円から8万円）
18. 10	保険財政共同安定化事業開始
19. 10	被保険者証のカード化開始
20. 4	老人保健制度廃止・後期高齢者医療制度開始 特定健康診査・特定保健指導開始 「川口市国民健康保険特定健康診査等実施計画」策定 保険税率の改定 国民健康保険の医療保険に係る税率 所得割 8. 8 %から6. 3 % 均等割 21, 000円から12, 000円 賦課限度額の変更 53万円から41万円 保険税の新設 後期高齢者支援に係る税率 所得割 2. 5 % 均等割 9, 000円 賦課限度額 12万円
20. 10	保険税の年金からの特別徴収開始
21. 4	賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 41万円から47万円 介護保険に係る賦課限度額 8万円から 9万円
22. 4	健康優良家庭表彰廃止 （～19年度 記念品贈呈 ～21年度 宿泊助成） 保険税率の改定 国民健康保険の医療保険に係る税率 所得割 6. 3 %から6. 5 % 均等割 12, 000円から13, 000円 平等割 21, 000円から22, 000円 賦課限度額の変更 介護保険に係る賦課限度額 9万円から10万円
22. 12	「埼玉県市町村国保広域化等支援方針」を埼玉県が策定
23. 4	賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 47万円から50万円 後期高齢者支援に係る賦課限度額 12万円から13万円
23. 9	国保総合システム稼働（共同電算システム更新）
23. 10	鳩ヶ谷市を編入合併

24.4	保険税率（賦課方式）の改定 国民健康保険の医療保険に係る税率 所得割 6.5%から7.45% 資産割は廃止 均等割 13,000円から28,000円 平等割は廃止 賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 50万円から51万円 後期高齢者支援金に係る賦課限度額 13万円から14万円 介護保険に係る賦課限度額 10万円から12万円 法定軽減割合の変更 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の 前年の所得の合計が33万円以下の世帯 6割から7割 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の 前年の所得の合計が33万円＋（24万5千 円×世帯主を除く加入者数と世帯主を除く特 定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 4割から5割 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の 前年の所得の合計が33万円＋（35万円× 世帯主（擬制世帯主を除く）を含む加入者数と 特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 2割（新設）
25.3	「第2次埼玉県市町村国保広域化等支援方針」を埼玉県が策定
25.4	「川口市国民健康保険第2期特定健康診査等実施計画」策定
26.4	法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年 の所得の合計が33万円＋（24万5千円×国保 加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の 世帯 5割軽減 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年 の所得の合計が33万円＋（45万円×国保加入 者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 2割軽減
27.3	「第3次埼玉県市町村国保広域化等支援方針」を埼玉県が策定
27.4	法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年 の所得の合計が33万円＋（26万円×国保加入 者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 5割軽減 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年 の所得の合計が33万円＋（47万円×国保加入 者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 2割軽減 賦課限度額の変更 後期高齢者支援金に係る賦課限度額 14万円から16万円 介護保険に係る賦課限度額 12万円から14万円
28.3	「川口市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」策定

28.4	法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円＋（26万5千円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 5割軽減 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円＋（48万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 2割軽減 賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 51万円から52万円 後期高齢者支援金に係る賦課限度額 16万円から17万円 介護保険に係る賦課限度額 14万円から16万円
29.4	法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円＋（27万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 5割軽減 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円＋（49万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 2割軽減 賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 52万円から54万円 後期高齢者支援金に係る賦課限度額 17万円から19万円
30.3	「川口市国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期特定健康診査等実施計画」策定
30.4	国民健康保険の都道府県化 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担う。 法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円＋（27万5千円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 5割軽減 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円＋（50万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 2割軽減
31.4	法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円＋（28万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 5割軽減 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円＋（51万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 2割軽減 賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 54万円から58万円

令和	2. 4	法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円＋（28万5千円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 5割軽減 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円＋（52万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 2割軽減 賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 58万円から61万円
	2. 8	被保険者証兼高齢受給者証の交付の開始（被保険者証と高齢受給者証の一体化）
	3. 4	法定軽減判定基準額の変更 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、基礎控除額を33万円から43万円に引き上げ、一定の給与所得及び公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数が2以上の場合は、その数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が43万円＋10万円×（給与所得者等※₁の数－1） 7割軽減 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が43万円＋28.5万円×（被保険者数※₂）＋10万円×（給与所得者等※₁の数－1） 5割軽減 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が43万円＋52万円×（被保険者数※₂）＋10万円×（給与所得者等※₁の数－1） 2割軽減 賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 61万円から63万円 介護保険に係る賦課限度額 16万円から17万円 多子世帯減免の実施 当該年度において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者が3人以上いる世帯の納税義務者が対象 - 高校生年代までの被保険者が3人以上加入している月の3人目以降の均等割額を免除
	4. 4	未就学児にかかる均等割額の軽減の実施 当該年度において、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者が属する世帯の納税義務者が対象 - 未就学児1人の均等割額について、その5割を減額 - 当該未就学児が法定軽減の対象の場合は、法定軽減後の均等割額から更に5割を減額

令和	5. 4	法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が43万円+29万円×(被保険者数※2)+10万円×(給与所得者等※1の数-1) 5割軽減 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が43万円+53.5万円×(被保険者数※2)+10万円×(給与所得者等※1の数-1) 2割軽減 賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 63万円から65万円 後期高齢者支援金に係る賦課限度額 19万円から20万円
	6. 1	産前産後期間の軽減の実施 出産される方の出産(予定)月の前月から出産(予定)月の翌々月までの4カ月間にかかる保険税(所得割額・均等割額)相当分(多胎妊娠の場合は6カ月間相当分)を年間保険税額から減額
	6. 4	退職者医療制度の廃止 法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が43万円+29.5万円×(被保険者数※2)+10万円×(給与所得者等※1の数-1) 5割軽減 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が43万円+54.5万円×(被保険者数※2)+10万円×(給与所得者等※1の数-1) 2割軽減 賦課限度額の変更 後期高齢者支援金に係る賦課限度額 20万円から22万円
	6. 1 2	カードサイズの被保険者証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行 - マイナ保険証を持っている方 ⇒資格情報のお知らせを交付 - マイナ保険証を持っていない方 ⇒資格確認書を交付
	7. 4	法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が43万円+30.5万円×(被保険者数※2)+10万円×(給与所得者等※1の数-1) 5割軽減 - 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が43万円+56万円×(被保険者数※2)+10万円×(給与所得者等※1の数-1) 2割軽減 賦課限度額の変更 後期高齢者支援金に係る賦課限度額 22万円から24万円

※1 給与所得がある者(給与収入が55万円を超える者)および公的年金等の所得がある者(公的年金等収入が65歳未満は60万円を超える者、65歳以上は110万円を超える者)。「給与所得者等※1の数-1」が0未満になるときは0。

※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

【医療給付関係の動き】

昭和 26年	一部負担金50%
27	一部負担金49.86%
28	一部負担金49.2%
29	一部負担金50%
34	結核予防法34条該当者の一部負担金免除
35.7	世帯主30：家族50（世帯主の給付を7割に引き上げる）
38.6	世帯主0：家族50（世帯主の10割給付実施）
40.1	世帯主0：家族30（世帯員の給付を7割に引き上げる）
45.4	老人医療制度の実施
48.1 7	老人医療制度の改正（年齢を70歳から68歳に繰り下げ、所得制限の撤廃） 結核予防法35条該当者の一部負担金免除
49.4 7	老人世帯主の給付率引き下げ（10割から7割） 高額療養費制度の実施
50.4	診療報酬を自己審査から国保連合会審査に切り替える
53.4	準世帯主の給付割合を10割から7割に引き下げる
59.4	世帯主の給付割合を10割から法定給付の7割に戻す 疾病予防対策事業の開始（人間ドック・歯科検診）
10	退職者医療制度開始
61.7	助産費を10万円から13万円、葬祭費を5万円から6万円へ引き上げる
平成 4.4	助産費を13万円から24万円へ引き上げる
5.4	葬祭費を6万円から8万円へ引き上げる
6.4	葬祭費を8万円から10万円へ引き上げる
6.10 10	助産費を出産育児一時金と改め、24万円から30万円へ引き上げる 入院時食事療養費を一部自己負担化する
7.7	結核予防法34・35条該当者の一部負担金免除を廃止する
8.9	入院時食事療養費の自己負担分を改定する
9.9	内服薬及び外用薬の薬剤費について一部自己負担化する
11.7	老人保健の薬剤費一部自己負担を免除する（臨時特例措置）
13.1	老人保健の一部負担金について、原則として医療費の1割負担となる 老人保健薬剤一部自己負担を廃止する 老人保健の高額療養費支給制度を創設する 高額療養費の自己負担の限度額を改定する 海外療養費制度を創設する 入院時食事療養費の自己負担額を改定する

- 14.10 高額療養費の自己負担限度額を改定する
3歳未満の一部負担金の割合が2割となる
70歳以上の一部負担金の割合を原則1割とし、一定以上所得者は2割とする
老人保健制度（老人保健法）の対象年齢が原則として75歳以上となる
（70歳から5年かけて1歳ずつ引き上げ）
- 15.4 退職被保険者の一部負担割合が3割となる
外来に係る薬剤一部負担金を廃止する
高額療養費の自己負担の限度額の計算における加算額の計算方法の変更
- 18.4 入院時食事療養費の自己負担額を改正（1日当たり→1食当たり）
10 現役並み所得を有する70歳以上の負担割合を改正（2割→3割）
療養病床に入院する高齢者の食費・居住費を改定する
出産育児一時金を30万円から35万円へ引き上げる
- 19.1 葬祭費を10万円から5万円へ引き下げる
4 70歳未満の入院に係る高額療養費の現物給付化が開始
出産育児一時金の受取代理制度が開始
- 20.4 70歳以上の一部負担金の割合が原則2割となる（ただし、平成21年3月までは1割に据え置かれる）
6歳に達する日以後の最初の3月31日までの一部負担金の割合が2割となる
療養病床入院等の食事・居住費を一部負担する年齢が65歳以上となる
高額医療・高額介護合算制度が創設される
歯科ドックの実施を開始（平成19年度までは歯科検診として実施）
- 21.1 産科医療補償制度が適用される場合の出産育児一時金を35万円から38万円へ引き上げる
4 70歳以上の一部負担金1割に据え置きが、平成22年3月まで延長となる
9 出産育児一時金の受取代理制度を廃止
10 平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産について、出産育児一時金を42万円（産科医療補償制度の適用がない場合は39万円）へ引き上げる
出産育児一時金が原則分娩機関からの直接請求となる
- 22.4 70歳以上の一部負担金1割に据え置きが、平成23年3月まで延長となる
- 23.4 平成23年4月1日以降の出産についても、出産育児一時金を42万円（産科医療補償制度の適用がない場合は39万円）とする
国が実施要綱を制定した出産育児一時金の受取代理制度が開始
70歳以上の一部負担金1割に据え置きが、平成24年3月まで延長となる
- 24.4 70歳以上の一部負担金1割に据え置きが、平成25年3月まで延長となる
- 25.4 70歳以上の一部負担金1割に据え置きが、平成26年3月まで延長となる
歯科ドックの受診対象者が市民となり、保健センターで実施
- 26.4 70歳以上の一部負担金1割の据置が段階的に引き上げられる
- 27.1 高額療養費の自己負担限度額を改定する
現状の3区分が細分化され、5区分となる
出産育児一時金を、平成27年1月1日以降の出産で産科医療補償制度の適用がない場合は、40万4千円へ引き上げる
- 28.4 入院時食事療養費の自己負担分を改定する
- 29.8 70歳以上の高額療養費の自己負担限度額を改定する
- 30.4 入院時食事療養費の自己負担分を改定する
- 30.8 70歳以上の高額療養費の自己負担限度額を改定する
現状の4区分が細分化され、6区分となる

- 令和 2. 4 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の制度を創設する
(令和2年1月1日から適用)
4. 1 出産育児一時金を、令和4年1月1日以降の出産で産科医療補償制度の適用
がない場合は、40万8千円へ引き上げる
5. 4 令和5年4月1日以降の出産について、出産育児一時金を50万円（産科医
療補償制度の適用がない場合は48万8千円）へ引き上げる
5. 5 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の制度を廃止する
(令和5年5月8日以降、新規感染者への適用は廃止)
6. 6 入院時食事療養費の自己負担分を改定する
7. 4 入院時食事療養費の自己負担分を改定する

第3節 被保険者の状況

1 国民健康保険加入割合の推移

令和6年度の国保加入割合は約17.9%で、過去4年間では約3.54ポイントの減少となっています。

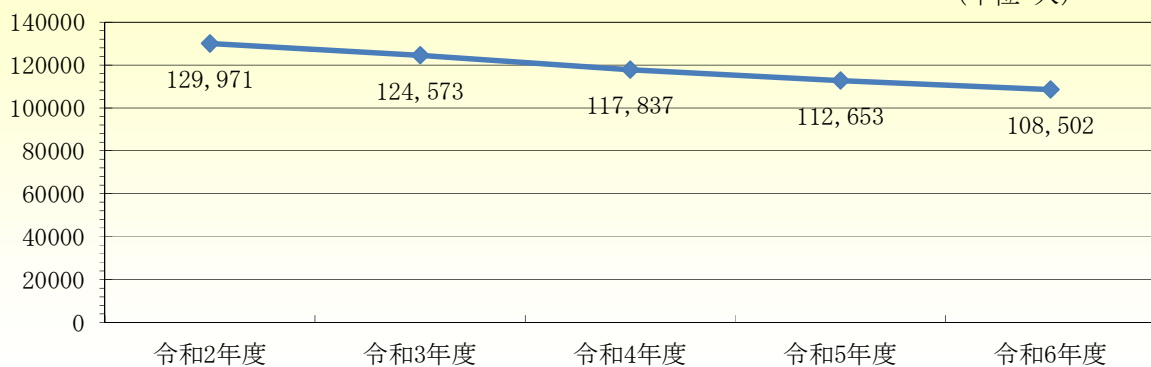
(各年度3月31日現在)

	全市の世帯数及び人口		国民健康保険		加入割合	
	世帯数	人口	世帯数	被保険者	世帯	被保険者
令和2年度	295,489	607,750	87,042 (36,846)	129,971 (43,297)	29.46%	21.39%
令和3年度	296,539	605,067	84,473 (36,369)	124,573 (42,575)	28.49%	20.59%
令和4年度	299,580	604,894	81,039 (35,427)	117,837 (41,269)	27.05%	19.48%
令和5年度	304,393	607,279	78,755 (34,560)	112,653 (40,039)	25.87%	18.55%
令和6年度	308,606	607,943	77,113 (33,919)	108,502 (39,152)	24.99%	17.85%

※（ ）内の数字は、介護保険第2号被保険者数及び世帯数を再掲したもの

被保険者数の状況

(単位:人)



2 外国人世帯・被保険者数の推移（再掲）

全市外国人の約３４％が国保に加入しています。

（各年度３月３１日現在）

	全市外国人		国民健康保険		加入割合	
	世帯数	人 口	世帯数	被保険者	世 帯	被保険者
令和2年度	25,935	38,993	12,612	17,659	48.63%	45.29%
令和3年度	24,787	37,970	11,495	15,990	46.38%	42.11%
令和4年度	26,052	40,124	10,897	15,415	41.83%	38.42%
令和5年度	28,958	44,441	11,471	16,122	39.61%	36.28%
令和6年度	32,591	49,464	12,460	16,980	38.23%	34.33%

3 事由別被保険者異動状況

令和６年度末では社会保険加入などの脱退により、４，１５１人の減となりました。

（１）国民健康保険加入

（各年度３月３１日現在）（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
転 入	8,726	7,805	9,365	9,346	10,441
社保離脱	17,681	16,856	17,192	17,012	16,550
生保廃止	242	245	223	262	227
出 生	607	580	495	471	457
後期離脱	4	3	2	3	1
そ の 他	1,844	1,159	1,174	1,665	1,609
合 計	29,104	26,648	28,451	28,759	29,285

（２）国民健康保険脱退

（各年度３月３１日現在）（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
転 出	7,992	7,658	7,759	7,220	7,598
社保加入	15,977	15,756	17,469	17,281	16,602
生保開始	673	678	715	646	667
死 亡	897	885	857	829	795
後期加入	3,908	4,924	6,276	5,950	5,653
そ の 他	3,100	2,145	2,111	2,017	2,121
合 計	32,547	32,046	35,187	33,943	33,436
差引増減	-3,443	-5,398	-6,736	-5,184	-4,151

第4節 財政状況

1 令和7年度予算

保険税収入では、前年度予算に比較して2.68%の減、県支出金で2.53%の減、全体で1.22%の減となっています。

(1) 歳入

(単位:千円)

			令和7年度当初予算額		予算額対 前年度比	令和6年度 当初予算額
			予算額	構 成 比		
保 險 税	一 般 被 保 険 者	現年課税分(医療分)	7,261,774	14.31 %	97.26 %	7,466,033
		現年課税分(後期高齢分)	2,424,902	4.78 %	98.35 %	2,465,609
		現年課税分(介護分)	775,111	1.53 %	99.22 %	781,180
		滞納繰越分(医療分)	449,145	0.89 %	100.44 %	447,171
		滞納繰越分(後期高齢分)	119,946	0.24 %	74.21 %	161,623
		滞納繰越分(介護分)	40,165	0.08 %	73.80 %	54,424
		計	11,071,043	21.82 %	97.32 %	11,376,040
	退 職 被 保 険 者 等	現年課税分(医療分)	0	0.00 %	- %	0
		現年課税分(後期高齢分)	0	0.00 %	- %	0
		現年課税分(介護分)	0	0.00 %	- %	0
		滞納繰越分(医療分)	52	0.00 %	16.61 %	313
		滞納繰越分(後期高齢分)	17	0.00 %	17.17 %	99
		滞納繰越分(介護分)	11	0.00 %	14.10 %	78
		計	80	0.00 %	16.33 %	490
	保 險 税 の 計		11,071,123	21.82 %	97.32 %	11,376,530
国庫 支出金	災 害 臨 時 特 例 補 助 金		394	0.00 %	162.14 %	243
	予防接種効果測定データ収集等事業補助金		22,111	0.04 %	87.42 %	25,294
	国 庫 支 出 金 の 計		22,505	0.04 %	88.13 %	25,537
県 支出金	県 補 助 金		33,253,953	65.53 %	97.47 %	34,118,201
	県 支 出 金 の 計		33,253,953	65.53 %	97.47 %	34,118,201
繰 入 金	一 般 会 計 繰 入 金	保険基盤安定繰入金	2,043,309	4.03 %	99.28 %	2,058,210
		未就学児均等割保険税繰入金	40,266	0.08 %	94.08 %	42,798
		産前産後保険税繰入金	10,437	0.02 %	- %	8,079
		職員給与費等繰入金	1,514,895	2.99 %	103.23 %	1,467,482
		出産育児一時金等繰入金	143,333	0.28 %	95.56 %	150,000
		財政安定化支援事業繰入金	1	0.00 %	100.00 %	1
		その他一般会計繰入金	2,290,027	4.51 %	133.79 %	1,711,634
		計	6,042,268	11.91 %	111.11 %	5,438,204
繰 越 金		1	0.00 %	100.00 %	1	
諸 収 入		355,150	0.70 %	85.47 %	415,527	
歳 入 合 計		50,745,000	100.00 %	98.78 %	51,374,000	

※千円未満の端数は四捨五入。

(2) 歳出

(単位:千円)

			令和7年度当初予算額		予算額対 前年度比	令和6年度 当初予算額	
			予算額	構 成 比			
総 務 費			1,020,847	2.01 %	105.23 %	970,156	
保 険 給 付 費	療 養 諸 費	一 般 被 保 険 者 療 養 給 付 費	27,814,659	54.81 %	97.20 %	28,615,970	
		退 職 被 保 険 者 等 療 養 給 付 費	0	0.00 %	- %	50	
		一 般 被 保 険 者 療 養 費	369,484	0.73 %	94.36 %	391,559	
		退 職 被 保 険 者 等 療 養 費	0	0.00 %	- %	30	
		審 査 支 払 手 数 料	73,281	0.14 %	98.61 %	74,313	
		計	28,257,424	55.69 %	97.16 %	29,081,922	
	高 額 療 養 費	一 般 被 保 険 者	4,386,714	8.64 %	99.91 %	4,390,505	
		退 職 被 保 険 者 等	0	0.00 %	- %	50	
		一般被保険者(高額介護合算)	8,000	0.02 %	100.00 %	8,000	
		退職被保険者等(高額介護合算)	0	0.00 %	- %	30	
		計	4,394,714	8.66 %	99.91 %	4,398,585	
	移 送 費	一 般 被 保 険 者	150	0.00 %	100.00 %	150	
		退 職 被 保 険 者 等	0	0.00 %	- %	50	
		計	150	0.00 %	75.00 %	200	
	出 産 育 児 諸 費	出 産 育 児 一 時 金	215,000	0.42 %	95.56 %	225,000	
		支 払 手 数 料	87	0.00 %	95.60 %	91	
		計	215,087	0.42 %	95.56 %	225,091	
		葬 祭 費		36,000	0.07 %	100.00 %	36,000
		傷 病 手 当 金		300	0.00 %	50.00 %	600
		保 険 給 付 費 の 計		32,903,675	64.85 %	97.51 %	33,742,398
事 業 費 民 生 費 健 康 保 険 金		10,730,835	21.15 %	103.29 %	10,389,430		
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分		3,829,544	7.55 %	97.00 %	3,947,856	
	介 護 納 付 金 分		1,495,809	2.95 %	96.41 %	1,551,571	
	計		16,056,188	31.64 %	101.05 %	15,888,857	
	保 健 事 業 費		207,849	0.41 %	98.72 %	210,552	
特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	特 定 健 康 診 査 等 事 業 費		412,491	0.81 %	97.65 %	422,437	
	計		620,340	1.22 %	98.00 %	632,989	
	諸 支 出 金		118,950	0.23 %	103.80 %	114,600	
予 備 費		25,000	0.05 %	100.00 %	25,000		
歳 出 合 計		50,745,000	100.00 %	98.78 %	51,374,000		

※千円未満の端数は四捨五入

2 年度別決算状況

(1) 歳入

(単位:千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保 険 税	一般被保険者分	13,436,491	13,055,543	12,881,146	11,907,900	11,623,981
	退職被保険者等分	5,779	3,093	2,235	608	0
	計	13,442,270	13,058,637	12,883,381	11,908,508	11,623,981
国 庫 支 出 金	災害臨時特例補助金	174	217	243	394	656
	予防接種効果測定データ収集等 事業補助金	20,312	62,281	24,277	26,197	23,471
	災害等臨時特例補助金	162,903	69,965	-	-	-
	その他補助金	9,914	-	147	1,995	9,958
	計	193,303	132,463	24,667	28,586	34,085
県 支 出 金	保険給付費等交付金(普通交付金)	34,097,195	35,662,879	34,802,867	33,921,482	33,248,393
	保険給付費等交付金(特別交付金)	758,924	856,336	734,274	738,527	746,811
	計	34,856,119	36,519,215	35,537,141	34,660,009	33,995,204
繰 入 金	保険基盤安定繰入金	2,168,690	2,181,660	2,178,531	2,058,209	1,984,211
	未就学児均等割保険税繰入金	—	-	47,199	42,797	40,266
	職員給与費等繰入金	1,212,926	1,278,184	1,259,599	1,296,754	1,321,521
	出産育児一時金等繰入金	168,549	153,851	134,550	145,085	142,286
	財政安定化支援事業繰入金	0	0	0	0	0
	その他繰入金	0	0	154,670	1,558,295	1,735,181
	産前産後保険税繰入金	-	-	1	2,122	10,437
	計	3,550,165	3,613,696	3,774,548	5,103,261	5,233,902
	繰入金の計	3,550,165	3,613,696	3,774,548	5,103,261	5,233,902
繰 越 金		0	752,236	509,128	0	0
諸 収 入		588,731	578,633	406,717	363,478	283,088
合 計		52,630,588	54,654,879	53,135,582	52,063,842	51,170,260

※千円未満の端数は四捨五入

(2) 歳出

(単位:千円)

			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
総務費			879,275	955,680	831,752	858,103	910,620
保険給付費	療養諸費	一般被保険者療養給付費	29,062,331	30,509,711	29,749,457	28,927,565	28,285,598
		退職被保険者等療養給付費	121	20	0	0	0
		一般被保険者療養費	417,160	431,930	421,763	383,106	373,604
		退職被保険者等療養費	17	0	0	0	0
		審査支払手数料	69,045	72,391	71,372	70,334	68,123
		計	29,548,674	31,014,052	30,242,592	29,381,005	28,727,325
	高額療養費	一般被保険者	4,487,934	4,619,519	4,430,246	4,364,586	4,405,177
		退職被保険者等	40	0	0	0	0
		一般被保険者（合算）	5,899	6,893	6,591	6,258	6,448
		退職被保険者等（合算）	20	17	0	0	0
		計	4,493,893	4,626,430	4,436,837	4,370,844	4,411,625
	移送費	一般被保険者	0	0	0	0	0
		退職被保険者等	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0
	出産育児諸費	出産育児一時金	252,823	230,777	201,825	217,626	213,430
		支払手数料	117	105	93	86	80
		計	252,940	230,882	201,918	217,712	213,510
	葬祭費		38,700	38,750	36,800	36,700	33,400
	傷病手当金		2,794	5,084	11,069	641	59
	保険給付費の計		34,337,001	35,915,198	34,929,215	34,006,902	33,385,919
国民健康保険事業費納付金		15,953,015	16,417,164	16,476,672	16,260,591	15,920,742	
共同事業拠出金		5	1	1	1	0	
保健事業費		480,960	592,578	561,451	572,926	551,009	
諸支出金		228,096	265,130	336,491	365,319	401,970	
予備費		0	0	0	0	0	
歳出合計		51,878,352	54,145,751	53,135,582	52,063,842	51,170,260	
歳入歳出差引残			752,236	509,128	0	0	0

※千円未満の端数は四捨五入

第5節 保険給付

1 保険給付の種類と内容

○ 療養の給付

一般被保険者	7割給付
70歳以上一般	8割給付
70歳以上一定以上所得者	7割給付
6歳に達する日以後の最初の3月31日まで	8割給付

平成14年10月の医療制度改正により、8割給付であった退職被保険者が従来の一般被保険者と同様の7割給付となりました。

また、70歳以上一般、70歳以上一定以上所得者及び、3歳未満については、それぞれ割合区分が新設されました。

平成18年6月の国民健康保険法の改正では、70歳以上一定以上所得者の給付割合が8割から7割となりました（平成18年10月から）。

また、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの給付割合が8割になりました（平成20年4月から）。

さらに、70歳以上一般の給付割合9割の据え置きが平成20年4月から延長されていましたが、特例措置の見直しにより、平成26年4月2日以降に70歳になるかたの給付割合が8割となり、70歳以上一般の給付割合は段階的に引き上げられることとなりました。

○ 入院時食事代の自己負担について

一般加入者		1食	510円（※）
市民税非課税世帯及び 低所得者Ⅱに該当するかた	過去1年間の入院が90日以内	1食	240円
	過去1年間の入院が91日以上	1食	190円
低所得者Ⅰに該当するかた		1食	110円

※指定難病のかた等は300円です。

低所得者Ⅰとは 国保加入者全員と世帯主が市民税非課税かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円になる世帯の70歳以上の人

低所得者Ⅱとは 国保加入者全員と世帯主が市民税非課税である世帯の70歳以上の人

- 療養費 次のような理由で医者にかかり、医療費を全額自己負担した場合、申請により審査し、決定した額のうち、給付割合に応じた額を支給します。
- ・ 緊急その他やむをえない事情でマイナ保険証又は資格確認書を持たずに治療を受けたり、国保を取り扱っていない病院で受診したとき。
 - ・ 医師の指示で、あんま、はり、灸、マッサージなどの施術を受けたとき。
 - ・ 療養の給付を受けられない輸血のための生血代。
 - ・ コルセット、ギプスなどの治療用補装具代（医師が必要と認めたとき）。

- 高額療養費 医療費が高額となった時、次の場合に支給します。

1 カ月の自己負担額が次の額を超えた分について支給

◎70歳未満のかた

所得区分		限度額(3回目まで)	限度額 (4回目以降)
ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円＋ (総医療費－842,000円)×1%	140,100円
イ	基礎控除後の所得 600万円超～901万円以下	167,400円＋ (総医療費－558,000円)×1%	93,000円
ウ	基礎控除後の所得 210万円超～600万円以下	80,100円＋ (総医療費－267,000円)×1%	44,400円
エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円	
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

◎70歳～74歳のかた

所得区分		外来(個人単位) の限度額	外来＋入院(世帯単位) の限度額
現役並み所得者	Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円＋(総医療費-842,000円) ×1% 【多数回140,100円】※	
	Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円＋(総医療費-558,000円) ×1% 【多数回93,000円】※	
	Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円＋(総医療費-267,000円) ×1% 【多数回44,400円】※	
一般		18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 【多数回44,400円】※
低所得Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得Ⅰ			15,000円

※ 4回目以降の限度額

- 移送費 負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により移送されたとき、保険者が必要と認めた場合に支給します。

- 出産育児一時金

出産日	産科医療補償制度	
	登録なし	登録あり
R5年4月～	488,000円	500,000円

- 葬祭費 1 件 50,000円

2 療養給付・療養費の支払方法

- 療養の給付費審査支払、療養費審査を埼玉県国民健康保険団体連合会へ委託しています。
診療報酬(療養費を含む)審査支払手数料 1 件 37.8 円
- 療養費は被保険者が診療を受けた医師から医療費全額支払の領収書と診療報酬明細書の交付を受け、それを添えて保険者に申請します。保険者は審査委員会の審査を経て支給します。

3 医療費について

※療養給付費(現物)は、3月～2月診療分、療養費は4月～3月支給決定分で算出。

(1) 医療費総額の動向

(単位：円)

	一 般	退 職	合 計
令和2年度	40,169,323,987 -6.19%	196,948 -99.30%	40,169,520,935 -6.25%
令和3年度	42,021,183,998 4.61%	-14,540 -107.38%	42,021,169,458 4.61%
令和4年度	41,058,845,152 -2.29%	-3,630 -75.03%	41,058,841,522 -2.29%
令和5年度	39,871,267,587 -2.89%	-10,420 187.05%	39,871,257,167 -2.89%
令和6年度	39,090,536,777 -1.96%	0 -100.00%	39,090,536,777 -1.96%

※下段は対前年度伸び率(%)

(2) 一人当たりの医療費の推移

(医療費÷平均被保険者数＝一人当たり医療費)

(単位：円)

	一 般	退 職	合 計
令和2年度	304,424 -3.10%	196,948 -45.40%	304,423 -3.11%
令和3年度	328,956 8.06%	- -	328,956 8.06%
令和4年度	336,366 2.25%	- -	336,366 2.25%
令和5年度	345,841 2.82%	- -	345,840 2.82%
令和6年度	353,080 2.09%	- -	353,080 2.09%

※下段は対前年度伸び率(%)

(3) 川口市と全国医療制度別における一人当たり医療費の伸び率の比較(対前年度比)

(単位：%)

	川口市の国保 一般+退職	平 均			
		75歳未満		75歳以上	計
		被用者保険	国保(一般+退職)		
令和2年度	-3.1	-3.6	-1.7	-3.3	-2.9
令和3年度	0.9	8.8	5.8	2.0	5.0
令和4年度	2.3	6.6	2.7	1.9	4.5
令和5年度	-7.2	4.3	2.7	0.9	3.4

※出典 厚生労働省「令和5年度医療費の動向」表2-2から

(4) 受診率の推移

(診療件数<入院・入院外・歯科>÷平均被保険者数×100)

(単位：%)

	一 般	退 職	合 計
令和2年度	833.17	1,600.00	833.17
令和3年度	910.00	－	910.00
令和4年度	935.54	－	935.54
令和5年度	964.07	－	964.07
令和6年度	965.81	－	965.81

(5) 一件当たり日数の推移 (日数÷件数)

(単位：日)

	一 般	退 職	合 計
令和2年度	1.81	1.06	1.81
令和3年度	1.77	－	1.77
令和4年度	1.76	－	1.76
令和5年度	1.73	－	1.73
令和6年度	1.72	－	1.72

(6) 一日当たり診療費の推移 (診療費÷日数)

(単位：円)

	一 般	退 職	合 計
令和2年度	15,890	5,361	15,890
令和3年度	16,082	4,730	16,082
令和4年度	16,106	－	16,106
令和5年度	16,071	－	16,071
令和6年度	16,357	－	16,357

第6節 保健事業

1 医療費通知実施状況

被保険者の健康に対する認識を深め、国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的に医療費通知を実施しています。

年度	通知件数
R2	339,276件
R3	342,039件
R4	338,774件
R5	325,442件
R6	315,950件

○ 通知回数 年6回

○ 通知項目

受診年月、受診者氏名、医療機関等の名称

入院・外来等の区分、受診日数

医療費の額、窓口等での支払い額

2 人間ドック検診料助成事業

疾病の早期発見、健康の保持増進に資することを目的に、人間ドック検診料の助成を行っています。

人間ドック検診

年度	助成件数	受診率	助成額
R2	6,469件	6.34%	153,462,111円
R3	7,032件	7.11%	167,814,878円
R4	7,438件	7.95%	175,600,843円
R5	6,883件	7.73%	161,637,399円
R6	6,503件	7.65%	152,192,865円

○ 30歳以上の国保加入者が指定医療機関において検診を受けた場合に助成

○ 検診の費用額（消費税10%含む）
最大32,428円

（うち国保の助成額 25,828円以内）

（令和6年度）

3 特定健康診査・特定保健指導

(1) 特定健康診査

ア 対象

40歳(年度末年齢)～74歳の川口市国保加入者(1年度内1回)

イ 健診実施機関

川口市医師会を委託取りまとめ先として、所属する医療機関のうち、特定健康診査の実施を申し出た機関

ウ 自己負担

0円(令和3年度より)

エ 追加検査

胸部レントゲン検査は令和2年度より市肺がん・結核検診に統一

オ 独自健診項目

国の定めた基本健診項目以外に、全員実施項目として、貧血、心電図検査、尿酸、クレアチニン・e-GFR値、尿潜血を追加しています。

カ 受診者数・健診委託料

年度	受診者数	健診委託料
R2	17,176人	196,060,472円
R3	20,574人	244,999,463円
R4	19,763人	237,503,954円
R5	19,395人	232,268,531円
R6	19,503人	234,877,555円

※年度中に埼玉県国民健康保険団体連合会経由で支出したもの

(2) 特定保健指導

ア 対象

特定健康診査の受診者のうち、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)該当者とその予備群(服薬・治療中のものを除く)

イ 支援内容

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる人に対して、保健師・管理栄養士などの有資格者により、生活習慣の見直し及び健康に関するセルフケアの実現に向けた支援を行います。

(ア) 積極的支援・・・初回面談ののち、3カ月以上の継続的な支援と終了後の評価を行います

(イ) 動機付け支援・・・初回面談と3カ月後の評価を行います

ウ 自己負担

なし

エ 利用者数・保健指導委託料

年度	利用者数	保健指導委託料
R2	1,007人	11,341,660円
R3	1,336人	15,085,070円
R4	1,378人	14,366,220円
R5	1,166人	12,757,690円
R6	800人	8,833,770円

※年度中に埼玉県国民健康保険団体連合会経由で支出したもの

(令和元年度以前は支出額のみ決算額を記載)

第7節 保険税の状況

1 保険税率及び賦課割合等の推移

(1) 医療分

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (予算)
所得割	税率	7.45/100	7.45/100	7.45/100	7.45/100	7.45/100	7.45/100
	算定割合	68.53%	67.94%	70.20%	69.40%	69.74%	69.55%
均等割	税率	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円
	算定割合	31.47%	32.06%	29.80%	30.60%	30.26%	30.45%
賦課割合	応能	65.16%	64.94%	66.12%	65.55%	65.96%	65.63%
	応益	34.84%	35.06%	33.88%	34.45%	34.04%	34.37%
賦課限度額		610,000円	630,000円	630,000円	650,000円	650,000円	650,000円
納期回数		8	8	8	8	8	8

(2) 介護分

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (予算)
所得割	税率	1.3/100	1.3/100	1.3/100	1.3/100	1.3/100	1.3/100
	算定割合	51.54%	50.39%	53.50%	52.57%	53.00%	52.34%
均等割	税率	13,000円	13,000円	13,000円	13,000円	13,000円	13,000円
	算定割合	48.46%	49.61%	46.50%	47.43%	47.00%	47.66%
賦課割合	応能	49.01%	48.50%	50.09%	48.93%	49.79%	49.15%
	応益	50.99%	51.50%	49.91%	51.07%	50.21%	50.85%
賦課限度額		160,000円	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円
納期回数		8	8	8	8	8	8

※ 賦課割合は医療分、介護分、後期分共に一般被保険者分現年課税分のみ計上

(3) 後期分

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (予算)
所得割	税率	2.5/100	2.5/100	2.5/100	2.5/100	2.5/100	2.5/100
	算定割合	69.45%	68.87%	71.10%	70.31%	70.64%	70.45%
均等割	税率	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円
	算定割合	30.55%	31.13%	28.90%	29.69%	29.36%	29.55%
賦課割合	応能	65.92%	65.60%	66.69%	66.26%	66.96%	66.91%
	応益	34.08%	34.40%	33.31%	33.74%	33.04%	33.09%
賦課限度額		190,000円	190,000円	190,000円	200,000円	220,000円	240,000円
納期回数		8	8	8	8	8	8

なお、後期高齢者医療制度の創設により次の減額措置がとられます。

- ①軽減を受けている世帯について、以前と同様の軽減が受けられるよう、国保から後期高齢者医療制度に移行した人の所得や人数を含めて軽減の判定をします。
- ②後期高齢者医療制度の創設により、被用者保険の被扶養者から国保の被保険者となった、旧被扶養者に係る所得割について、当分の間賦課しません。
- ③旧被扶養者に係る被保険者均等割を2年間半額とします。

2 調定額及び収入済額の推移（還付未済控除前（収入済額＝決算額））

（還付未済控除前）（単位：円）

			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 納 率
2 年 度 ・ 医 療 分	一 般	現年課税分	9,415,493,655	8,472,282,515	10,719,524	932,491,616	89.98%
		滞納繰越分	3,867,429,428	898,345,808	674,104,700	2,294,978,920	23.23%
		計	13,282,923,083	9,370,628,323	684,824,224	3,227,470,536	70.55%
	退 職 者 等	現年課税分	7,000	7,000	0	0	100.00%
		滞納繰越分	14,257,701	3,684,835	3,532,466	7,040,400	25.84%
		計	14,264,701	3,691,835	3,532,466	7,040,400	25.88%
	計	現年課税分	9,415,500,655	8,472,289,515	10,719,524	932,491,616	89.98%
		滞納繰越分	3,881,687,129	902,030,643	677,637,166	2,302,019,320	23.24%
		計	13,297,187,784	9,374,320,158	688,356,690	3,234,510,936	70.50%
2 年 度 ・ 介 護 分	一 般	現年課税分	964,546,968	850,925,387	600,857	113,020,724	88.22%
		滞納繰越分	553,681,165	129,591,117	83,809,620	340,280,428	23.41%
		計	1,518,228,133	980,516,504	84,410,477	453,301,152	64.58%
	退 職 者 等	現年課税分	3,033	3,033	0	0	100.00%
		滞納繰越分	3,094,662	828,721	908,427	1,357,514	26.78%
		計	3,097,695	831,754	908,427	1,357,514	26.85%
	計	現年課税分	964,550,001	850,928,420	600,857	113,020,724	88.22%
		滞納繰越分	556,775,827	130,419,838	84,718,047	341,637,942	23.42%
		計	1,521,325,828	981,348,258	85,318,904	454,658,666	64.51%
2 年 度 ・ 後 期 分	一 般	現年課税分	3,095,296,794	2,743,674,235	3,505,619	348,116,940	88.64%
		滞納繰越分	1,447,736,857	341,671,613	210,645,014	895,420,230	23.60%
		計	4,543,033,651	3,085,345,848	214,150,633	1,243,537,170	67.91%
	退 職 者 等	現年課税分	2,250	2,250	0	0	100.00%
		滞納繰越分	4,731,715	1,253,051	1,116,138	2,362,526	26.48%
		計	4,733,965	1,255,301	1,116,138	2,362,526	26.52%
	計	現年課税分	3,095,299,044	2,743,676,485	3,505,619	348,116,940	88.64%
		滞納繰越分	1,452,468,572	342,924,664	211,761,152	897,782,756	23.61%
		計	4,547,767,616	3,086,601,149	215,266,771	1,245,899,696	67.87%
2 年 度 ・ 合 計	一 般	現年課税分	13,475,337,417	12,066,882,137	14,826,000	1,393,629,280	89.55%
		滞納繰越分	5,868,847,450	1,369,608,538	968,559,334	3,530,679,578	23.34%
		計	19,344,184,867	13,436,490,675	983,385,334	4,924,308,858	69.46%
	退 職 者 等	現年課税分	12,283	12,283	0	0	100.00%
		滞納繰越分	22,084,078	5,766,607	5,557,031	10,760,440	26.11%
		計	22,096,361	5,778,890	5,557,031	10,760,440	26.15%
	計	現年課税分	13,475,349,700	12,066,894,420	14,826,000	1,393,629,280	89.55%
		滞納繰越分	5,890,931,528	1,375,375,145	974,116,365	3,541,440,018	23.35%
		計	19,366,281,228	13,442,269,565	988,942,365	4,935,069,298	69.41%

(還付未済控除前) (単位：円)

			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 納 率
3 年 度 ・ 医 療 分	一 般	現年課税分	9,101,624,018	8,391,880,680	6,965,448	702,777,890	92.20%
		滞納繰越分	3,165,323,443	734,566,768	716,658,452	1,714,098,223	23.21%
		計	12,266,947,461	9,126,447,448	723,623,900	2,416,876,113	74.40%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	－
		滞納繰越分	6,866,392	1,982,976	2,036,605	2,846,811	28.88%
		計	6,866,392	1,982,976	2,036,605	2,846,811	28.88%
	計	現年課税分	9,101,624,018	8,391,880,680	6,965,448	702,777,890	92.20%
		滞納繰越分	3,172,189,835	736,549,744	718,695,057	1,716,945,034	23.22%
		計	12,273,813,853	9,128,430,424	725,660,505	2,419,722,924	74.37%
3 年 度 ・ 介 護 分	一 般	現年課税分	942,595,718	846,095,704	281,191	96,218,823	89.76%
		滞納繰越分	452,180,762	106,261,444	83,418,065	262,501,253	23.50%
		計	1,394,776,480	952,357,148	83,699,256	358,720,076	68.28%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	－
		滞納繰越分	1,642,148	467,438	506,787	667,923	28.47%
		計	1,642,148	467,438	506,787	667,923	28.47%
	計	現年課税分	942,595,718	846,095,704	281,191	96,218,823	89.76%
		滞納繰越分	453,822,910	106,728,882	83,924,852	263,169,176	23.52%
		計	1,396,418,628	952,824,586	84,206,043	359,387,999	68.23%
3 年 度 ・ 後 期 分	一 般	現年課税分	2,982,250,464	2,689,205,829	2,291,461	290,753,174	90.17%
		滞納繰越分	1,234,477,147	287,532,786	229,138,031	717,806,330	23.29%
		計	4,216,727,611	2,976,738,615	231,429,492	1,008,559,504	70.59%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	－
		滞納繰越分	2,237,425	642,911	681,767	912,747	28.73%
		計	2,237,425	642,911	681,767	912,747	28.73%
	計	現年課税分	2,982,250,464	2,689,205,829	2,291,461	290,753,174	90.17%
		滞納繰越分	1,236,714,572	288,175,697	229,819,798	718,719,077	23.30%
		計	4,218,965,036	2,977,381,526	232,111,259	1,009,472,251	70.57%
3 年 度 ・ 合 計	一 般	現年課税分	13,026,470,200	11,927,182,213	9,538,100	1,089,749,887	91.56%
		滞納繰越分	4,851,981,352	1,128,360,998	1,029,214,548	2,694,405,806	23.26%
		計	17,878,451,552	13,055,543,211	1,038,752,648	3,784,155,693	73.02%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	－
		滞納繰越分	10,745,965	3,093,325	3,225,159	4,427,481	28.79%
		計	10,745,965	3,093,325	3,225,159	4,427,481	28.79%
	計	現年課税分	13,026,470,200	11,927,182,213	9,538,100	1,089,749,887	91.56%
		滞納繰越分	4,862,727,317	1,131,454,323	1,032,439,707	2,698,833,287	23.27%
		計	17,889,197,517	13,058,636,536	1,041,977,807	3,788,583,174	73.00%

(還付未済控除前) (単位：円)

			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 納 率
4 年 度 ・ 医 療 分	一 般	現年課税分	9,010,538,452	8,339,373,523	12,622,842	658,542,087	92.55%
		滞納繰越分	2,399,077,589	659,041,431	668,906,637	1,071,129,521	27.47%
		計	11,409,616,041	8,998,414,954	681,529,479	1,729,671,608	78.87%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	2,809,554	1,445,686	1,316,715	47,153	51.46%
		計	2,809,554	1,445,686	1,316,715	47,153	51.46%
	計	現年課税分	9,010,538,452	8,339,373,523	12,622,842	658,542,087	92.55%
		滞納繰越分	2,401,887,143	660,487,117	670,223,352	1,071,176,674	27.50%
		計	11,412,425,595	8,999,860,640	682,846,194	1,729,718,761	78.86%
4 年 度 ・ 介 護 分	一 般	現年課税分	953,488,300	876,179,452	254,144	77,054,704	91.89%
		滞納繰越分	350,947,454	78,562,081	75,689,348	196,696,025	22.39%
		計	1,304,435,754	954,741,533	75,943,492	273,750,729	73.19%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	665,832	326,516	330,096	9,220	49.04%
		計	665,832	326,516	330,096	9,220	49.04%
	計	現年課税分	953,488,300	876,179,452	254,144	77,054,704	91.89%
		滞納繰越分	351,613,286	78,888,597	76,019,444	196,705,245	22.44%
		計	1,305,101,586	955,068,049	76,273,588	273,759,949	73.18%
4 年 度 ・ 後 期 分	一 般	現年課税分	2,943,012,448	2,712,117,995	4,145,514	226,748,939	92.15%
		滞納繰越分	991,235,522	215,871,413	214,397,963	560,966,146	21.78%
		計	3,934,247,970	2,927,989,408	218,543,477	787,715,085	74.42%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	920,521	462,988	423,692	33,841	50.30%
		計	920,521	462,988	423,692	33,841	50.30%
	計	現年課税分	2,943,012,448	2,712,117,995	4,145,514	226,748,939	92.15%
		滞納繰越分	992,156,043	216,334,401	214,821,655	560,999,987	21.80%
		計	3,935,168,491	2,928,452,396	218,967,169	787,748,926	74.42%
4 年 度 ・ 合 計	一 般	現年課税分	12,907,039,200	11,927,670,970	17,022,500	962,345,730	92.41%
		滞納繰越分	3,741,260,565	953,474,925	958,993,948	1,828,791,692	25.49%
		計	16,648,299,765	12,881,145,895	976,016,448	2,791,137,422	77.37%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	4,395,907	2,235,190	2,070,503	90,214	50.85%
		計	4,395,907	2,235,190	2,070,503	90,214	50.85%
	計	現年課税分	12,907,039,200	11,927,670,970	17,022,500	962,345,730	92.41%
		滞納繰越分	3,745,656,472	955,710,115	961,064,451	1,828,881,906	25.52%
		計	16,652,695,672	12,883,381,085	978,086,951	2,791,227,636	77.37%

(還付未済控除前) (単位：円)

			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 納 率
5 年 度 ・ 医 療 分	一 般	現年課税分	8,342,520,158	7,745,590,079	6,852,445	590,077,634	92.84%
		滞納繰越分	2,495,534,003	560,722,519	476,024,891	1,458,786,593	22.47%
		計	10,838,054,161	8,306,312,598	482,877,336	2,048,864,227	76.64%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	918,956	391,063	340,028	187,865	42.56%
		計	918,956	391,063	340,028	187,865	42.56%
	計	現年課税分	8,342,520,158	7,745,590,079	6,852,445	590,077,634	92.84%
		滞納繰越分	2,496,452,959	561,113,582	476,364,919	1,458,974,458	22.48%
		計	10,838,973,117	8,306,703,661	483,217,364	2,049,052,092	76.64%
5 年 度 ・ 介 護 分	一 般	現年課税分	891,470,200	818,983,178	364,880	72,122,142	91.87%
		滞納繰越分	285,645,882	64,117,706	47,065,251	174,462,925	22.45%
		計	1,177,116,082	883,100,884	47,430,131	246,585,067	75.02%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	214,030	86,382	77,588	50,060	40.36%
		計	214,030	86,382	77,588	50,060	40.36%
	計	現年課税分	891,470,200	818,983,178	364,880	72,122,142	91.87%
		滞納繰越分	285,859,912	64,204,088	47,142,839	174,512,985	22.46%
		計	1,177,330,112	883,187,266	47,507,719	246,635,127	75.02%
5 年 度 ・ 後 期 分	一 般	現年課税分	2,738,998,242	2,535,223,492	2,236,475	201,538,275	92.56%
		滞納繰越分	815,245,383	183,263,146	154,860,639	477,121,598	22.48%
		計	3,554,243,625	2,718,486,638	157,097,114	678,659,873	76.49%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	300,552	129,968	108,560	62,024	43.24%
		計	300,552	129,968	108,560	62,024	43.24%
	計	現年課税分	2,738,998,242	2,535,223,492	2,236,475	201,538,275	92.56%
		滞納繰越分	815,545,935	183,393,114	154,969,199	477,183,622	22.49%
		計	3,554,544,177	2,718,616,606	157,205,674	678,721,897	76.48%
5 年 度 ・ 合 計	一 般	現年課税分	11,972,988,600	11,099,796,749	9,453,800	863,738,051	92.71%
		滞納繰越分	3,596,425,268	808,103,371	677,950,781	2,110,371,116	22.47%
		計	15,569,413,868	11,907,900,120	687,404,581	2,974,109,167	76.48%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	1,433,538	607,413	526,176	299,949	42.37%
		計	1,433,538	607,413	526,176	299,949	42.37%
	計	現年課税分	11,972,988,600	11,099,796,749	9,453,800	863,738,051	92.71%
		滞納繰越分	3,597,858,806	808,710,784	678,476,957	2,110,671,065	22.48%
		計	15,570,847,406	11,908,507,533	687,930,757	2,974,409,116	76.48%

(還付未済控除前) (単位：円)

			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 納 率
6 年 度 ・ 医 療 分	一 般	現年課税分	8,162,380,165	7,614,769,536	4,996,175	542,614,454	93.29%
		滞納繰越分	2,066,386,201	474,742,283	392,684,423	1,198,959,495	22.97%
		計	10,228,766,366	8,089,511,819	397,680,598	1,741,573,949	79.09%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	187,865	0	128,941	58,924	0.00%
		計	187,865	0	128,941	58,924	0.00%
	計	現年課税分	8,162,380,165	7,614,769,536	4,996,175	542,614,454	93.29%
		滞納繰越分	2,066,574,066	474,742,283	392,813,364	1,199,018,419	22.97%
		計	10,228,954,231	8,089,511,819	397,809,539	1,741,632,873	79.08%
6 年 度 ・ 介 護 分	一 般	現年課税分	888,826,400	816,612,824	266,520	71,947,056	91.88%
		滞納繰越分	245,543,406	54,401,473	40,665,047	150,476,886	22.16%
		計	1,134,369,806	871,014,297	40,931,567	222,423,942	76.78%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	50,060	0	34,359	15,701	0.00%
		計	50,060	0	34,359	15,701	0.00%
	計	現年課税分	888,826,400	816,612,824	266,520	71,947,056	91.88%
		滞納繰越分	245,593,466	54,401,473	40,699,406	150,492,587	22.15%
		計	1,134,419,866	871,014,297	40,965,926	222,439,643	76.78%
6 年 度 ・ 後 期 分	一 般	現年課税分	2,707,647,435	2,507,698,109	1,592,605	198,356,721	92.62%
		滞納繰越分	676,995,372	155,756,657	119,050,083	402,188,632	23.01%
		計	3,384,642,807	2,663,454,766	120,642,688	600,545,353	78.69%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	62,024	0	42,570	19,454	0.00%
		計	62,024	0	42,570	19,454	0.00%
	計	現年課税分	2,707,647,435	2,507,698,109	1,592,605	198,356,721	92.62%
		滞納繰越分	677,057,396	155,756,657	119,092,653	402,208,086	23.00%
		計	3,384,704,831	2,663,454,766	120,685,258	600,564,807	78.69%
6 年 度 ・ 合 計	一 般	現年課税分	11,758,854,000	10,939,080,469	6,855,300	812,918,231	93.03%
		滞納繰越分	2,988,924,979	684,900,413	552,399,553	1,751,625,013	22.91%
		計	14,747,778,979	11,623,980,882	559,254,853	2,564,543,244	78.82%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	299,949	0	205,870	94,079	0.00%
		計	299,949	0	205,870	94,079	0.00%
	計	現年課税分	11,758,854,000	10,939,080,469	6,855,300	812,918,231	93.03%
		滞納繰越分	2,989,224,928	684,900,413	552,605,423	1,751,719,092	22.91%
		計	14,748,078,928	11,623,980,882	559,460,723	2,564,637,323	78.82%

3 平均保険税

現年度調定額に対して、平均被保険者数及び平均世帯数で除したものが次のとおりの平均保険税となっています。

(単位：円)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (予算)
現年度調定	医療分	1人当たり	71,251	73,817	72,362	73,726	73,704
		1世帯当たり	105,739	108,017	104,374	104,602	102,766
	介護分	1人当たり	21,866	22,608	21,884	22,415	22,180
		1世帯当たり	25,649	26,399	25,426	25,909	25,339
	後期分	1人当たり	23,346	24,110	23,758	24,456	24,685
		1世帯当たり	34,647	35,280	34,268	34,699	34,419
	計	1人当たり	101,976	105,738	103,853	106,210	106,339
		1世帯当たり	151,337	154,727	149,795	150,691	148,270

4 収納率の推移

(単位：％)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (予算)
川口市	現年度分	91.56	92.41	92.71	93.03	92.72
	滞納繰越分	23.27	25.52	22.48	22.91	22.95
	計	73.00	77.37	76.48	78.82	79.43
県内市町村平均	現年度分	93.93	94.13	94.39	94.55	
	滞納繰越分	26.20	26.44	25.96	26.69	
	計	81.54	83.37	83.89	85.33	

※県内市町村平均は、埼玉県企画財政部市町村課作成の「暫定値」を使用。

5 保険税の軽減状況等

所得の少ないかたに対する保険税の減免制度等については、申請による申請減免と所得金額の多寡による法定軽減があり、次のとおりとなっています。

年 度	法 定 軽 減 (各 年 度 10 月 20 日 現 在 一 般 及 び 退 職)					申請減免 (年度未現在)			
	区 分	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	均等割額 (円)	軽減額 (円)				
2 年 度	医療分	7割軽減(所得33万円以下)	20,806	27,750	19,600	543,900,000	1,766件 [災害等減免件数] 30件 [コロナ減免件数] R1年度分 164件		
			1,328						
		5割軽減 所得33万円+28.5万円×(被保険者数※1)以下	8,095	16,058	14,000	224,812,000			
			1,466						
		2割軽減 所得33万円+52万円×(被保険者数※1)以下	7,064	15,016	5,600	84,089,600			
			1,348						
	計	40,107	58,824		852,801,600				
	介護分	7割軽減(所得33万円以下)	8,217	8,809	9,100	80,161,900	R2年度分 1,572件		
		5割軽減 所得33万円+28.5万円×(被保険者数※1)以下	3,531	4,171	6,500	27,111,500	291,747,200円		
		2割軽減 所得33万円+52万円×(被保険者数※1)以下	3,055	3,765	2,600	9,789,000	[災害等減免金額] 1,594,000円		
		計	14,803	16,745		117,062,400	[コロナ減免金額] R1年度分 4,286,500円		
							R2年度分 285,866,700円		
	後期分	7割軽減(所得33万円以下)	22,134	27,750	6,300	174,825,000			
		5割軽減 所得33万円+28.5万円×(被保険者数※1)以下	9,561	16,058	4,500	72,261,000			
		2割軽減 所得33万円+52万円×(被保険者数※1)以下	8,412	15,016	1,800	27,028,800			
		計	40,107	58,824		274,114,800			
		合 計	95,017	134,393		1,243,978,800			
	3 年 度	医療分	7割軽減 所得43万円+10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下	21,191	28,316	19,600	554,993,600	1,261件 [災害等減免件数] 26件 [コロナ減免件数] R3年度分 661件	
				1,290					
			5割軽減 所得43万円+28.5万円×(被保険者数※1)+10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下	8,253	16,329	14,000	228,606,000		[多子減免件数] 574件 118,734,800円
			1,431						
2割軽減 所得43万円+52万円×(被保険者数※1)+10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下			6,888	14,153	5,600	79,256,800			
			1,246						
計		40,299	58,798		862,856,400				
介護分		7割軽減 所得43万円+10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下	8,630	9,294	9,100	84,575,400			
		5割軽減 所得43万円+28.5万円×(被保険者数※1)+10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下	3,630	4,332	6,500	28,158,000			
		2割軽減 所得43万円+52万円×(被保険者数※1)+10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下	2,902	3,532	2,600	9,183,200			
		計	15,162	17,158		121,916,600			
後期分		7割軽減 所得43万円+10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下	22,481	28,316	6,300	178,390,800	[災害等減免金額] 1,183,600円		
		5割軽減 所得43万円+28.5万円×(被保険者数※1)+10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下	9,684	16,329	4,500	73,480,500	[コロナ減免金額] R3年度分 102,685,500円		
		2割軽減 所得43万円+52万円×(被保険者数※1)+10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下	8,134	14,153	1,800	25,475,400	[多子減免金額] 14,865,700円		
		計	40,299	58,798		277,346,700			
		合 計	95,760	134,754		1,262,119,700			

年 度	法 定 軽 減 (各 年 度 10 月 31 日 現 在 一 般 及 び 退 職)					申請減免			
	区 分		世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	均等割額 (円)	軽減額 (円)	(年度末現在)		
4 年 度	医 療 分	7割軽減 所得43万円+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	21,274 1,251	28,292	19,600	554,523,200	853件 [災害等減免件数] 25件 [コロナ減免件数] R4年度分 271件 [多子減免件数] 557件 53,456,700円		
		5割軽減 所得43万円+28.5万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	7,834 1,493					15,578	14,000
		2割軽減 所得43万円+52万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	6,426 1,221	13,174	5,600	73,774,400			
		計	39,499					57,044	
		7割軽減 所得43万円+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	9,177	9,880	9,100	89,908,000			
		5割軽減 所得43万円+28.5万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	3,508	4,197	6,500	27,280,500			
	介 護 分	2割軽減 所得43万円+52万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	2,741	3,368	2,600	8,756,800			
		計	15,426	17,445		125,945,300			
		後 期 分	7割軽減 所得43万円+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	22,525	28,292	6,300		178,239,600	
			5割軽減 所得43万円+28.5万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	9,327	15,578	4,500		70,101,000	
	2割軽減 所得43万円+52万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下		7,647	13,174	1,800	23,713,200			
	計		39,499	57,044		272,053,800			
	合 計			94,424	131,533			1,244,388,700	
	5 年 度	医 療 分	7割軽減 所得43万円+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	20,577 1,292	26,917	19,600		527,573,200	841件 [災害等減免件数] 28件 [コロナ減免件数] R5年度分 0件 [多子減免件数] 603件 16,065,700円
5割軽減 所得43万円+29万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下			7,360 1,546	14,680			14,000		
2割軽減 所得43万円+53.5万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下			6,131 1,236		12,658	5,600		70,884,800	
計			38,142	54,255					
7割軽減 所得43万円+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下			9,046	9,706	9,100	88,324,600			
5割軽減 所得43万円+29万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下			3,410	4,053	6,500	26,344,500			
介 護 分		2割軽減 所得43万円+53.5万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	2,772	3,388	2,600	8,808,800			
		計	15,228	17,147		123,477,900			
		後 期 分	7割軽減 所得43万円+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	21,869	26,917	6,300	169,577,100		
			5割軽減 所得43万円+29万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下	8,906	14,680	4,500	66,060,000		
2割軽減 所得43万円+53.5万円×（被保険者数※1）+10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下			7,367	12,658	1,800	22,784,400			
計			38,142	54,255		258,421,500			
合 計			91,512	125,657		1,185,877,400			

年 度	法 定 軽 減 (10 月 31 日 現 在 一 般 及 び 退 職)					申請減免 (年度末現在)
	区 分	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	均等割額 (円)	軽減額 (円)	
6 年 度	医 療 分	7割軽減 所得43万円+10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下	20,581 1,218	26,537	19,600	520,125,200
		5割軽減 所得43万円+29.5万円×(被保険者数※1)+10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下	6,806 1,499			
		2割軽減 所得43万円+54.5万円×(被保険者数※1)+10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下	5,783 1,220	11,760	5,600	65,856,000
		計	37,107			770,641,200
	介 護 分	7割軽減 所得43万円+10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下	9,057	9,734	9,100	88,579,400
		5割軽減 所得43万円+29.5万円×(被保険者数※1)+10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下	3,227	3,764	6,500	24,466,000
		2割軽減 所得43万円+54.5万円×(被保険者数※1)+10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下	2,536	3,091	2,600	8,036,600
		計	14,820	16,589		121,082,000
	後 期 分	7割軽減 所得43万円+10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下	21,799	26,537	6,300	167,183,100
		5割軽減 所得43万円+29.5万円×(被保険者数※1)+10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下	8,305	13,190	4,500	59,355,000
		2割軽減 所得43万円+54.5万円×(被保険者数※1)+10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下	7,003	11,760	1,800	21,168,000
		計	37,107	51,487		247,706,100
	合 計		89,034	119,563		1,139,429,300

※世帯数上段は特定世帯以外、下段は特定世帯（国保加入者であった者が後期高齢者医療の被保険者に移行した後も同一世帯に引き続く国保加入者がいる世帯をいう）

※1 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

※2 給与所得がある者（給与収入が55万円を超える者）および公的年金等の所得がある者（公的年金等収入が65歳未満は60万円を超える者、65歳以上は110万円を超える者）。「給与所得者等の数-1」が0未満になるときは0。

第 8 節 川口市国民健康保険運営協議会

川口市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条に基づき、川口市長の諮問機関として設置されており、川口市の国民健康保険事業の運営に関する重要事項について、審議や川口市長への具申を行っています。

1 委員の構成

川口市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の適正な運営を図るため、被保険者、保険医または保険薬剤師、公益それぞれの代表により各同数をもって組織されています。

- ・被保険者代表 5人
- ・保険医または保険薬剤師代表 5人
- ・公益代表 5人

2 協議会開催状況

開催年月日	審 議 内 容
令和6年8月23日	1 令和5年度川口市国民健康保険事業特別会計決算見込（案）について 2 川口市国民健康保険条例の一部改正について 3 令和5年度川口市病院事業会計決算見込（案）について
令和6年11月20日	1 川口市国民健康保険税の賦課限度額について
令和7年2月12日	1 令和7年度川口市国民健康保険事業特別会計予算（案）大綱について 2 川口市国民健康保険税条例の一部改正について 3 令和7年度川口市病院事業会計予算（案）大綱について

第 4 章

高齡者保險事業

第4章 高齢者保険事業

第1節 後期高齢者医療制度の概要

後期高齢者医療制度は、誰もが安心して医療を受けることができるように、高齢者世代と現役世代の医療費負担を明確にして公平で分かりやすい制度にすること、保険財政の安定化を図ることを主な目的としてつくられた、独立した医療保険制度です。

1 制度の運営

(1) 埼玉県後期高齢者医療広域連合

①被保険者の資格管理、②保険料率の設定・賦課額の決定、③医療費の給付に関する決定などの事務、財政運営を行います。

(2) 川口市

①資格確認書等の引渡し、②各種申請・届出の受付、③保険料の徴収などの市民のかたに身近な窓口業務を行います。

2 後期高齢者の医療費負担

後期高齢者医療にかかる費用は、医療機関での窓口負担額を除き、公費（国、県、市町村）約5割、現役世代からの支援（各医療保険者からの支援金）約4割、被保険者の保険料約1割で賄っています。

患者負担	保険料	後期高齢者支援金 約4割	公費 約5割
窓口での負担です	約1割	現役世代の保険料 (国保・※被用者保険) からの支援です	国・県・市町村が負担します

※被用者保険とは、協会けんぽ（旧「政府管掌健康保険」）・健康保険組合・共済組合・船員保険のことです。

第２節 被保険者の状況

１ 被保険者となるかた

- 75歳以上のかた（生活保護受給者等を除く）
- 65歳から74歳で一定の障害があるかた（広域連合から認定を受けたかた）

（１）被保険者推移

（単位：人）

年度	人数	前年度比	増加率
R 2	67,323	424	0.63%
R 3	69,182	1,859	2.76%
R 4	72,363	3,181	4.60%
R 5	75,096	2,733	3.78%
R 6	77,368	2,272	3.03%

※各年度末日現在

（２）令和６年度 被保険者の状況

（単位：人）

		令和7年3月31日現在								
		現役並み所得者					一般 所得者Ⅰ	一般 所得者Ⅱ	低所得Ⅰ 該当者	低所得Ⅱ 該当者
			現役並み 所得者Ⅰ	現役並み 所得者Ⅱ	現役並み 所得者Ⅲ					
被 保 険 者 数	65歳～69歳	66	7	6	0	1	19	7	12	21
	70歳～74歳	83	1	1	0	0	25	6	23	28
	75歳～79歳	30,618	4,129	2,621	660	848	9,689	6,942	2,466	7,390
	80歳～84歳	24,169	2,065	1,185	401	479	7,720	4,715	3,328	6,341
	85歳～89歳	14,647	1,015	573	193	249	4,068	2,738	2,984	3,842
	90歳～94歳	6,198	373	199	78	96	1,508	1,051	1,660	1,606
	95歳～99歳	1,400	105	39	30	36	287	205	452	351
	100歳～ 計	187 77,368	11 7,706	4 4,628	3 1,365	4 1,713	35 23,351	19 15,683	75 11,000	47 19,626
(再掲)被用者保険などの被扶養者であった被保険者数		629	33	28	1	4	448	39	43	66

※現役並み所得者Ⅲ…住民税課税所得690万円以上のかた

※現役並み所得者Ⅱ…住民税課税所得380万円以上690万円未満のかた

※現役並み所得者Ⅰ…住民税課税所得145万円以上380万円未満のかた

※一般所得者Ⅱ…現役並み所得者を除く一定以上の所得のあるかた

※一般所得者Ⅰ…現役並み所得者、一般所得者Ⅱ、低所得者に該当しないかた

※低所得者Ⅱ…世帯の全員が住民税非課税である世帯のかた

※低所得者Ⅰ…世帯の全員が住民税非課税であってその全員の所得が0円である世帯のかた

※被用者保険…協会けんぽ（旧「政府管掌健康保険」）、健康保険組合、共済組合、船員保険
（市町村国保、国保組合は対象外）

第3節 財政状況

1 令和7年度予算

(1) 一般会計予算（民生費）

歳入

（各年度当初予算 単位：千円）

		令和6年度	令和7年度	増減額	増減率
民生費 県負担金	後期高齢者医療保 険基盤安定負担金	1,013,944	997,265	▲ 16,679	▲ 1.6%

歳出

（各年度当初予算 単位：千円）

			令和6年度	令和7年度	増減額	増減率
老人 福祉 総務 費	負担金・補助 及び交付金	後期高齢者医療 広域連合負担金	4,955,035	5,150,735	195,700	3.9%
	繰出金	後期高齢者医療事 業特別会計繰出金	1,845,878	1,816,830	▲ 29,048	▲ 1.6%
	合 計		6,800,913	6,967,565	166,652	2.5%

(2) 後期高齢者医療事業特別会計予算

歳入

（各年度当初予算 単位：千円）

			令和6年度	令和7年度		増減額	増減率
			予算額	予算額	構成比		
後期高齢者医療保険料	現年度分特別徴収保険料		3,585,426	3,408,236	50.0%	▲ 177,190	▲ 4.9%
	現年度分普通徴収保険料		3,148,263	3,377,903	49.6%	229,640	7.3%
	滞納繰越分保険料		26,815	26,955	0.4%	140	0.5%
	計		6,760,504	6,813,094	100.0%	52,590	0.8%
一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金		1,351,926	1,329,688	73.2%	▲ 22,238	▲ 1.6%
	その他一般会計繰入金	職員給与と費等繰入金	119,883	112,781	6.2%	▲ 7,102	▲ 5.9%
		事務費繰入金	374,069	374,361	20.6%	292	0.1%
	計		1,845,878	1,816,830	100.0%	▲ 29,048	▲ 1.6%
繰越金			30,000	30,000	100.0%	0	0.0%
諸収入	延滞金		2,700	2,386	0.8%	▲ 314	▲ 11.6%
	保険料還付金		16,000	16,000	5.0%	0	0.0%
	保険料還付加算金		200	200	0.1%	0	0.0%
	雑入		269,918	294,990	94.1%	25,072	9.3%
	計		288,818	313,576	100.0%	24,758	8.6%
合 計			8,925,200	8,973,500	100.0%	48,300	0.5%

歳 出

(各年度当初予算 単位：千円)

			令和 6 年度	令和 7 年度		増減額	増減率
			予算額	予算額	構成比		
総務管理費	一般管理事務費	職員人件費	135,963	128,860	75.8%	▲ 7,103	▲ 5.2%
		一般事務費	51,696	41,209	24.2%	▲ 10,487	▲ 20.3%
		計	187,659	170,069	100.0%	▲ 17,590	▲ 9.4%
	保健事業費	健康診査事業	219,768	230,976	59.9%	11,208	5.1%
		人間ドック検診料助成事業	124,583	139,504	36.1%	14,921	12.0%
		高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業	8,823	15,492	4.0%	6,669	75.6%
		計	353,174	385,972	100.0%	32,798	9.3%
徴収費	後期高齢者医療保険料徴収関係経費	45,263	44,352	100.0%	▲ 911	▲ 2.0%	
後期高齢者医療広域連合納付金	保険料等納付金	6,793,203	6,845,480	82.0%	52,277	0.8%	
	保険基盤安定負担金	1,351,926	1,329,688	16.0%	▲ 22,238	▲ 1.6%	
	事務費負担金	172,775	176,739	2.0%	3,964	2.3%	
	計	8,317,904	8,351,907	100.0%	34,003	0.4%	
諸支出金	保険料還付金	16,000	16,000	98.8%	0	0.0%	
	保険料還付加算金	200	200	1.2%	0	0.0%	
	計	16,200	16,200	100.0%	0	0.0%	
予備費			5,000	5,000	100.0%	0	0.0%
合 計			8,925,200	8,973,500	100.0%	48,300	0.5%

2 年度別決算状況

(1) 一般会計決算（民生費）

歳 入

（単位：千円）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
民生費 県負担金	後期高齢者医療保 険基盤安定負担金	729,041	744,035	827,666	873,634	938,270
民生費雑入	過年度療養給付費負 担金返還金雑入	136,029	260,100	447,767	483,102	270,982
合 計		865,070	1,004,135	1,275,433	1,356,736	1,209,252

歳 出

（単位：千円）

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
老 人 福 祉 総 務 費	負担金・補助 及び交付金	後期高齢者医療 広域連合負担金	4,247,437	4,571,903	4,779,063	4,839,832	4,955,035
	繰出金	後期高齢者医療事 業特別会計繰出金	1,417,046	1,349,888	1,483,790	1,613,074	1,696,834
	合 計		5,664,483	5,921,791	6,262,853	6,452,906	6,651,869

(2) 後期高齢者医療事業特別会計決算

歳 入

(単位：千円)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
後期 高齢者 医療 保険料	現年度分特別徴収保険料		2,763,509	2,743,569	2,888,273	3,000,385	3,299,837
	現年度分普通徴収保険料		2,290,118	2,372,942	2,859,583	2,932,564	3,362,794
	滞納繰越分保険料		30,282	27,774	30,308	38,983	32,504
	計		5,083,909	5,144,285	5,778,164	5,971,932	6,695,135
一 般 会 計 繰 入 金	保険基盤安定繰入金		972,056	992,046	1,103,555	1,164,846	1,251,026
	その他 一般会 計繰入 金	職員給与費等繰入金	94,306	96,783	114,151	114,263	108,461
		事務費繰入金	350,685	261,059	266,085	333,964	337,346
	計		1,417,047	1,349,888	1,483,791	1,613,073	1,696,833
繰越金			36,658	36,509	37,403	37,890	37,025
諸 収 入	延滞金		1,463	2,128	2,431	2,605	2,305
	保険料還付金		11,509	9,230	19,772	12,721	12,302
	保険料還付加算金		33	0	38	6	1
	雑入		234,180	227,852	263,383	252,562	283,443
	計		247,185	239,210	285,624	267,894	298,051
国庫補助金			1,343	0	0	0	0
合 計			6,786,142	6,769,892	7,584,982	7,890,789	8,727,044

歳 出

(単位：千円)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総務管理費	一般管理事務費	職員人件費	123,494	126,269	132,954	131,124	126,130
		一般事務費	36,191	39,543	67,481	42,506	50,365
		高額療養費	—	—	1,028	—	—
		計	159,685	165,812	201,463	173,630	176,495
	保健事業費	健康診査事業	164,006	164,692	185,308	196,940	224,152
		人間ドック検診料助成事業	95,640	105,790	112,318	116,892	126,248
		高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業	—	—	1,767	2,119	2,963
		計	259,646	270,482	299,393	315,951	353,363
徴収費	後期高齢者医療保険料徴収関係経費		143,589	29,548	29,864	34,079	42,263
後期高齢者医療広域連合納付金	保険料等納付金		5,085,513	5,145,338	5,780,004	5,975,197	6,696,973
	保険基盤安定負担金		972,055	992,046	1,103,555	1,164,847	1,251,026
	事務費負担金		117,594	119,851	112,898	177,290	157,129
	計		6,175,162	6,257,235	6,996,457	7,317,334	8,105,128
諸支出金	保険料還付金		11,524	9,412	19,877	12,764	12,318
	保険料還付加算金		26	0	38	6	1
	計		11,550	9,412	19,915	12,770	12,319
予備費			0	0	0	0	0
合 計			6,749,632	6,732,489	7,547,092	7,853,764	8,689,568

歳入歳出差引残	36,510	37,403	37,890	37,025	37,476
---------	--------	--------	--------	--------	--------

第4節 保険料の状況

1 保険料（令和6年度・令和7年度）

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割」と所得に応じた「所得割」を合計して、個人単位で計算されます。

均等割と所得割は、埼玉県の後期高齢者医療制度の運営主体である「埼玉県後期高齢者医療広域連合」により2年ごとに決められます。

（1）保険料の計算

保険料は、均等割（被保険者全員が均等に負担する部分）と所得割（被保険者の所得に応じて負担する部分）を合計して、個人ごとに計算されます。また、均等割は所得に応じた軽減があります。

なお、年間の保険料額については上限が定められています。

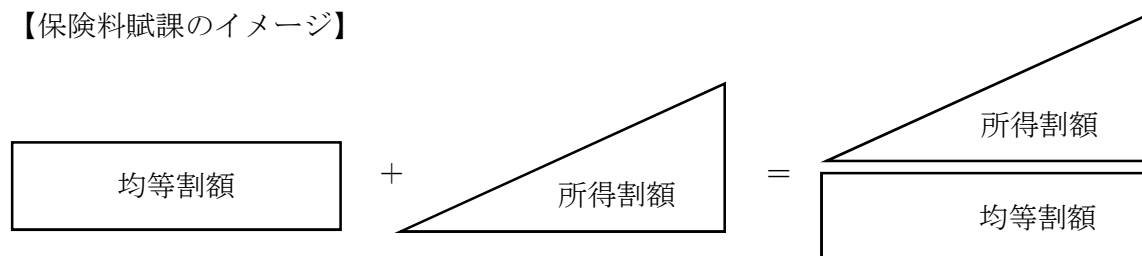
（2）均等割及び所得割

令和6年度、令和7年度は、均等割額45,930円 所得割率9.03%※1です。上限は令和6年度が73万円※2、令和7年度が80万円です。

※1 賦課のもととなる所得金額が58万円以下のかたは、所得割率が令和6年度に限り8.42%となります。

※2 令和6年度中に75歳になり加入されるかたは、令和6年度から上限80万円です。

【保険料賦課のイメージ】



	令和6・7年度	令和4・5年度	令和2・3年度
均等割額	45,930円	44,170円	41,700円
所得割率	9.03%	8.38%	7.96%
一人当たり保険料	R6 84,998円 R7 86,754円	78,773円	76,481円

（3）保険料の納め方

保険料は次の2つの条件を満たしているかたは、原則として年金からの天引きとなります。（「特別徴収」といいます。）

- ①年額18万円（ひと月15,000円）以上の公的年金を受給されているかた
- ②介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超えないかた

それ以外のかたは、市役所から送付される納付書でのお支払いとなります。（「普通徴収」といいます。）

2 調定額及び収入済額の推移

(単位：円)

		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率 (%)
令和 2 年度	現年度分特別徴収保険料	2,763,508,700	2,763,508,700	0	0	100.00
	現年度分普通徴収保険料	2,320,802,630	2,290,117,910	0	30,684,720	98.68
	滞納繰越分保険料	91,200,834	30,282,337	20,591,120	40,327,377	33.20
	計	5,175,512,164	5,083,908,947	20,591,120	71,012,097	98.23
令和 3 年度	現年度分特別徴収保険料	2,743,568,700	2,743,568,700	0	0	100.00
	現年度分普通徴収保険料	2,391,986,030	2,372,942,330	0	19,043,700	99.20
	滞納繰越分保険料	84,242,567	27,773,717	18,781,500	37,687,350	32.97
	計	5,219,797,297	5,144,284,747	18,781,500	56,731,050	98.55
令和 4 年度	現年度分特別徴収保険料	2,888,273,000	2,888,273,000	0	0	100.00
	現年度分普通徴収保険料	2,899,522,900	2,859,582,755	0	39,940,145	98.62
	滞納繰越分保険料	81,041,870	30,307,807	21,540,250	29,193,813	37.40
	計	5,868,837,770	5,778,163,562	21,540,250	69,133,958	98.45
令和 5 年度	現年度分特別徴収保険料	3,000,385,300	3,000,385,300	0	0	100.00
	現年度分普通徴収保険料	2,958,737,100	2,932,563,430	0	26,173,670	99.12
	滞納繰越分保険料	86,763,758	38,983,315	16,462,920	31,317,523	44.93
	計	6,045,886,158	5,971,932,045	16,462,920	57,491,193	98.78
令和 6 年度	現年度分特別徴収保険料	3,299,837,000	3,299,837,000	0	0	100.00
	現年度分普通徴収保険料	3,392,241,600	3,362,794,096	0	29,447,504	99.13
	滞納繰越分保険料	76,085,693	32,503,505	18,020,143	25,562,045	42.72
	計	6,768,164,293	6,695,134,601	18,020,143	55,009,549	98.92

※調定額…各年度で徴収すべき保険料の合計額です。

※収入済額…実際に徴収した保険料の合計額です。

※不納欠損額…時効を迎えた過年度分の滞納保険料の合計額です。

※収入未済額…現年度では徴収できずに翌年度に繰り越す保険料の合計額です。

第5節 保険給付

1 医療機関等の窓口での自己負担

医療機関等の窓口で支払う自己負担は、住民税が非課税または住民税課税所得が28万円未満のかたは1割、住民税課税所得が28万円以上145万円未満のかたは2割、住民税課税所得が145万円以上のかたは3割です。（ただし、収入状況等による例外があります。）

2 令和6年度療養給付費

埼玉県後期高齢者医療広域連合による数値です。

(1) 現物分

(単位：円)

		高齢者7割	高齢者8割	高齢者9割	計
保険者負担分	療養給付費【医科・歯科・調剤・食事療養費】	4,261,246,137	9,880,149,324	42,801,531,026	56,942,926,487
	療養費【柔道整復】	6,047,268	16,233,568	68,868,141	91,148,977
	訪問看護療養費	52,097,122	127,757,120	638,986,086	818,840,328
	計	4,319,390,527	10,024,140,012	43,509,385,253	57,852,915,792
高額療養費		507,210,356	1,018,589,983	1,589,589,234	3,115,389,573
合計		4,826,600,883	11,042,729,995	45,098,974,487	60,968,305,365

(2) 現金分（速報値）

(単位：円)

	高齢者7割	高齢者8割	高齢者9割	計
療養費	56,136,195	118,220,903	591,124,862	765,481,960
高額療養費	137,292,855	244,594,676	418,298,552	800,186,083
外来年間合算	—	14,087,245	12,468,277	26,555,522
高額介護合算療養費	5,432,142	5,679,512	34,807,569	45,919,223
移送費	0	0	0	0
合計	198,861,192	382,582,336	1,056,699,260	1,638,142,788

3 一人あたりの医療費の推移

埼玉県後期高齢者医療広域連合による数値です。

	費用額 (円)	被保険者数 (人)	1人あたりの 年間医療費 (円)	対前年比 (%)
令和2年度	55,296,419,283	67,165	823,292	▲ 5.56
令和3年度	57,427,902,931	67,952	845,125	2.65
令和4年度	60,034,889,340	70,609	850,244	0.61
令和5年度	64,224,552,875	73,602	872,592	2.63
令和6年度	67,598,785,605	76,206	887,053	1.66

※現物【医科・歯科・調剤、食事・生活療養費、訪問看護療養費、柔道整復（日整会員）】で計算。

※各年度被保険者数は、3月から翌年2月の平均とします。

第6節 保健事業

1 健康診査事業

被保険者の生活習慣病を早期に発見し、健康状態の保持・増進を図るために、平成20年度より健康診査事業を実施しています。

(1) 健診の内容（基本項目）

- ・診察（問診を含む。）
- ・身体計測（身長・体重・BMI）
- ・血圧測定
- ・血液検査（脂質検査、肝機能検査、腎機能検査、血糖検査、貧血検査）
- ・尿検査（尿糖、尿蛋白、潜血）
- ・心電図検査

(2) 健康診査受診状況

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	基本単価 (円)	自己負担額 (円)
令和2年度	67,323	12,530	18.61	11,880	0
令和3年度	66,462	12,440	18.72	12,012	0
令和4年度	70,004	13,988	19.98	12,012	0
令和5年度	74,306	14,883	20.03	12,034	0
令和6年度	74,180	16,912	22.80	12,111	0

※対象者数は、令和2年度までは各年度末の被保険者数です。

※令和3年度以降は、算定除外者（特別養護老人ホームに入居のかたなど）を除いた被保険者数です。

2 人間ドック検診料助成事業

被保険者の自己負担の軽減と疾病の早期発見及び健康の保持増進を図るために、平成20年度より人間ドック検診料の一部を助成しています。

(1) 検診の内容

健康診査の基本項目に以下の検査が追加されます。

- ・胸部レントゲン検査 ・便潜血検査 ・肝炎ウイルス検査 ・梅毒検査
- ・胃、食道などの検査（レントゲンまたは内視鏡）など

(2) 人間ドック検診受診状況

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	基本単価 (円)	自己負担額 (円)
令和2年度	67,323	3,903	5.80	31,636	6,600
令和3年度	66,462	4,300	6.47	31,702	6,600
令和4年度	70,004	4,571	6.53	31,702	6,600
令和5年度	74,306	4,805	6.47	31,658	6,600
令和6年度	74,180	5,214	7.03	31,658	6,600

※対象者数は、令和2年度までは各年度末の被保険者数です。

※令和3年度以降は、算定除外者（特別養護老人ホームに入居のかたなど）を除いた被保険者数です。

第 5 章

看護専門学校

第5章 看護専門学校

第1節 看護専門学校の概要

1 設置目的

本校は、保健師助産師看護師法に基づく看護師としての必要な専門的知識及び技術を修得させ、社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的としています。

2 教育理念

生命の尊重と個人の尊厳を普遍の原理とした人間学を基盤とし、主体的な学習により看護職に必要な基礎的知識・技術・態度を学び、自己を発展させることができる人材の育成を目指します。また、社会の動向に関心を持ち、国際的視野を広め柔軟な思考や判断力を持って、社会的使命を遂行しうる実践的な看護専門職としての人材の育成に努めます。

3 組 織

(1) 校 舎

所在地	川口市大字新井宿802番地の3
敷地面積	1, 856 m ²
延床面積	3, 253 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造 地上4階建

(2) 学生寮

敷地面積	2, 648 m ²
延床面積	3, 470 m ² (医療センター看護師住宅と共用)
構 造	鉄筋コンクリート造 地上5階建 (2階24室)

(3) 学科定員

定 員	看護学科 (3年課程)	120人
-----	-------------	------

(4) 学生数

(単位：人)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
看護学科	114 (9)	118 (9)	103 (8)

※各年度4月1日現在

※ () 内は男子学生数であり内数

(5) 沿 革

昭和44年	4月	1日	川口市民病院附属高等看護学院Ⅱ部設置
昭和51年	2月	13日	川口市民病院附属高等看護学院Ⅰ部設置
昭和59年	2月	9日	川口市民病院附属高等看護学院 専修学校として認可
平成5年	12月	16日	川口市立看護専門学校第1看護学科・ 第2看護学科に名称変更
平成6年	4月	1日	新校舎へ移転開校
平成7年	1月	23日	卒業者に「専門士」の称号付与 文部省認定
令和2年	3月	31日	第2看護学科 課程の廃止
令和2年	4月	1日	川口市立看護専門学校看護学科に名称変更

第2節 教育・行事

1 看護学科

(1) 教育目的

豊かな人間性を養い、看護専門職として必要な知識・技術・態度を修得し、社会のニーズに対応できる有能な看護師を育成することを目的としています。

(2) 授業科目と単位数

基礎分野	14科目・14単位・	345時間
専門基礎分野	21科目・25単位・	570時間
専門分野	43科目・47単位・	1125時間
臨地実習	14科目・24単位・	915時間

2 主な行事

月	行 事
4月	入学式、入学時ガイダンス、健康診断
5月	戴帽式
6月	スポーツ大会
7月	オープンキャンパス、ホームカミングデイ
8月	オープンキャンパス
9月	防災訓練
10月	推薦・社会人入試
11月	次年度卒業生・進学・就職説明会、合同学習活動
12月	看護学生研究発表会
1月	一般入試
2月	卒業記念講演、埼玉県看護学生研究発表会、クリーン作戦
3月	卒業式、市内施設見学

第3節 学校運営

1 入学状況

(単位：人)

	応 募 者	受 験 者	入 学 者
令和 5 年度	74	60	36
令和 6 年度	74	64	38
令和 7 年度	56	46	31

※一般入試、推薦・社会人入試の合計

2 国家試験状況

	全 国			埼 玉 県			本校（全体）		
	受験者 (人)	合格者 (人)	合格率 (%)	受験者 (人)	合格者 (人)	合格率 (%)	受験者 (人)	合格者 (人)	合格率 (%)
令和 4 年度	64,051	58,152	90.8	3,126	2,766	88.5	31	30	96.8
令和 5 年度	63,301	55,557	87.8	3,224	2,751	85.3	31	25	80.6
令和 6 年度	63,131	56,906	90.1	3,129	2,756	88.1	46	45	97.8

※新卒者、既卒者の合計

3 卒業生の進路状況

(単位：人)

県内外	内 訳		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
県内	市内	医療C	18	9	26
		その他	9	15	9
		市内 計	27	24	35
	市外	計	0	0	2
県外	東 京 都		1	1	1
	そ の 他		0	0	1
就 職 者 数			28	25	39
進 学 者 数			1	0	1
そ の 他			1	6	0
合 計 (卒業者数)			30	31	40

4 川口市看護学生等奨学金

(1) 利用状況

	1 年 生		2 年 生		3 年 生		合 計	
	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
令和 4 年度	29	10,440	21	7,560	17	6,120	67	24,120
令和 5 年度	21	7,560	28	10,080	23	8,010	72	25,650
令和 6 年度	29	10,440	20	7,200	25	8,460	74	26,100

(2) 返還及び免除状況

	奨学金返還状況		奨学金返還免除状況	
	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
令和 4 年度	10	3,960	50	16,320
令和 5 年度	8	3,260	44	14,520
令和 6 年度	12	4,870	52	19,020

資料
関連団体名簿

川口市地域保健審議会委員

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

No.	職	氏 名	所 属 等
1	会長	長江 厚	一般社団法人川口市医師会会長
2	副会長	倉田 豊	一般社団法人川口歯科医師会専務理事
3	委員	金子 裕子	一般社団法人川口薬剤師会会長
4	〃	永井 晃	川口市民生委員児童委員協議会 芝東地区民生委員児童委員協議会会長
5	〃	藤波 康彰	社会福祉法人川口市社会福祉協議会常務理事
6	〃	鈴木 剛	田園調布学園大学社会福祉学科准教授
7	〃	関 美雪	埼玉県立大学保健医療福祉学部看護学科教授
8	〃	茂野 明也	川口食品衛生協会相談役
9	〃	宗像 幸彦	埼玉県理容生活衛生同業組合川口支部支部長
10	〃	渡邊 謙	川口市レクリエーション協会会長
11	〃	阿部 広美	川口市食生活改善推進員協議会芝富士支部副支部長
12	〃	久保 和見	川口市健康・生きがいつくりアドバイザー協議会会長
13	〃	請川 かおり	川口商工会議所女性会副会長
14	〃	富田 守甫	川口市老人クラブ連合会副会長
15	〃	増田 泰子	公募委員
16	〃	大沼 早苗	公募委員
17	〃	岩本 好則	川口市立安行小学校校長

(令和7年9月1日現在)

川口市小児夜間救急診療事業連絡調整会議委員

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

No.	職	氏 名	所 属 等
1	会長	長江 厚	一般社団法人川口市医師会会長
2	副会長	有井 直人	埼玉県済生会川口総合病院小児科主任部長
3	委員	新谷 仁	一般社団法人川口市医師会顧問
4	〃	山森 裕之	一般社団法人川口市医師会理事
5	〃	仲地 正宜	一般社団法人川口市医師会小児科部会
6	〃	鈴木 里織	一般社団法人川口市医師会事務局
7	〃	金子 裕子	一般社団法人川口薬剤師会会長
8	〃	永田 直美	一般社団法人川口薬剤師会副会長
9	〃	三塚 浩二	一般社団法人川口薬剤師会事務局
10	〃	宇田川 智宏	川口市立医療センター小児科部長
11	〃	荒熊 智宏	埼玉協同病院小児科部長
12	〃	片倉 孝徳	川口市消防局救急課主幹兼救急管理係長
13	〃	吉澤 謙一	川口市立医療センター医事課長
14	〃	矢崎 研次	川口市保健総務課長

(令和7年9月1日現在)

川口地区救急医療対策協議会委員

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

No.	職	氏 名	所 属 等
1	委員	長江 厚	一般社団法人川口市医師会会長
2	〃	橋本 佐知子	一般社団法人川口市医師会理事
3	〃	清水 秀治	一般社団法人川口市医師会理事
4	〃	田村 尚之	一般社団法人川口歯科医師会会長
5	〃	齋藤 卓	齋藤記念病院院長
6	〃	佐藤 雅彦	埼玉県済生会川口総合病院病院長
7	〃	馬場 俊也	川口工業総合病院院長
8	〃	後藤 慶太郎	埼玉協同病院副院長
9	〃	益子 峻典	益子病院病院長
10	〃	服部 晃典	川口誠和病院院長
11	〃	國本 聡	川口市立医療センター病院事業管理者
12	〃	直江 康孝	川口市立医療センター救命救急センター長
13	〃	村田 宏明	川口市消防局消防長
14	〃	岡本 浩二	川口市保健所長

(令和7年9月1日現在)

川口市献血推進連絡協議会委員

任期: 令和6年4月1日～令和8年3月31日

No.	役職名	所 属 ・ 職 名	氏 名
1	会 長	川口市長	奥 ノ 木 信 夫
2	副会長	安行地区献血会長	平 岡 仁
3	〃	川口青年会議所理事長	瀬 川 智 広
4	監事	神根東地区献血会長	高 山 治 男
5	〃	川口市赤十字奉仕団委員長	和 田 正 規
6	委員	川口市医師会長	長 江 厚
7	〃	南平地区献血会長	白 根 幸 男
8	〃	新郷公民館地区献血会長	寺 本 正 和
9	〃	神根公民館地区献血会長	椎 名 和 比 古
10	〃	西公民館地区献血会長	中 島 一 行
11	〃	芝公民館地区献血会長	矢 作 邦 男
12	〃	前川公民館地区献血会長	野 口 政 昭
13	〃	西川口地区献血会長	
14	〃	青木地区献血会長	長 堀 光 洋
15	〃	幸栄地区献血会長	熊 木 明 美
16	〃	上青木地区献血会長	増 田 徹
17	〃	芝南地区献血会長	稲 川 和 成
18	〃	朝日公民館地区献血会長	鈴 木 光 昭
19	〃	根岸地区献血会長	西 山 育 昌
20	〃	領家地区献血会長	竹 井 伸 和
21	〃	芝西地区献血会長	浦 邊 敏 夫
22	〃	芝北公民館地区献血会長	水 品 廣 記
23	〃	芝富士公民館地区献血会長	新 井 哲 生
24	〃	神根西公民館地区献血会長	金 子 眞 一
25	〃	新郷南公民館地区献血会長	大 場 茂 樹
26	〃	前川南地区献血会長	鈴 木 ミ ネ 子
27	〃	朝日東地区献血会長	上 倉 徹
28	〃	芝園公民館地区献血会長	佐 々 木 愛 子
29	〃	安行東地区献血会長	杉 本 忠 昭
30	〃	横曽根地区献血会長	興 石 晴 夫
31	〃	東京電力パワーグリッド(株)献血会長	柴 崎 順 也
32	〃	川口市立高等学校長	吉 野 浩 一
33	〃	川口市教育長	井 上 清 之
34	〃	川口市保健部長	小 澤 賢 二
35	〃	川口市保健所長	岡 本 浩 二
36	〃	川口市福祉総務課長	森 岡 有 子

※ 令和7年9月1日現在、西川口地区献血会長につきましては、不在となっております。

(令和7年9月1日現在)

川口市感染症診査協議会委員

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

No.	職	氏 名	所 属 等
1	会長	堀場 昌英	独立行政法人 国立病院機構 東埼玉病院 特命副院長
2	委員	南條 友央太	埼玉県済生会 川口総合病院呼吸器内科主任部長
3	〃	田中 義枝	社会福祉法人 優美会 特別養護老人ホームとだ優和の杜施設長（管理者）
4	〃	備藤 操	ラビット司法書士事務所
5	〃	鈴木 浩幸	川口市社会福祉事業団常務理事

（令和7年9月1日現在）

小児慢性特定疾病審査会委員

任期：令和7年1月1日～令和8年12月31日

No.	職	氏 名	所 属 等
1	委員	康 勝好	埼玉県立小児医療センター血液・腫瘍科科長
2	〃	秋岡 祐子	埼玉医科大学病院教授
3	〃	菅野 雅美	埼玉県立小児医療センター新生児科医長
4	〃	星野 健司	埼玉県立小児医療センター循環器科科長
5	〃	岩本 洋一	埼玉医科大学総合医療センター講師
6	会長	菊池 透	埼玉医科大学病院教授
7	委員	菅沼 栄介	埼玉県立小児医療センター感染免疫・アレルギー科科長
8	〃	黒木 康富	所沢市市民医療センターセンター長
9	〃	田中 学	埼玉県立小児医療センター総合診療科科長
10	〃	味原 さや香	埼玉医科大学病院助教

（令和7年9月1日現在）

川口市予防接種健康被害調査委員会委員

※予防接種法に基づき市が実施した予防接種によるものと疑われる健康被害が発生した場合において、当該健康被害について医学的見地から調査するため、健康被害ごとに委員会を設置するものです。令和6年度に設置した委員会について名簿を掲載いたします。

令和6年度第1回から第4回

No.	氏 名	所 属 等
1	小俣 香	一般社団法人川口市医師会
2	目時 亮	一般社団法人川口市医師会
3	橋本 佐知子	一般社団法人川口市医師会
4	小澤 賢二	川口市保健部長
5	岡本 浩二	川口市保健所長

令和6年度第5回から第7回

No.	氏 名	所 属 等
1	小林 史子	一般社団法人川口市医師会
2	清水 秀治	一般社団法人川口市医師会
3	矢島 和人	一般社団法人川口市医師会
4	小澤 賢二	川口市保健部長
5	岡本 浩二	川口市保健所長

令和6年度第8回から第9回

No.	氏 名	所 属 等
1	大川 敬一	一般社団法人川口市医師会
2	馬場 俊也	一般社団法人川口市医師会
3	山森 裕之	一般社団法人川口市医師会
4	小澤 賢二	川口市保健部長
5	岡本 浩二	川口市保健所長

川口市国民健康保険運営協議会委員

任期：令和7年7月1日～令和10年6月30日

No.	職	氏 名	所 属 等
1	委員	安藤 晴彦	並木地区連合町会
2	〃	川邊 正一	朝日地区連合町会
3	〃	柳田 雅彦	芝地区連合町会
4	〃	中田 淳夫	安行地区連合町会
5	〃	石井 庸子	公募
6	〃	齋藤 卓	川口市医師会
7	〃	大川 敬一	川口市医師会
8	〃	神山 浩	川口市医師会
9	〃	伊藤 公介	川口歯科医師会
10	〃	永田 直美	川口薬剤師会
11	会長	松本 進	川口市議会
12	委員	内田 幸子	民生委員児童委員協議会
13	〃	植杉 勝紀	保護司会
14	〃	辻 康二郎	川口市商店街連合会
15	副会長	中山 栄次	緑化産業団体連合会

(令和7年9月1日現在)

令和 7 年版 川口市保健事業概要

令和 7 年 9 月発行

編 集／川口市保健部

発 行／川口市

〒332-8601 川口市青木 2 丁目 1 番 1 号

TEL 048-258-1110（代表）

